

罪科

- 一、他出に時を過る罰 一度は放課日二度を減す二度は放課日三度を減す三度以上放寮
- 一、講釋諸會暨朝課復讀缺席の罰 一度は放課日三度を減す二度は一月不許出門三度は放寮
- 一、門限遅刻の罰 夜戌牌までは一月出門を不允戌牌以後は放寮亥牌以後は放寮五日の禁錮
- 一、無故下宿の罰 放寮五日の禁錮
- 一、不修正課の罰 無定科時宜に従て科を受く
- 一、炊烹飲酒の罰 右同斷
- 一、門限後脱出及姦曲の罰 更に嚴科あり

右罰の輕は正權大屬達之重は少參事達之總て督教及び寮長立合の事(庚午十二月)

入學許可を得しものは係り役員師家へ回禮す禮服は各自入門の師家のみ用ゆ

職名及び俸祿 事務官は學館總奉行家老職之を兼ね學館係年寄一名これあり學館大目付二名七役料米 同目付三人七役料米 學

館預り一名、目付附書記役一名、坊主三名、門衛一名以上役料なし

教官は儒者二名、助教二名、讀書指南二名、句讀師二名、素讀手傳十五名、維新前と學制頒布前と變革なし但し教官

は維新前別に役料なし維新後に至つて少參事一名七役料米 を置き之を總括す正權大屬二名正少屬役料三十五俵 正權少屬

二名、督教二名役料正大補助二名 以下等差あり

座席身分取扱等特に變革ありと雖ども大抵儒者督教助教補教は上士祿百石以上藩主の侍讀を兼ね讀書指南句讀師進

業生は中士以下其學力に依て祿高を増減す手傳は平士を用ゆ役金若干を與ふ座席取扱等は其人其時に應じて昇降あ

り定規の記すべきなし習書算術武藝は各師範手傳等あり皆諸士よりこれを兼ね別に役料なしその功勞に因て賞金を

給する差あり

職員概數 時々増減ありと雖ども大抵六十名に過ぎず

生徒概數 是又一定せぬと雖ども大率三百名有餘設寮以前寄宿生なし設寮以後寄宿生百三十名通學入寮生百名餘然して費用は悉皆藩費を以てす

束修謝儀 各自の意向に任せ師家へ入門す修學は學校にて混同教授すと雖ども各師家へも入塾講習す(例令小兒復習大人夜學等なり) 因て人々の意向に従ひ定規なし

學校經費 學費は總て藩の度支より給す一年の經費維新以前は金千五百兩維新以後は米二千石宛を以て支給す別に學用を以て給する事なし學費を藩士に賦課し又學事の張弛に依て學費を増減せし事なし然と雖ども維新以後政度變換に付ては自ら増額に至る則職名俸給の條を見るべし

藩主臨校 時々藩主臨校生徒の學業を觀講義を聽く

祭 儀 別に掲く(略)

學校構造 後に具す(略)

學校にて出版翻刻せし書籍目次及び藏書部數 學館出版翻刻せしもの一切これなし藏書數種ありと雖ども維新の際殘らず飾磨縣へ納む

舊龍野藩學館は未だ草創にして制度完備せず因て諸則錄すべきなしと雖ども但各條舊記に依り古老に問ひ従前經歷する處を記すと云爾

舊龍野藩

三、學制



## 學事上の諸制度

藩主の布令諭達

天保二年辛卯年十月學校設立に付一統え達

武藝文學相勵士風正敷可致旨毎々被出御省略筋被仰出候節にも御沙汰有之不絶御世話被成下候の處何と無く右修業筋相衰へ既に近來は其藝能を以て格別に御引立被成下候程の者も無之士風追々相崩候趣に付去辰年久々に御歸城被遊候以來彼是不時之御處置も有之格別御引立被成下候より風儀正敷修業筋相勵候得共動もすれば心得違の向も有之御不安堵に付御發駕前思召之御旨趣猶ほ一統え御直に被仰置候義も有之候然處一昨丑春參府一統氣弛み致候哉老若の無差別川殺生内職様の義をも專に致し唯唯今日を凌候一助のみ相心掛文武修業筋は疎く相成風儀及頽敗候趣具に達御聞候尤其中には不絶神妙に修業筋相勵心得方宜向も有之夫等は奇特の義御満足に思召候勿論文武御引立の義は其一己の嗜而已に致せんと御事に無之根元人となるの礎にて其邊覺悟研磨不致ては拔群の人材も成就不致如此の成姿にては人器は暫く差置士風義氣をも取失往々如何成行可申哉且二男三男等にて御家中の中へ養子相成候は勿論縦令他所へ養子等に罷出候共右の爲體にては甚以御不聞の義殊に御成功の御家に候得ば武術の義はいかにも御手厚に無之ては御外實共不相濟御先祖様に被爲對候ては實以御不本意至極に思召候是と申も御勝手連中の御不如意に付猶又去子年五厘増引被仰付困窮を重ね如何様に致候ても御厄介不相成様にとの心取より定祿ある士たるもの義氣急務を失ひ日用の宜方のみを心掛候より文武修業筋は脇に致し士風自ら崩候義と思召候然るに中には困窮と云ながら不似合の飲食衣住等の義は御時節をも不辨甚不相應の向も有之或は謠囃子又は俳諧様の義を相心掛光陰を送り候族も有之文武修業筋の餘力有之に於ては何藝にても可相嗜は勿論の事に候得共肝要の修業筋脇に致し遊藝に耽候義は前後不都合大に心得違の事に候得共過去は先被加御宥恕右成行候様元の弊を御救不被成下候ては迎も人氣恢復致間敷と御不安堵御痛心に思召候餘り當時の御勝手御成行にも難被爲換時合に思召此度采女眞鍋主鈴被召呼猶段段

仰合候御旨趣有之則右の思召を以て五厘御寛米被仰出候間厚感戴致し可也に取續文武修業筋專に相勵風儀恢復致し候様覺悟可致旨被仰出候尤御勝手昨今の御成行御寛米の儀は御勝手にて此補ひ不輕義にて強て御斷申上度候得共段々御深重の御旨趣に付御請申上候事に候得ば右不一通思召厚難有可奉存別て御公務旦夜御多端に被爲入候御中御配慮被成下斯御辛勞を奉懸候義は於一統も深恐入以後風儀正敷修業筋年若の面々は別ての義親々當主よりも精々及教示聊も御趣意に不觸様致覺悟何卒奉體御心慮候様可致候右之通別義の以御處置御教導被成下候上は自然修業筋等閑に相心得風儀不宜族も有之に於ては其身は勿論嫡子二男三男厄介等の内右體の者有之に於ては親々當主迄も嚴重に御沙汰可有之候間此段も兼ねて相心得可罷在候

一、文武修業筋の義に付今般段々厚思召の御旨趣被仰出之就ては文武稽古所御取建可被成下旨被仰出之尤係る御時節學館等之義は御内外差支の筋も有之不被任思召候可也文武一所に相勵候様との御事に候間此旨も相心得呉々も今般御引立の御趣意厚奉戴年若の面々は別ての義往々御用立候様相勵可申候此段得其意同役中へ申通組付の給人支配し諸士末々迄不洩様入念可被申達候

## 別段師匠々々え趣

文武修業筋の義に付段々厚御旨趣を以稽古所御取建被仰出被哉是不一形御厚配被成下候趣は一統へ申達承知の通に候依之家業筋猶以及研究弟子共引立方の義格別心を用ひ引立候様被仰出候修業筋銘々心得次第の義とは乍申各引立の厚薄により精不精に拘り御用立候人器も追々出來可致と思候間今般の御趣意貫徹候様一入精力を被盡相勵候様出精引立可申候右達書相達候

同五年七月十日達

兼て被仰出候文武稽古所御普請皆出來に付御開可被成旨被仰出候間日割等の義追て可申達候右御開に付ては夫々御備も相立可申處此度の御火災に付其御入用不容易故誠不被得止事御手元始諸向御減縮被仰出御家中の義も御趣意



有之候御寛米すら引米被仰付候程の御時宜に付御年限中は御備向不被及御沙汰候間師匠々々に有之道具類持出申合修業可致と之御事に候右體御備も不立而巳ならず斯増引をも被仰出候に付ては自然氣弛等も有之卯年之御趣意に相觸候ては不相濟事候間今般被仰出候趣厚相辨風俗之義も不及類敗様急度相心掛可申勿論御火災に付ては二男三男殊に未だ辨へ無之小兒等に至る迄誠實の寸志心力を盡し候一體の人情に候得ば非常無御據譯を以て引米被仰付候迎夫々相泥み氣弛等致し候様之義有之間敷候得共猶其義氣誠實永不相撓様可致段々御配慮之趣も有之に付分て申達置候

重て師匠々々え達

文武稽古所御開の義只今一統へ申達承知之通御年限中は稽古所御備向不被及御沙汰就ては師匠々々に有之道具類持出申合修業可致との御事に候間無御據次第各にも厚辨別の上卯年被仰出候御趣意に不相觸様弟子共引立方の義格別に心を御候様可被致候(七月十日)

同年七月二十日儒者え達

町在へ文學心掛度もの勝手次第稽古所へ罷出候様可申達旨奉行え相達候間其旨可被相心得候

同年八月二十四日大目付觸

師職に無之先輩へ便り讀書心掛居候ものも有之趣何れも殊勝の心掛に付右之者共は師職之面々へ致入門文武稽古所へ罷出修業可致候

- 一、初て稽古所へ罷出候ものは師匠々々に相願其上大目付稽古所目付え相届可申尤麻上下着用可罷出候
- 一、講釋會讀の節は十三歳以下の小兒たりとも袴着用可致候

同月廿五日一統觸

來る廿八日文武稽古所被成御開候間其旨承知致し申合可相觸候但稽古之日割講堂御次の間に張出候間一覽可致候

同年十二月三日大目付通達

文武稽古所へ罷出候面々出席度數の書上師匠々々より差出候處取調方區々付以來は名前之上に玉點相印懈怠の有無は肩書に致し差出候様師匠々々へ通達可有之候

同月二十六日口達小西惟冲へ

正月十六日講釋初等の義先達て以書面被伺出申達候趣有之處正月十日四時講釋初被仰付右にて一本之稽古初被成御濟候間得其意其後は日割の通稽古相始可申依之師匠々々宅にて稽古初の義は仕來の通可心得者外師匠々々へ大目付より通達爲致候間此段得其意讀書の義は仕來の通可被心得候尤此旨藤江濟腹野勇へも可被相通候

安政三辰年十月仕法替の儀に付達

今般文武修業筋の義に付被仰出候に付仕法替の覺

- 一、於學館毎日九時までは讀書一向に致し弓馬の稽古は晝後に致し可申事但習書は是迄の通可相心得事
- 一、給人嫡子三十歳以下年若の面々日日朝六時半より九つ時迄の内學館へ罷出讀書致し可申尤年輩のものにても有志の向は勝手次第可罷出事
- 一、學館支關并次の間を書生寮に致し給人并嫡子を初入寮の人を定置日日出席讀書致可申候人當の義は取調の上追て可申達候事但給人の次男三男等并無足人以下次男三男等に至る迄入寮致し度向は儒者へ可申出尤十五歳獨讀以上までと可相心得候右の外讀書人は講堂にて讀書可致事
- 一、入寮の面々會讀の節不殘罷出候ては混雜致し候間出席の人當は儒者の差圖請可申事
- 一、三十歳以上は入寮の外に候得共會讀講釋へは無缺罷出可申事
- 一、御屋敷三八講釋以來相止候事

一、會讀の節御家老共年寄共番頭共申合成丈出席致し可申諸役人の處も一役一人づゝ申合出席致し可申尤有志の向



は勝手次第の事

- 一、練兵の節其度々前同様出席物頭は不殘罷出候様可致事
- 一、總體武術月々二流づ、終日稽古致可申其筋出席前同斷可相心得事
- 一、讀書人春秋兩三度づ、讀廻し大人は輪講爲致其節御家老共年寄共初罷出承り可申候但追て力附候ものへは上より策問の委に御題被下候間其筋和文漢文の無差別書述差出可申格別宜出來のものへは臨時御稱美可被成下候事
- 一、文武稽古人の内四書出席講釋劍槍他流試合兩三年に一度づ、相試可申尤業出來候共驕伐のもの相除き人數取極可及一覽其節講釋無滯致し候もの劍槍試合拔群のものへは格別の御稱美可被下置候事
- 一、素讀試方右同斷四書五經讀まで二つに引分け毎終篇各圖取にて一篇づ、爲讀無滯讀通候ものへは爲御褒美書物可被下置候事

右の通被仰出候間得其意持場の儀は書面の趣を以取計可申最早別段口口へは不相達候以上(十月)

給人并嫡子三十歳以下の面々學館へ罷出讀書致し候に付ては嫡子頭並嫡子の内古き面々十人申合六つ半時より九つ時まで一人づ、學館へ相詰嫡子は勿論給人以下の讀書人着到相改且其席に見張居嚴敷心を付候様可致尤讀書人當番且無據差支にて缺席の節は着到當番へ爲相斷可申候尤會讀の席へも同様罷出可申候嫡子十八歳より御扶持方被下十八歳より内にては諸事心掛能武藝文學出稽のものへは御扶持方被下置候御規格の處以來文武修業筋不心懸の面々へは二十五歳迄御扶持不被下其後も勤向不被仰付其上にも改心不致修業筋心掛不宜ものへは家督跡式之節嚴敷減石等可被仰付義も可有之候間此段得其意幼年の内より油斷不致様頭々親々より厚心を附急度御用立候様爲成立可被申候此段得其意同役中へ可被申通候(十月二十一日)

口 達

御時勢不容易處久御歸城不被遊に付士氣相振候哉日夜被爲懸御心頭追々御取調被成候處一旦武器手入等致し候之

砌と違ひ當時は文武官共講習眞實に心掛候ものは僅數輩にて其餘は一寸のがれに打過候趣御承知被遊甚以敷敷思召依之御引立方且御家中總體を御見ならし被遊候處下は武劣り中は文劣り上は文武二つ共かと思召御歎息の餘り其根元を御熱慮被遊段々思召の趣別紙御書取を以被仰出候に付條共相達候間拜見の上被仰出の御旨趣奉敬承向後一同急度憤發興起いたし文武修業筋相勵士氣相振急度御用立候様可心掛候右の段得其意同役中へ申通組付の給人支配の諸士末々迄不洩様入念可被申達候條書口達書は大目付え相達候間猶熱覽可被致候

學館仕法替は來月二日より可相心得候事

- 一、文武の志薄く又は不行跡等にて度々蒙御沙汰候様のもの三代も續候得ば百石の給人は無定に被仰付無足人は御流に被仰付百石以上は右に準し家督跡式格別に減石可被仰付旨被仰出候
- 一、褒貶化育の義に付御家老共年寄共被成下候御書取無程相下げ候間拜見致し置可被申候但右褒貶化育の儀に付御書取の趣且一格御取下げ減石の義に付被仰出候趣は組附支配向へは申達に不及各切に心得可罷在候

儒 者 へ

學館仕法の義に付各被申上候趣有之一々申出の通被仰出夫々今日申達候事に候讀書人引立方の義は申迄も無之候得共各引立に依り拔群の人才も出來いたし候へは今度の義は別て上段に厚御配慮被爲在候御事と申格別踏込一同成立御主意に相叶候様可被致候

一、入寮の名前早々取調可被申出事

一、寮中へ讀書指南句讀師共一人づ、出席教授の義は各より申通宜被取計候

慶應元年明治三年兩度學政改正すと雖ども右に關する帳簿數紛亂するを以て藩主の告諭書取並布達等記するを得ず學業上達の者には文武諸藝とも年々一回賞典を行ふ金及び品物を與ふ拔群の者には特別章服及び金祿を加へ或は格式を昇す小兒には筆墨紙の類を與ふ尤業の優劣に依て差等あり外に祿税を免する等の法なし



士族卒の子弟教育方法 士族卒とも小兒八歳より必ず入學せしむ若し入學せざるものはその事故を糾すその餘暇各自の意向に従ひ家塾に就て修學するを許す特別の者は藩費を以て遊學せしむ私費遊學するも亦これを許す全く學事に關與せざるの類なし藩士は月に六回づゝ生徒と共に學士の講義を聽聞せしむ

平民の子弟教育方法 家塾寺子屋にて修學せしのみならず藩立學校へ入學するを許す農商とも學事に従事するを禁せず家塾寺子屋設置の制度 家塾寺子屋を開設するは各自の意向に任ず藩より干涉せず然れども教育勉勵且才學卓絶の者には金及び褒詞を與ふ

四、其の他

1、祭儀

春秋兩度中月上丁の日を卜し釋奠の式を行ふ藩主東帯にて拜禮且祭文奠儀を獻す畢て諸役員諸士生徒亦奠儀を以て參拜し然ども聖廟の設なし假に講堂を以て充之

釋奠略記

每歲春秋上丁釋奠文宣王於敬樂館

前日卜日 孟月下旬之首主祭官擇仲月上丁中丁下丁達之於督學督學受命祭期主祭戒合用之人

前三日齋 散齋二日不吊衷問病凡凶穢之事皆不得與致齋一日不飲酒食肉寐于正寢

前二日 午後灑掃祀堂及庭展屏張幕設祭壇陳合用之器

前一日設立 主祭官與陪祭官師各執事懸簾帳布氈陳香案諸具、講義具修 昨三五骨董菓一器務令精潔

厥日質明奉主就位 寅牌盛服入館、斟井華水、熾炭于爐、盥嗽、燃燭、褰帳、卷簾焚香一炷、遷橫正位、奉燭、下簾、垂簾、置迎神詞、降神獻酒進羞儀節、戒祭、序坐、焚香、褰帳、鉤簾、啓橫降神、讀迎神詞、進饌○初獻禮、主祭相

者奉盞與注而入詞堂東南隅向西北而跪主祭官前就受酒兩手端接獻上聖位前相者盤旋而出主祭官再拜復位奉初羞○亞獻禮、亞祭官亞祭相者如初獻儀獻上初獻盞之右、奉二羞○終獻禮、終祭官終祭相者如亞獻儀、奉三羞、獻私羞、垂帳拜禮儀節 焚香、設奠案、褰帳、進獻、焚香、公就拜位、讀祭文、老公世子公子相續來拜、滅燭、設奠几、置位標大夫士來拜

徹羞徹酒獻菓辭神納積儀節 徹位標、徹奠几、徹案奠、序坐、焚香、徹羞(私羞、三羞二羞初羞)徹酒(終獻亞獻初獻)奉茶、進菓、進私菓、設欵案、焚香、讀孝經、徹欵案、徹私菓、徹菓、徹茶、徹饌、辭神饋饗、下簾、垂簾、利成、徹香案、徹帳、徹簾、徹燭、納積、徹屏幕、納祭器

分呈神酒及昨菓於三公仍設席飲福受昨賜酒詩書游藝器歡而止蓋釋祭微意云

2、藩士小傳

和田宗允 靜觀子と號す林道春門下三傑と稱せし内の一人なり藩主二代目脇坂安元道春と親み好し因て門人を乞道春宗允を以て索に應ずと云是脇坂家儒官の初なり著書不詳

藤江平介 號熊陽赤穂郡の人幼にして穎悟好學大石良雄招いて經を講せしむ大に之を奇とし贈佩刀一口今日に至る迄傳て家にあり後龍野の聘に應じ四代目安照に仕へ儒官となる明石の梁田蛻殿と唱酬赤石懷古の詩あり蛻殿集其事を載す赤穂義士の擧刈屋華岳寺に四十七士の碑を立平介其銘を撰す今現に存す著書若干あり

股野貞七號龍溪龍野管下の農民幼にして好學因て學資を賜はり伊藤仁齋に従學す業成て四代目安照に仕へ儒官となる著書若干あり然して儒官和田宗允後無し平介貞七數代聯綿業を繼弟子を教育す



### 第三節 赤 穂

#### 一、赤穂藩の沿革大要

池田左京大夫政綱本郡五萬四千石を分知し構を此に起す。寛永八年卒して子なし其の弟輝興、佐用郡の封を轉じて本城に入る、正保二年輝興疾あり除封、淺野内匠頭長直(藝州廣島の支家)常州より入部す封五萬五千石、更に修築して之に居る子長友、其子長矩の時元祿十四年除封、永井伊賀守直敬之に代り信州より入部四年にして森和泉守長直之に代り備中より入部二萬石以て明治に至る版籍奉還當主森忠儀二萬石なりき。

#### 二、博文館、進修館、開成義塾

校名 第一漢學、博文館、第二同附屬、進修塾、第三洋學、開成義塾

校舎所在地 第一博文館、上假屋町字南組、第二進修塾、同町同所、第三開成義塾、同町字北組

沿革要略 寶永三年四月藩主和泉守森長直備中國西江原より赤穂へ移封後一學舎を設け藩中の學士をして經史を講せしめ令を下して文學を奨勵す其後安永六年出雲守森忠與大に裝飾し譽名を博文館と稱し諸名儒を延き子弟を驅て學に就かしめ遊學の士を出す是に於て學事大に興隆す因て近國の士民來學する者日に多く大に旺盛を極む天保十三年十一月費則を改正し大に奨勵を行ふ。明治元年十一月洋學校を設け同二年正月博文館附屬進修塾を置き文教を奨勵す學校設立に盡力せしは儒臣大川良平是也和泉守作州津山退轉の後家政難澁用度給せざるの餘を承け寶永三年赤穂へ移轉し父祖の遺蹟を繼ぎ文武奨勵の令を下せしに疲弊意の如くするを得ず世に就き義子長孝長生繼位幼年ならずして不幸、忠洪文學の萎靡を憂ひ町醫師大川畔菴を擧げ儒臣として政事に參與せしむ後良平と稱す養舎設立に盡力し

藩主に請ひ遂に博文館を新創するに至り爾來育英養德率勵弗懈誘掖勸賞人之美を成すに汲々し闔竟の諸子四方俊秀の士接踵來學文華實區に溢るゝに及ぶ實に赤穂藩文學中興建學元功と云ふべし靜思亭詩文集四十七士論評等の著書あり

教 則 生徒を分ちて四等と爲す曰、四等生(始めて入學せしもの)○三等生(四等課を卒へしもの)曰二等生(三等課を卒へしもの)曰一等生(二等課を卒へしもの)之に入る

四等課凡そ三年間、素讀、習字、算術、修身談、聽講、素讀用書、孝經、論語、大學、中庸、習字は一定の筆法を立てず一定の用書なし以下之に倣ふ。美術は一定の用書なし此に倣、修身談孝經小學に據る。○三等課凡三年間、同上にして素讀用書は五經、十八史略、○二等課は凡三年間、同上にして自讀聽講論講詩文質問、用書は皇朝史左傳、史記、漢書、文選、日本政記、日本外史、元明史略、學力此に至りては詩文の題を與へ期日までに之を作らしむる者とす。○一等課凡三年間、同上且句讀師の助手たる事あるべし、用書皇朝史略、溫史、八大家、文歴史等、詩文は期日必ず出席の上にて題を設け直ちに作らしむる事あるべし

素讀は其等級に従ひ多少あり且四等生は教師之を授讀し三等生は自ら讀ましめ教師其誤を正す二等以上は其自讀に任せ質問を發せしむるものとす。四等生は毎日四時間三等生は五時間にして別に二時間を加へて課を増す事もあり寄宿生たるもの、二等生は六時間とす一等生は夜學を加へて八時間とす。助手は一等生に同じ而して其の分課を以てすれば素讀二時間論講二時間講義二時習字一時算術一時之を正課とす。其他の科目及び増課に至りては之を確定する事能はず或は煩雜擧ぐるに堪へず

寄宿生に在ては午前六時嚴起七時就業十二時午餐休息二時間にして後第一時就業五時晚餐後休息一時間にして六時就業十時就眠一日の就學八時間夜四時間合せて十二時間就業休息時間十二時とす若し寄宿生十五歳以下舊曆のものは午後八時より就眠する事を許す



洋學校教則云々は創立後未完備せざるを以て略之

學科學規試驗法及諸則 漢學、國學、禮儀、洋學、數學、書學、雅樂、士卒の子弟は必ず文武を兼修せしむ。文學武術程度の比例は先づ四書の大義に通ずるものは武術の免許に比するの度と傳承せり其一科を專修せん事を乞ふものは其事由を詳察し之を許可せり且命じて一科を專修せしめし事もあり、一科を專修せしものは蓋し生徒中十の二三に居る  
生徒は八歳にして入學し十五歳に至れば進修塾に入れ追々卒業の上其理由に依り退學を許すものとす  
毎月末修了する所の業を試む是を月並試業とす二月八月に於て修め了るべき學科を試む而其得る所の點を計り坐次を進退す是を大試業とす其節總督及掛員之に臨む維新後は知事大參事等之に臨む毎月末試業の者は賞するに紙を以てし大試業優等の者は令を以てす。紙は五帖以下二帖以上餘は二百以下一朱以上

博文館學規 安永六年以前藩聽より博文館學規を下げ渡すもの完備せるなし督學大川良平大川太郎平をして扁額に書せしめ堂中に掲ぐ

博文館學範

凡近世稱儒士學士者、多是儒僻之學、教導後生其弊有二焉、一則主張朱儒性理之說、唯所謂四書小學近思錄、及二三性理家言、是講究而嚴禁博他書、是以其徒學問孤陋、不能文辭、其著、至有海船載來、未附國譯諸書、雖其所尊宋程朱家言、不能讀者、其弊也、暗且愚、一則深惡宋儒、類禪迂僻自守推魯無文、陋拙可醜、於是乎、博涉諸子百家言、豪放自恣、從之遊者、動轉號稱風流雅趣、朝夕唯詩賦文辭是玩、高談雄辯、聲色誤樂、不復顧文行忠臣及溫良恭儉讓、何謂也、甚者至不知修身齊家治國安民、爲學者之本業是其弊也、狂且蕩矣、由此觀之二弊之在今日、豈不亦讀書子弟大害哉、余則恐從遊之諸子、陷此二弊、更立五則、以教授  
一曰、立志、敬從聖教、以仁爲主、忠恕是念、○二曰、謹言行、克己復禮、經訓至切、言行君子之樞機、樞機之發

榮辱之主也、○三曰、博覽諸書、經史子集、○四曰、作爲詩文、歷代諸家、唯其所內、○五曰、日夜克勤、朝益暮習、小心翼翼、一此不懈、一能已百之、人十能之已千之

安永六年

赤松鴻撰 □ □

勳承乏教授、居諸生右、深懼誘導之未盡、使諸生有曠日之誼、夫學問之道、譬若驅車峻坂、推挽少怠忽爾却回、可不朝進夕修、務自策勵哉、今倣班史古今人表、江列九等之目、使諸生知進學之席、庶幾人々自省、以有激發焉  
初受句讀者、爲下下、所受書、皆能誦之、無誤者爲下中、有邦訓書、不擇受、不皆能誦之者、爲下上、能誦無邦訓書者、爲中上、經史以上、能講一部者、爲中中、六經四書、講習略遍者、爲中上、此謂小成  
善詩賦者、爲上下、善文章者、爲上中、經明史通、德成材達者、爲上上、此謂大成

安永七年戊戌正月

博文館祭酒赤松勳識

博文館規則

每朝從卯半刻追々登堂し至辰刻相始不可遲滯事、入學の子弟恭敬遜讓を專とし進退周旋禮儀可相守事、登堂の坐列不論長幼貴賤出席の前後可順尤離坐席喧嘩口論爭鬪亂擾等有之輩は罰席に相退け罰の輕重其所作に可應事、無據用有之早退の輩は一ヶ月三度は相許し其餘は皆勤に不相立事但し病氣喪事は可爲格別、學業出精行儀正敷勉強上達の輩は屹度論行賞典之事

進修塾中規則

朝從卯刻夜至子刻課業の通り勉強し鐘聲を以始終を期る事但し寒讀徹夜讀等可爲格別、火の元用慎の事、塾中掃除萬端十七歳以下の輩交番に務之事、從子刻校內出入禁之若又急用又は病氣等の節は師若くは塾頭に達し、可受旨如し虛動の儀有之後日相顯はるの節は罰の輕重應其所作可爲置事、庭中に徘徊し徒に不可費光陰事、戒亂屢之事、長幼貴賤有序と雖も學力の優劣に應じ席の次第を分つ事、他席に混合し奔走高聲爭鬪は勿論無益の雜譚不可爲但し讀



書上の議論相互の質問は他席混今雖相許無禮の暴言不可相發事、子の刻各燈火を滅し一燈を餘して非常に宛る事、塾頭は師の日務を助け生徒の行狀を鑑し應接萬端司之若し病氣故障の節は當番の師より務之事習字師病氣故障の節は句讀師交番に務之事書籍目錄等並書藏の鍵、塾頭領之借用の出納卷書を以て證之事、月算主裁塾掌司之先例を改め從今毎月廿五日諸切手取集め遂糺算至晦日可消肄債事、塾中禁酒の事師弟の禮讓不正は讀書生の作法に非ず君父師同恩の義を守らざれば人才教育難成進退動靜禮儀專に學業不可懈怠事、右二十ヶ條。

當時日課 每朝素讀、四書五經、文選、十八史略、文範、○毎日訓導、國史略、日本外史、史記、漢書、蒙求、十八史略、通鑑、○二ノ日、講釋、論語、○二七會、國史略、○三八講釋、中庸○四九會讀、四書、五經、文範、蒙求、○五十會日、詩文十の左傳、國語(辛未十二月日)

開成義塾規則

日課 每朝八時より 受業○每晝一時より 受業、○每夕六時より 温讀、土曜日休業○日曜日全休業  
可則 生徒を分つて甲乙丙の三等階級とす、○丙等用書スベルングブック英吉利單語篇、○乙等用書、會話篇、地理初歩、○甲等用書、理學初歩、ヒネヲ氏英文典、巴來氏萬國史ミチエル氏地理書、毎日每課各自の學力に應じ午前中は素讀或は讀義教授午後地學及理學初歩或は英文典を輪講論究す。毎月一日を以て試業日とし學力の進否に應じ其席次階級等を黜陟す。三八五十の日午後筆珠兩算教授、互に奮勵勉學すへし。當校に入るものは同社中にして義兄弟なり親睦協和患樂を共にして切磋琢磨すべし、塾生外來の分ちなく出席せざるときは其旨主相認塾掌へ差出すべし、放課の節は筋骨運動すべし、禮讓を重すべし、公平信義の四字を主張すべし、貴賤長幼を論せず學の深淺に従ひ等級を立つべし、當校付俗官位階ありと雖も學堂受業の節は學の深淺を以て坐席の次席を定むべし、但し受業せざる俗官は格外なり、學文上にては官位なき者と心得べし、當校諸入用銘々自家の如く相心得節檢を專一となすべし、毎月一日厚情堅義の爲め一統集會開宴すべし、其節其筋へ申出相當の會計相受くべし。

許則 放課の節談笑戯を許す、放課の節夜學吸烟を許す、廢袴脫刀を許す但方寸鍊磨を許す、洋服着用を許す  
不可則 受業中妄に離席すべからず、他の誤讀を毀笑すべからず、讀書高聲すべからず、學堂吸烟すべからず、机戸障壁行燈等に樂書すべからず、行燈臺に烟灰を落すべからず、塵芥を爲すべからず、喧嘩爭論すべからず、誹謗すべからず、人の害たる事一切爲すべからず、飲食等に付不時入用と申立べからず、一日の外飲食すべからず  
開宴の節肴一二品に過ぐべからず、同亂醉すべからず、高位長官及他局の者と交り雷同勸諭詔倅諛社中を汚すべからず、他局如何を顧み斟酌すべからず、右の條々堅く相守るべき事  
學生勤惰最重に驗査すべき事、毎月勤惰を驗し書付を以て長官へ差出すべき事、但し皆勤するものと勤せざるもの勤惰如何を監察すべき事、諸入用を節すべきこと、諸俗務一切管轄すべき事、右四ヶ條俗務少屬と塾掌之を司る

開成義塾執事

入學許可を得しものは必禮服用聖廟に謁す其節扇子一握獻備總督及師範家へ回禮せり  
職名及俸祿 督學一人但し 〇助教三人但し 〇句讀師十人但し 但博文館職員及郷校共  
明治元年十一月後郷校を廢し洋學校及び博文館附屬進修塾を置く。總督一人、但少參事 〇督學二人、但大屬 〇助教三人、但少屬 〇句讀師五人、上中士 〇監士二人、上中士  
役料扶持米の事維新前には督學銀五枚 助教銀三枚、句讀師銀二枚、維新後、總督給祿十五石、督學給祿五石、助教給米二石、句讀師給米一石、監司給米一石

職事 督學、博文館中學事は總て司之句讀師及生徒の教授萬端心を付け可申事、毎月二の日御城講釋同六の日博文館講釋句讀師監司會讀の會頭を勤可申事、句讀師欠員の節は補欠員を御用番へ申立一時欠席の節は先進生徒の中を撰み助教爲致候事、〇句讀師 毎日登堂生徒の素讀心付丁寧に教授可致事、感儀を正しく禮讓温厚の風有之生徒登堂進退



可相正候事、御藏書御藏鍵相預り出し入嚴重に可取扱事 ○監司 毎日生徒登堂の名前を帖面に記し讀書の節一同脱劍爲致候事、席上書論の外雜話爲致間敷候事、校中に於て不行作有之者は相戒め其上相改めざるものは督學へ可申出事生徒退堂の後火の元別て氣を附門番へ入念見巡り候様可申付事

博文館職制(維新後に係る)總督少參事一人、掌參判學政 ○督學大屬二人、掌教校兼て館中庶務 ○助教小屬三人、掌補教授 ○句讀師五人、掌授句讀於生徒 ○監師二人、掌校中監察  
開成義塾職制 助教小屬一人、掌教授 ○塾掌二人、掌補教授  
博文館學科興廢年代

一、漢學の來る移封以來其人少からずとなす藩士に大川良平、大川太郎平、神吉主膳、神吉安宅、都志與太郎、入江鷗助、山下連藏、村上農夫也皆建學前後に鳴るもの也建學の後の事は後に記す  
一、建學以來儒學を以て教授をなすもの河野治郎平、北川端也、入江修也、河原清治、青山甚平、村上眞助、神吉良助、河原略之助生徒就學す

一、禮儀は文政年中始めて藩士宮地衛士宮地教に命し小笠原諸禮を世話せしむ  
一、英學は明治元年十一月藩士神吉主理をして教授をなさしむ  
一、雅樂往年森織部中村永應寺住職按察使等堪能なり藩士等就て學べり本校に在ては時に釋奠森家祖先祭典に用ゆるより博文館に於て會日を立之れを習はしむ

一、書學は藩士藤田東閣入江鷗助、北川端也、村上眞助、木村眞理家塾に於て生徒を教授す  
一、計學藩士北川石之丞、笹岡郷助尤名あり生徒を教授せり

職員概數 維新前、督學一人、助教三人、句讀師十人、門衛二人但し使丁を兼ぬ 維新後、督學二人、助教三人、句讀師五人、門衛二人、使丁二人

生徒概數 維新前、通學生四十五人、維新後、寄宿生廿五人、通學生百二十二二人、寄宿生徒の定員無し盡く自費に屬す然れ共其燈油薪炭其他の諸器皆藩費たり書籍も願に依り藏書を貸與す

東修謝儀 士民を問はず東修授業料を要せず  
學校經費 學費は維新前後共盡く藩庫より支辨す、維新後は生徒も相増し從て營繕費目特別獎勵費及び他邦へ遊學生の費用増加す左に維新前後に項を擧げ其他類推せしむ

維新前金三百八十圓、慶應二年一周年費用  
維新後 金千百五十九圓、明治三年一周年費用

學費は一切藩庫より支給するものにして藩士に賦課せざる也然れ共天變地妖に依り藩庫欠乏を告ぐるあり舊來の制を以て藩士より借り米の法あり其法家祿十分の二分五厘を借り上げ其欠を補ふ故に學費も亦間接に士族祿中より幾分を出すといふも可ならんか

藩主臨校 毎月六の日督學經書を講す此日藩主諸重臣諸士皆至る、其他教員及大生の會讀詩文會にも臨席す諸重臣も隨從す毎年二月八月の大試業に維新後は必ず知事大參事等之に臨む

祭儀 館内に聖廟を設け毎年二月八月上下の日を以て藩主親ら之に臨み藩主若し江戸に在る時は重臣に命じ、代拜せしむ是日や執政參政監察皆至る釋奠職員は獻官一人、典儀一人、典供二人、開闔一人、奏樂は定員なし

學校構造及建物圖面 第一漢學博文館、構造は草葺木造平家、地坪は參百五坪、建坪は百十八坪、第二同附屬進修塾、構造は草葺木造平家地坪は參百六十七坪、建坪は三十六坪、第三洋學開成塾、構造は草葺木造平家地坪は貳百四十九坪建坪は廿九坪五合

三、學 制



學事上の諸制度

藩主の布令諭達

寶曆八年正月十七日布令大目付へ

今度大川畔庵儒業本務に被仰付候に付ては御家中子供讀書世話引受被申附候間諸席子弟有之面々入門可致段親々へ通達可致旨被仰出候右の通御用番宮地条進殿より被相達候此段及御通達候

寶曆十三年九月二十七日大目付へ

御家中文武稽古の儀御引立も可被爲在思召に候得共兎角御行届も被成兼大川良平へ讀書世話被仰附置候處今度願の通隠居伴周藏へ儒業被仰附良平へは更に拾人扶持被下置候就きては是迄通出精可致旨被仰出候

安永六年二月二日大目付へ

博文館に於て大川太郎平講釋被仰付候間諸席一統申合御用透罷出聽聞可致旨被仰出候

寛政八年十月十二日大目付へ

御城に於て大川太郎平都志與太郎へ毎月二の日講釋被仰附候間御家中諸席一統御用透聽聞罷出候様仰出候

寛政十年七月二日大目付へ

博文館引受神吉畔庵入江宗栗都志與太郎へ教授方被仰付監司をも被仰附候間御家中六歳以上の者教授候様諸席一統へ通達可致旨被仰出候

享和二年十月七日大目付へ

御家中文武修行の儀は是迄度々被仰出候趣も有之心掛宜敷出精候向も中には有之奇特の事に思召候就中文學の義は一際御引立被爲在度御含み候處御勝手向累年御不如意にて御借財も相嵩無餘儀御借米被仰附一同難澁の段は深く御心痛被爲在候得共當時御上にも御年若に被爲在文學の義は格別御心掛被爲在候に付一同に於ても相成丈け質素節儉

相守御用透には文學武術專一に相心掛可申尙又被出候

天保十三年十一月十二日大目付へ

御當藩は以前儒學發行の御人材も追々出來立他邦へ文華の聞へも宜敷有之處近年次第に相衰へ歎け敷被思召折柄此度公儀御改革に付文武の儀共追々御引立御世話被爲在候に付右御趣意を被爲承既に文武御引立の義は先達てよりも被仰出候得共兎角讀書の方御世話御行届難く被成今一統相勵み以前の文華に復し候様被成度思召候依之今般博文館懸の御家老御用人増御目附等被仰付並師範家の内督學助教句讀師の名目御立被成學力相當の教導夫々被仰付候間志有之面々年の長幼に不拘出席可致候尤も嫡子又は二男以下にても八歳に及候得は博文館へ入學爲致可申候入學の節は其旨懸の御用人へ以書付可相届候並二男以下他へ養子に差遣候敷又は嫡子にても無據譯合有之登堂相斷候向は是又同斷書付を以て可相届候三拾歳迄無懈怠出精上達し候者は急達御褒賞可被下候猶又宮地衛士へ諸禮被仰附候間是又志の面々は罷出可申右の趣意に相觸不申様夫々相心得可申候但入學の面々以來諸事御目附へ爲承合可申候

嘉永六年九月十七日大目付へ

文武の儀毎々被仰出も有之諸席何れも心得可申は勿論の義に候處近來怠勝にて無斷向も有之哉に相聞如何の事に候兼て被仰出も有之候通向後子弟の者親々より厚く申聞別て出精可致若心得違の者も有之候は屹度御沙汰の品も可有之此段被仰出候

安政五年二月七日大目付へ

御城講釋博文館講釋聽聞の義被仰出も有之候處近頃無斷出席不致者も有之哉に相聞へ如何の事に候以來私用は勿論御用筋欠席候向も其旨届出候様被仰出候

明治三年閏十月二十二日藩士一統へ

今般藩制改革被仰出候に付ては給祿も多分減少申付何れも難澁可致と深察入候尤給祿は定祿に被下置候事には候得



共往々郡縣の制に御改正官員兵隊の外は遊士無之様富國の基礎被爲立萬國と并立廣く交通の道を可被爲立御趣意に可有之候へば一統にも御時勢篤と會得致し學問修業格別に相勵官途に進み爲國家御用候歟又は土着致し追々歸農商を以て生業の道に豫め着目を立難澁に不立到候様可相心掛猶見込も有之向は其旨無忌憚可申出候也

藩制舊來借上米の法ありて家祿物成二歩五厘を五ヶ年を期し借上げたり文武上進の者には家祿或は扶持方を以て賞與し借上米は年限中は免除するなし又藩制に於て物頭役以上の嫡子は廿歳に及ぶときは召出すと稱し格式扶持方與ふ三口四 中士以下は召出すの例なし文武格別出精上進の者は特に扶持方を與ふ 二人口三 之を獎勵法の尤著明なるものと爲す今嫡子特別出仕を命ずる文詞を擧げ當時の榮譽を想見せしむ

何 某

其方俾某儀文學（或は武藝）格別出精上達の趣達御聽奇特の事に思召候依之何々席へ被召出御扶持方二人扶持被下置候

其他類推すべし是れ特に士族のみならず卒に至るも是に類するもの往々是れあり

士族卒の子弟教育法 士族の子弟は年六歳に及ぶ時は藩立學校に入學せしむ藩士の家塾に入學するは各自の意向に任す卒の子弟は藩主命を下し藩學家塾の別なく學に就く事を獎勵せり卒小頭以下は藩學に就くべきを命せず特に命せざるは其薄給にして糊口に汲々たるを以てなり時宜に寄與するものは其の費用の小分を補助せり遊學生は私費を以て例とす幸に藩士大川太郎平、神吉安宅、都志與太郎、河原路之助等の家塾あり藩費幾分かを裨補すれば多く之に學ばしむ將來成立の目的あるものは特に撰て他の良師を求め藩費之を助けて入學せしむ遊學生常た數人に下らず其遊學生最も多きは維新前後とす是時に至つては其人員二拾人に及べり而して藩費全額を給し或は其幾分を助くるもの十中の八にして私費を以てする者は其二のみ然り而して其藩の命ずるものは十の一にして自ら乞ふて遊學する者は九に居れり士族と卒とを比較するに至つて士族其の九にして卒は其一に出でず是れ自然の勢なり

毎月二回の城内書院同六の日博文館講釋日には督學經書を講ず藩主及び諸士皆至り生徒と同じく講を聴く博文館は卒平民の乞ふ者あらば亦許す

平民の子弟教育法 平民の子弟は其勝手に任せ多く寺子屋家塾にて修學せしめ其藩學に入るを請ふものは亦之を許せりと雖も平民は郷校を置き藩士より教師二人平民より撰て句讀師五人を置き之を訓導せり其學に篤志なるものは賞して之を勵ます舊管内中人民の學を知る者は是れ其驗なり

家塾寺子屋設置の制度 家塾寺子屋は士民共自由に開設するを得て他の檢束を受くる事なし且つ其教授に篤志者ある時は藩主之を褒賞せり

右の外關藩學事上の事項にして編史の資料及び参考に供すべきもの左に蒐録す

學事獎勵の原始 舊藩主森長直寶永三年四月備中西江郡より赤穂へ移封し同五月二十八日赤穂へ入封するや文武獎勵の命を下し爾來學事勵精を以て士族平民の特典を受くるもの左の通り

寛政十一年正月十五日

大川 太郎 平

親良平儀隱居之乍身分儒業御用向年來相勤候に付隱居名跡御立被遣候間養子相願可申被仰付候

享和元年三月十七日

大川 太郎 平

親良平養子純平へ家督無相違被下置讀書世話講堂出務被仰付候間左様相心得可申候

天保八年十二月二十七日

神 吉 安 宅

親主膳隱居後儒業御教授相務候に付其方弟司書儀今度分家被仰出御扶持の儀は親主膳へ被下置候拾人扶持其儘被下置候間左様相心得可申候事

文久二年十一月二日

八 木 甚 五 衛 門

其方二男麟之助儀讀書致出精候趣相聞奇特の事に思召候依之在宅中一人扶持被下置講堂句讀師助教被仰付候間左様



相心得可申候

慶應三年五月十二日

八木儀一郎

其方弟麟之助儀儒學心懸宜敷格別の思召を以御徒役格一代限り被仰出御扶持三人扶持博文館句讀師被仰付候依之書籍料銀二枚被下置候同四年九月二日御中小姓役格立身御宛行五兩二人扶持に御直被下候尙文學引立被仰付候

明治二年九月十一日

各務兵庫

其許家族左守儀博文館監司申付宛行先銀拾枚三人扶持差遣候席の儀は給人知行順序に相心得可申候  
年號月日不詳

尾崎村平民 柳 田 朴 助

其方儀常に學事心懸宜敷近傍の者共へ講義聽聞爲致候段遠御聽奇特の事に思召候依之一品被下置候頂戴可致候  
右郡方役所に於て郡奉行申達候

右の外書籍料金子等一時賞與相成候分は節略す

四、其の他

1、祭儀

釋奠式

衆登堂(奏樂) 開戸捲卷(奏樂) 獻奠魚(奏樂) 參神總拜 焚香再拜 獻酒(奏樂) 君公再拜(奏樂) 辭神總拜 撤酒  
奠魚(奏樂) 垂簾闔戸(奏樂) 開講、授昨(奏樂)

祝文 維年號何年歲次干支何月何日赤穗城主源某使儒臣某敢昭吉于先聖文宣王惟德王配天地道冠古今六經垂訓萬世仰  
化謹擇吉日率子弟祇奉舊章式陳明薦尙饗

2、藩士小傳

大川太郎平 號蘭室學朱子博文館督學文良平と俱に建學に力あり校中生徒を教授し經書を講す家塾に於て藩士及近來國學の書生を教育す蘭室詩文集其他著書あり

神吉主膳 號東郭學朱子博文館督學校中生徒を教授し經書を講す家塾に於て藩士及び近來國學の書生を教育す東郭遺稿著書あり

神吉安宅 號拙鳩學朱子博文館督學校中生徒を教授し經書を講し家塾に於て藩士及來學の書生を教授す著書あり其目不詳

都志與太郎 號毅齋學古學博文館教授校中生徒を教授す經書を講す家塾に於て書生を教育す

入江鷗輔 號竹軒學朱子博文館教授校中生徒を教授し經書を講す家塾に於て書生を教育し且揮毫に長するを以て習字を授く

河野治郎平 號魯齋大川太郎平弟學朱子學力優渥弱冠にして物故す八島懷古七律三十首あり尤著名なり  
北川瑞也 號東軒學朱子教授家塾に於て生徒を教授し且揮毫を能くす傍ら生徒に習字を授く

河原士栗行狀諱寬字士栗號翠城又號夢通稱駱之輔村上天谷第三子以文政十年丁亥九月十三日而生天保三年壬辰年甫六歲河原君瑞養而物已子因胃其氏士栗幼而好學授之詩書即誦之人稱爲奇童年稍長喜屬文頗有奇氣歲十九始遊藝師阪井虎山而學焉方是時虎山以文章馳名于海內從遊之士滿門士栗刻苦研精居數年才學文章大進阪門稱一二高足弟子於是士栗文名亦顯於遠邇矣士栗爲人剛健忠直才鋒秀徹又有底量寬裕能容人平居慕元祿義士之節城中有故淺野氏大夫大石氏故第庭中有櫻樹稱大石櫻傳言大夫之遺愛士氏在藝請虎山先生及諸家文詩又遍徵求四方名儒之題咏哀然成冊刻之公于世即忠芬義芳詩卷是也在家教授生徒來學者日多矣無幾虎山先生沒士栗聞訃千里走喪請其肖像而歸每忌辰供庶羞之典會賓友敘舊恩涕泗交頤使人感動不已養母嘗病



痢且夕將不起士栗竭力看護衣不解帶湯藥必自嘗每夜病間窺出郊外澗灌中幫廁歸不使人知之如此者數十日養母尋愈人以爲孝感所致遂達公開褒賜金若干實嘉永三年庚戌正月也士栗後屢遊京攝之間接篠崎小竹藤澤東咳奧野小山又遊伊勢師齋藤拙堂土井蓋牙又從齋藤拙堂而遊東都接鹽谷岩陰等諸儒無幾而歸自是慕士井懸牙之學作文務復古大要祖物子彌窮其精諸子百家之書莫不該通其教生徒黜陟尤嚴苟有過失則不少假借人多憚之安政四年丁巳臘月除大書院講官博文館教授經筵進講士栗幼而冒他姓患其家系不詳往訪作州弓削村同宗獲家譜而歸筆削而敘之於是河原氏世系較然明著也養父君瑞病士栗奉養竭力晝夜不寢既逝送葬盡禮別營墳塋於城北鶴巢山下以葬之而身服衰麻端座一室中不與俗交者數十日又作大石櫻碑欲建之於樹下傳永世文成既刻石有故不果焉文久二年壬戌秋有命督國計士志素在傳道而錢穀吏務非其所屑固辭再三不得乃奮曰聚歛富國非我所能當興大利以培植國本而備不慮之用以報國恩耳立效之日速辭職欲講讀終身我之志也因起權鹽之議將以便上下是各宦命使赴浪華謀其事當是時四方尊王正議之士聚京畿謀議紛々都下騷擾藩卒若干人乘時將謀不軌十二月九日夜暗殺大夫某參政村上天谷而脫走時士家兄村上希賢亦以公事在京師聞變同歸家兇徒誣天谷以不義之死併陷二人于嚴科就家而幽囚焉居一日士栗有放逐之命問其罪不省將去兇徒數十人潛伏要諸四疆士栗進退維谷乃入郊外福泉寺召聚親故爲永譚之計仰天而歎曰天乎我無罪何爲忽罹斯過網噫嘻我決矣何斃狗鼠之手哉因求筆硯賦絕命詩曰大故兼嚴譴一朝盡萃躬天如諒忠孝不使此身終書畢神色不變談笑如常臨死南向拜城者再三曰臣不幸罹斯禍今將死々不足哀所哀生不能報國恩死苦有知一腔之寸魂當冥護國家矣言畢與諸親訣而就坐相者將舉刃士栗顧之曰緩焉乃握刃十字劃肚徐曰可矣聲未畢而刃已加頭矣時年三十六遺言論曰困學院生忠死孝居士實是月十八日也即日葬于鶴巢山下墓田悲夫士栗養母古阪

氏配八木氏有三男一女早夭長龜治郎年僅七歲士栗死而家除癸亥秋宦以君瑞有勤勞使龜治郎嗣其後予之於士栗有昆弟之親方其自盡亦預其事距今已三周遺託猶耳每憶往事未嘗不潸然流涕也又恐行事久而湮滅不傳因敘其履歷行狀貽之於其後世子孫焉爾元治元載甲子臘月十八日神吉良拭涕謹撰

#### 第四節 三 日 月

##### 一、三日月藩の沿革大要

森氏一萬五千石の陣屋ありし所なり、元祿十二年作州津山城主美作守長成絶家の時其の叔父對馬守長俊を本州舟曳莊に封ぜらる。乃井野の三日月原に陣屋を置き世襲して明治に至る二年版籍奉還當主は俊滋

##### 二、廣 業 館

校 名 廣業館、御維新の際即ち明治二己巳年十一月文武諸藝の諸則を改革す其際學校境內を總稱して總教所と改稱す  
校舎所在地 播磨國佐用郡乃井野村舊藩邸内西北部に在り創立以來廢藩に至るまで移轉することなし  
沿革要略 前項に記載せし如く舊記類散佚其後校舎焼失文庫悉皆灰燼となるを以て事蹟事實等詳記するを得ず古老の古碑及び一二の遺書に據り其大概を敘述する左の如し

本校創立の年代は寛政七年の頃舊藩主下野守森快温儒學を尊崇し加ふるに舊大夫深澤十太夫儒臣船曳圖書等の如きは何れも文學に長じ學業の一日も輕忽に付す可からざるを覺知し一般藩士をして文事を修學せしめ大に學事をして、



擴張せしめんが爲本校建築の議を提出し終に政議一決し同年十一月地を藩邸内舊大夫可兒正喜の坊間に卜し匠作監久保昭信等をして學校建築に従事せしめ同年十一月二十二日工を創め越八年丙辰夏四月十三日上梁の式を行ひ翌九年四月に至り祠堂講堂射的場練武場學寮書庫に至る迄全く落成す

教則

教科書 經書類大概、小學、學庸、論孟、易經、禮記、詩經、書經、春秋、歷史類大概、左氏傳、國語、戰國策、十八史略、蒙求、二十一史略及元明史に至る大日本史、日本外史、通鑑等の書を用ゆ、子類大概、老子、莊子、荀子、韓非子の類、文集類、文選、文體明辨、文章軌範、古文眞寶、八大家文等

授業の方法順序時間 士族の子弟八歳に至り始めて入學し十二歳に至るまで小學四書五經の書に就き一人宛句讀師の前に進み句讀の業を受く十三歳より二十歳に至る迄左氏傳諸歷史諸子文集等の書に據り句讀師の前に於て一人乃至二三人づゝ獨讀して其の誤讀を正す十五歳以上講義質義詩文會其他諸武藝の課程概ね左の如し

素讀 毎日午前八時より午後八時止 土族子弟八歳より二十歳 ○講釋 毎月四の日午前八時より午後八時止 土族自十五歳至三十五歳 ○大講釋 毎月十日二十日

午前八時より午後八時止 土族自十五歳至二十歳 ○復讀講義質疑 毎日午後一時より午後四時止 土族自十五歳至二十歳 ○習禮 毎月二七の日午後一時より午後四時止 土族十五歳以上有志の者

○詩文會 毎月二回午後六時より午後九時止 土族十五歳以上有志の者 ○肄樂 毎月三八の日午後六時より午後九時止 土族十五歳以上有志の者 ○兵學 毎月

二回午後一時より午後四時止 土族十人以上にして十歳以上有志の者 ○槍劍 毎日午前十時より午後一時止 土族卒十五歳以上 ○其他筆道、算術、砲術、居合、腰回、當要、發明、天心、棒等の諸流は名自の意向に任せ師範家に就き修業する慣行なれば時間規定等は師範家隨意編制するを以て之を記載せず

學科學規試驗法及び諸則 和學、漢學、習禮、兵學、槍劍、弓術、馬術、柔術

士族の子弟は必ず文武兩道を兼修せしむるを定例とす其病身虚弱のものは特に一科を専攻するを許可することあり、卒族の子弟は藩立學校に於ては弓術、劍、柔術等の科を専修せしめ、筆、算、和漢學、居合、腰回、砲術等の諸科は家塾寺子屋師範家に就き適宜修業するを許す馬術、槍術の兩科を修むるを禁止す

文學の課程を十干に分ち其の區別左の如し 徳成才達者爲大成 經明史通者(甲科) 賦詩屬文書(乙科) 略通經史大義者(丙科) 所讀書通大義者(丁科) 能讀無邦訓書者(戊科) 略讀無邦訓書者(己科) 能書有邦訓書者(庚科) 略讀有邦訓書者(辛科) 五經授畢者(壬科) 四書授畢者(癸) 初入小學者 以上文學十二科

武術課程の大概 鎗術(祭神流)免許、中極意、衝駆 ○劍術(真心影流)免許、目錄、切紙、吟味 ○同(天心流)印可免許、極意傳、目錄、初傳 ○同(當要)免許、目錄、以下不詳 ○同(竹内流腰回)印可、免許、小裏目錄、表目錄、○弓術(吉田流)免許、眞射傳、行射傳、草射傳 ○同(竹林流)印可、指南免許、蘆奧、目錄、演射 ○馬術(古大坪流)免許、鞭傳、騎射傳、蓬來の鞭 ○柔術(唯心流)免許、死活、無段

右の外武術諸流夥多にして枚舉する能はざるのみならず古老口碑にも存在せざるを以て其の課程を略す 文學と武術の程度の比例は文學戊の科に至るものは武術一藝の免許に準し、丁の科に合格するものは武術兩流の免許に當り兩科以上合格の者は武術諸流の免許以上を得し者に相當す

文學は八歳に至り入學し二十歳に至り退學す。武術は十五歳にして入學し三十五歳退場するを定例とすと雖も有志の者は文武兩道とも年齢を期せず修學するを許す 試験に係る諸規則焼失し調査する能はず古老口碑に據り其大概を敘述する左の如し

文武兩道の試験を分て定期臨時の二とす、其定期は毎年秋期に於て施行し臨時は隔年一次又は毎年一次之を施行す試験日數凡そ二十乃至三十日



試験監臨員 藩主、家老、年寄、用人、大鑑、藝事監察、文武師範、徒士目付  
受 験 者 士族卒八歳以上五十歳未満のもの悉皆

文學試験 八歳より十二歳までのものは修熟する科目に就き素讀二葉乃至四五葉習字五字乃至十字十三歳以上のものは經書歴史子類文集等の書に據り三葉乃至十葉講義習字丁科以上の者は別に作文一二を上覽に供す

武術試験 十五歳より五十歳に至る者諸武藝修熟する課程に應じ一試合を檢定す

舊領内神官僧侶醫員試験法 神官僧侶醫員等の學業勤惰を檢せんがため前項の例に準し諸役員立合ひ毎年一度又は兩度學業勤惰を檢定す

生徒賞品授與の法 文武共試験の際學藝特別上達のものには左記職員立合の上書籍物品又は目錄と唱へ金員二朱以上二百疋までを授與するを例とす賞品授與式立合職員

家老若くは年寄、月番用人、大監、藝事監察、文武師範、徒士目付、家老は學藝上達に付賞品授與の云々を演述し月番用人之を傳授するを例とす

文武各流共生徒勤惰簿を製し置き日々の勤惰は師範又は世話方之を記録し後日の参照に供す。勤惰簿は年末に至り之を調査し文學の生徒八歳より二十歳迄の者にして一ヶ年皆出席の者には紙三つ折一束乃至二束を與へ其缺席一日より三日迄のものは缺席日數に應じ半紙迄漸次遞減す。文學生徒は二十歳以上及武藝各流一ヶ年皆出席又は學藝特別勉勵上達の者へは目錄金一朱より二百疋までを賞與す授與式前項に同じ神官僧侶醫員にして學業上達して精勤のものは席次を陟し其特別上達のものには字或は格式又は物品を授與することあり、諸武藝修業のものにして目錄免許等合格のものは開傳科として藩費を以て金員二百疋乃至二百疋を下附し之を師範家に送納し諸藝秘密の傳授を受くるを定例とす生徒訓條學規等一二の書類を存するの外武藝諸規則學寮諸規則其他學極に關する舊記類悉皆燒失し探知するに由なし今猶存するもの一二を左に掲載せり

「講堂壁書」學館の設人々禮を習ひ道に至らんが爲なり道とは萬古不易の道にして譬へば往來の大路の如し禮とは其日用常行の規にして譬ば物を鑄る形の如し形に従へば禮備はりて自然と心正しく是を以て君に仕れば忠となり、是を以て親に仕ふれば孝となる忠孝より推及して諸事萬端皆禮になへば是を道に至るといふ、古より今に至る迄貴賤高卑の差別なく凡そ人の爲すべき事此道によらざるはなしと雖も、其の理に従ふと従はざるにて君子の道となり小人の道となる、小人の道は日々利慾に走り君子の道は常に義方を好む義方を好む心より忠信廉直の志を失はず利慾に走る心より我慢輕薄の風を成す聖人風俗の破を悲しみ禮樂の教を造り、是を書物に記し後世に垂れて教とす四書五經の説く所皆其事に非ざるはなし、聖人の教といふこと學ばざる人より見れば高くむつかしき事の様なれども今日我身を以て的とし習ふ事にて其手近く親切なる教なるは此館に入り日に一字を日に一善を聞き年月積り君子の道に至る事平生の心得より始まると知らば我人念々慎み學ぶ可からざらん

丁巳 六月

規格 講堂參會の面々師を重んじ道を尊むは勿論諸事禮を正し友道に厚くすべし、文武道藝の外遊山漁獵酒食の雜話禁制すべし

日課 毎朝助教句讀師講堂を開き生徒を牽きひ掃除すべし、朔望都講助教句讀師聖堂外戸を開き掃除焚香拜禮終り退て講堂に坐し香の爐るを待戸を閉べし、都講定式日講釋並會業質疑動むべし、助教同斷、句讀師日句讀を授くべし但し人數多き節は助教より助け可申候、詩文會の日會集すべし但し當日後會の宿題を可定置、灑掃應對進退の節は童子の教に候へば掃除並席上の用事承り候儀子供の道に候事心得べし、素讀授り候面々起居振廻り始め行儀正しく毎日堂に入り障子の内に列座し先づ聖堂に向ひ禮をなし卒りて小机を前に置き一人づゝ進み業を講すべし但し餘人授り候内銘々讀書を幾度もさらへ申べし、素讀は多を食らす能覺候を專とすべし句讀師其人々の記憶に準じ授くべし素讀授り卒候はゞ師に對し禮をなし机を捧退き坐に歸り復習すべし能覺候へば又師に禮をなし退くべし、講堂内



は平生の格式に拘らず先へ参り候人上席に坐すべし書物授り候儀其順に授かるべし先後を争ひ喧しく候はゞ句讀師よりは勿論助教よりも加鞭すべし  
毎日、素讀、講釋、會業、質疑、詩會、文會、肄樂○休日禮式

廣業館規則

師を重んずるは道を尊む義に候間師役は勿論年長先輩へ對し無禮無之様可致候事、講釋日一ヶ月五度十日二十日大講釋四の日並講釋之事、句讀教授方一人の前へ二人づゝ相進授讀之事、朝五つ時より無遅滞出席可致候事、出席致し候はゞ下堂迄は始終復讀可致候事、出席中猥りに立騒ぎ候はゞ無遠慮加鞭可致候事、出席中小用の外猥りに下堂致間敷候事、猥りに立騒制止不取用候輩は罰讀可申付候事、一ヶ月一度づゝ復讀爲致平生の勤怠検査可致其勤怠に依ては其科中にて掛札上下可致候事、能覺へ且復讀等も能勤候共不行儀に候はゞ別に罰法相立可申候事、練武場出席致候て廣業館へ出席致し難き向は學寮詰句讀教授方へ罷出授讀可致候事、先引致候はゞ其親兄よりの書取を以て相談可申候事、右之外相洩候條は是迄の通り相心得可申候事

文武兩道入學の際及び試験賞典又は年末賞典授與の者は禮服着用、家老、年寄、月番用人、藝事監察、師範家等に回禮するを定儀とす

職名及び俸祿 學校總督一人、俸祿は各自異同あり一定せずと雖も概ね維新前百石以上のものを勤む維新後上秩十二石五斗以上のものを勤む、格式、維新前用人、維新後少参事、役料、維新前なし維新後現米十石 ○學監、俸祿前同斷一定せずと雖も維新前五十石以上維新後上秩十二石五斗のもの之を勤む。格式、維新前取次以上大監察兼勳維新後大屬、役料、維新前銀何枚不詳維新後現米八石 ○都講一人、俸祿學監と同じ、格式、維新前取次以上維新後大屬 ○助教一人、俸祿前同斷一定せずと雖も概ね維新前十五石三人扶持以上維新後前同斷、格式維新前給人、以上維新後少屬、役料維新前銀不詳維新後現米六石 ○句讀師五人、俸祿前同斷一定せずと雖も概ね維新前十石三人扶持以上時としては嫡子勤二

人扶持以上の者を以て之に充つ、格式維新前十人中小姓の内維新後史生、役料、維新前銀三枚維新後現米四石 ○書籍出納掛一人、俸祿前同斷一定せず維新前概ね八石二人扶持維新後下秩八石五斗のもの之を勤む、格式、維新前徒士維新後史生、役料、維新前銀二枚維新後現米四石 ○學校守衛一人維新前持筒席のもの交番を以て之を勤む ○小使一人卒族中最下等のものを勤む

職員概數 學校總督より小使に至る迄學校奉務人員凡そ二十二人、諸藝師範凡そ二十人  
生徒概數 通學生凡百五十人但士族の子弟自八歳至十二歳にして文學修業のもの、諸武藝生徒凡四百五十人、但士族卒並に其子弟武藝修業のもの、寄宿生定員三十名、但士族卒平民に論なく入寮を許す、日々平均入寮生徒十五人、寄宿生は自費を以て一人口のみを上級せしめ、其他食料薪炭油塾中及庖厨の器具機械に至る迄悉皆藩費を以て支辨す

東修謝儀 東修は文武共入學の際教員師範へ生徒の貧富に應じ藩札一匁乃至二、三匁但し六十匁として一枚は今の一錢六厘六毛に當るの禮、謝儀は年首開業の際藩札五分或は一匁迄の薄儀を行ふのみにて自他一切謝禮なし

學校經費 學校經費の諸帳簿廢藩の際新縣へ引渡し舊記なきを以て其詳細を知る能はずと雖も、古老の口碑に據るときは經費金三百圓但校員俸祿及學校諸營繕費等は含有せず

學費を藩士に賦課するの例なし、學校營繕等のことあるときは營繕所從前作事方え申出修繕せしめ通常經費を以て支辨せず、學事を擴張するときは臨時經費を増加すと聞くも學事衰頽に據り經費を減するを聞かず

藩主臨校 藩主前記の如く臨校して講義を聽聞し或は臨時生徒に講義を命じ試業を爲せしことあり

祭 儀 聖廟の設置ありて春秋に釋奠を執行す其禮典の如きは先年書籍燒失故に今無可考聊記憶の者述るを聞く春秋二八月丁日に釋奠す雞鳴より禮始む、祭酒は都講贊者司膳者は句讀師の内にて勤む齋部三人供物六豆三爵禮中奏樂家老用人監察一人づゝ文武の師役盡く臨席藩主並藩士一同參拜祭酒者經を講じ畢て後禮成る、藩主當日臨席の者へ宴禮を賜ひ各自賦詩屬文奏樂。(別に記す)



學校構造及建築圖面 學校地坪數四百五十坪、建坪總數百三十二坪、内聖廟一棟三坪、複道一棟五坪、講道一棟三十八坪、練武場一棟三十六坪、正門一棟四坪、小門六棟總て六坪、文庫一棟六坪、學寮三棟總て二十五坪、物置一棟三坪、湯殿雪隠三棟總て六坪、右構造悉皆平屋にて木瓦造り

學校にて出版翻刻せし書籍目次及び藏書の種類部數 出版及翻刻せし書類なし藏書の種類は經書歴史諸子文集詩集兵書註疏字書歌集韻書軍談及物語類諸法帖武術に關する傳卷物類、其他和漢の雜書等文庫に充滿すと雖も書籍目錄燒失に係りしを以て部數の概略も探知する能はず而して該書籍の内廢藩の際新縣へ引渡し、今尙同國揖西郡公立龍野中學校内に存在する書籍あり

右の外學校に關する舊記事序文等の如きは前項敘述の如く舊記悉皆燒失せるを以て記載する能はず、本郡内に於ては三月月藩立學校を除く外舊幕府領内及旗本領地に於て設立せる學校更に之なし

### 三、學 制

學事上の諸制度 藩主の布令諭達等の舊記類廢藩の際散佚し其後學校燒失し書類悉皆灰燼となるを以て調査するに由なし今尙存するもの一二を左に掲載す

#### 藩中一般に布令

今般御改革に付ては役員外者諸勳向御廢止にて練兵は勿論文武の藝更に御引立藩治御振興、朝廷の御趣旨に被成御副度被仰出候間一統厚相心得御定年齢迄は一際奮發勉勵可有之候年齢過候者平生の心懸け若手引立の儀は勿論の事に候近來總教所出席の向童子に至る迄風儀不宜哉に相聞候改規則被仰出候間厚相心得若者童子者親兄より屹度可申聞候事

禮儀廉恥者國之四維精々心を用ひ可相勤藝之不實行之不篤者右四事之心得薄きに依候事に哉太平之習氣よりして自

然人情輕薄驕奢之風長し可恥を不恥不可恥を恥ち利奸に走り候様成行方今の時勢に至りても尙風習に流候者全く四事の風弊より來候儀に候間今日學習の輩は假令文武共同程上達候共無禮無作法の義有之候ては不學も同然の義所謂可恥を不恥不可恥を恥ち候弊習一新士氣振興之基右四事に候間小節目は姑く置き禮儀廉恥を大體に致し銘々一心上に學て勉勵練磨可相心得掛候事

明治二年巳十一月

議 行 局

句讀教授方習字教授方え布令

武藝教授方え布令

藝事監察え布令

等明治二年巳十一月 議行局より達示あるも略之

學校に關する舊記類日誌に至る迄悉皆燒失に罹るを以て布令相達文等詳記するに由なし故に古老の口碑に據り僅かに一二を左に例記するのみ

引米は一般藩士より徵課する慣例なるも學業上達の者は特に間接の祿税を免除するが如き獎勵法はなしと雖も學業特別勉勵上達の者には格席等級を進め又は祿高役米を増加し以て獎勵することあり、藩士にして文武兩道中三流の免許を得ざるものは家督相續の際格席一等を減するの命令ありたり

維新前より一層學士鄭重に待遇し非常に拔擢して重任に就かしむる等の舉あるを以て士氣一層憤勵心を惹き起したり又學業上達の者は二人口乃至三人口の扶持米を附與し嫡子勳を許し二、三男にして上達の者は別棟に召出し一家を新設する等の特別あり

士族卒の子弟教育法 士族(從前徒士格以上を云ふ)の子弟八歳より二十歳までの者は必ず藩立學校へ入學せしめ其八歳以上二十歳以上の者及入學定齡内の者と雖も授業時間外家塾師範等に就き修學するは各自意向に任せ適宜修業せ



しむ

卒族の子弟は従前藩立學校へ入學を許さざる制定なるも御維新以來は士族子弟と同じく入學を許可せり、尤も家塾私邸に就き修學するは各自の意向に任せ敢て禁止の例なし

士族の子弟にして才學特別俊秀の者は學資悉皆藩費を以て他國へ遊學せしめ、又私費遊學志願の者は學力の優劣と人物の智愚等を斟酌し學費の幾分扶持米二人口乃至五人口或は金員若干を補助し或は補助せしめて遊學するを許可せり

講釋を分ちて大講釋並講釋の二とす

大講釋 毎月二回二十日 大講釋に於ては四書の中に就き都講之を講し藩主を始め左記の者は必ず聽聞せしむ

藩主、家老、年寄、用人、大監、藝事監察、文武の師範、徒士目付、藩士自十五歳至五十歳二三男を論せず悉皆

並講釋 毎月三回(四の日) 並講釋に於ては都講助教の内四書五經左國史漢等の書に就き之を講し左記の者は必ず

聽聞せしむ

月番用人 藝事監察、學校職員、藩士自十五歳至二十五歳二三男を論せず士族にして年齢の者

平民の子弟教育法

平民の子弟は各自の意向に任せ家塾寺子屋等に於て適宜修學せしめ、農民たりとも學事に従事するを禁止せし類一切無之

平民の子弟は藩立學校に入學するを許さすと雖も學校境内學寮へ寄宿し、同寮規則に準じ修學するを許す但講堂に昇るを得ず

家塾寺子屋設置の制度 藩士にして家塾寺子屋を開設するものは其旨を詳記し藝事監察へ届出で、常に同監察の監督を受くるを法とす、其教則塾則等に至りては師範適宜に起案し之を施行せり

平民に至りては郡宰里正等の檢束を受くるなく何人たりとも自由に之を開設するを得

士族平民に論なく他國の人民入塾するときは當人の生國住所姓名を記し、藩士は監察平民は奉行所へ届出でしむるを定例とす

#### 四、其の他

##### 1、祭儀

聖廟の設置ありて毎歲春秋二月兩度丁日を以て釋奠を執行す其禮典儀式に關する書類燒失灰燼となるを以て由緒及執行儀式の順序等詳密を採知する能はずと雖も該式に従事する古老の口碑に據り大概を敘述する

舊三日月藩立學校釋奠式は寛政七年の頃實顯官菅原在熙公の指揮を受け舊熊本藩釋奠の式を受く

釋奠に用ゆる樂器は管弦の柳原公等は四辻公理等は綾小路公笛は豊伊賀守笙は豊筑後守箏篳篥は阿部雅樂守の免許を受けたり

祭器は總て天子の御器模造官許を受けし柳本店に於て修約し該器を用ゆ

寛政九年藩立學校祠堂講堂射的場練武場學寮書庫に至るまで全く竣工するを以て、同十年春二月丁日始めて釋奠の禮を行ひ以來廢藩に至るまで毎歲兩度之れを執行するを定例とす

##### 釋奠式

祭日曉七つ時即鷄鳴家老年寄用人大監察藝事監察祭酒 贊者可膳者伶工文武師範其他諸役掛りの者は禮服着用上學舎に會す

同六つ時、贊者毎舎に就き始禮を指示す、堂上奏樂此時家老を始め諸役員昇堂定坐に就く次に擊柝次に贊者本位に進む次に贊唱開戸懸簾此時齋郎二人連歩して複道に入り外戸を開き簾を掲げ本位に復る、次に贊唱具爐火點燭此時齋郎一人祠堂に入り香爐を捧げ複道西端に復る堂上の齋郎之を受け取り香火を具し、複道口に進み複道の齋郎に授け複道



の齋郎之を受け祠道に入り終りて堂上の齋郎と連歩して進み、一人は小火爐を捧げ祠堂口に止り一人は祠堂に入り受授の禮をなし燭を點じ終りて連歩して堂上本位に復す、次に祭酒本位に進む次に贊唱開帳此時贊者祭酒を導き復道に進む祭酒祠堂に入り内戸を開き帳を掲ぐ贊者堂上を回顧し、衆皆再拜と呼ぶ祭酒復道上に於て三拜す終りて贊者祭酒を導き本位に復す、次に贊唱炷香酒此時贊者祭酒を導き復道に進む祭酒祠堂に入り炷香し復道に復り再拜す齋郎一人復道に進み茅沙盤を捧げ復道の齋郎に授け齋郎之を祭酒に渡し、祭酒祠堂に入り按下に置き復道に復る齋郎盡を進め祭酒に渡す堂上の齋郎盡下に進み瓶子に酒を盛り復道に進む、復道の齋郎瓶子を受け直に祭酒の盡に盛り堂上の齋郎に渡し本位に復す祭酒盡を捧げ青茅に滴し終て復道に返り三拜す、贊者祭酒を導き本位に復る次に贊唱迎神此時伶工復道に進み兩側に羅列し一人祠前に進み出迎神の祝文を越天樂の奏樂に合同して朗讀す、終て本位に復す次に贊者供膳此時贊者祭酒を導き復道に進む齋郎一人復道に入る齋郎二人堂上より復道口へ六豆を交番に進む、復道の齋郎之を受け悉く祭酒に進め祭酒之を受け順次按上に陳列す、一明棗、按の中央に獻す次に菴合、明棗の右に列す次に羊羹明棗の左に列す次に栗子榎子、明棗の前に陳す次に蔬菜栗子の左に列す、次に生鯉魚栗子の右に列す右供し終て祭酒復道に返り三拜す贊者祭酒を導き本位に復す、此時藩主朝服して扈從に備へ堂上す堂上の諸役員西階上に羅列し出迎の禮を行ふ次に贊唱初獻（奏樂老君子）此禮は藩主自ら之を務む、贊者藩主を先導し復道に進む齋郎一人盡を捧げ復道の齋郎に渡す齋郎之を藩主に捧げ堂上の齋郎は瓶子を盡下に置き、酒を瓶子に盛り復道口に進み復道の齋郎之を受け直に盡に盛り瓶子を堂上の齋郎に渡し、各本位に復る藩主祠前に進み栗蔬豆の間に獻し復道に歸り三拜す、終て贊者先導して本位に復す次に贊唱亞獻祭酒之を務む式初獻の如し、鯉魚の間に獻す次に贊唱終獻、武術の師範之を務む式初獻の如し蔬菜の傍に獻す、次に贊唱讀祝此時贊者祭酒を導き復道に進む齋郎は祝盤は祭酒に進む祭酒は祠堂外に跪き祝文を朗讀し終て香按の元に位置し、然る後ち復道に歸り三拜し終て贊者祭酒本位に復す次に贊唱拜此時藩主家老以下列坐の職員一同拜禮し終て藩下士族及其子弟八歳以上のもの悉皆禮服を着し、逐次に拜禮す次に贊唱下簾此時

贊者祭酒を率る復道に入る祭酒炷香し本位に復し齋郎二人連歩し祠堂に進み下簾す、此時藩主退堂す堂上の諸役員正門内に羅列し出送の禮を行ひ終て一同本位に復す次に贊唱衆休于舍此時堂上の諸役員下堂して寮舎に休憩す

次に贊者再び禮始を諸舎に告ぐ堂上樂起此時前式の如く諸員堂に上り定位に付く、次に贊唱懸簾此時齋郎前式の如く祠堂に進み簾を掲ぐ祭酒本位に付く、次に贊唱徹膳此時贊者祭酒を率る復道に進む齋郎は前式の如く一人は復道に進み一人は堂上の復道口に進み祭酒は祠堂に入り炷香す、直ちに三獻より六豆に至るまで順次徹膳す其式供膳の時の如し但祝盤を残らず徹し終て贊者祭酒齋郎本位に復す、次に贊唱送神此時伶工復道の兩側に羅列し一人祠堂に進み送神の祝文を奏樂に合調して朗讀す、次に贊唱下簾此時齋郎祠堂に進み下簾す次に贊者大監に向て禮成るを唱え終りて贊者祭酒本位に復す、次に贊唱福此時齋郎一人福盡盆を持出し三獻の神酒を瓶子に醸み家老を始め文武師範に至るまで順次廻盡拜飲す、次に贊唱講釋此時祭酒定位に就き齋郎小几上に孝經を置き家老を始め諸役員え順次配布し終るを待て祭酒孝經を講釋す、

禮終る此時大監察より祭酒贊者其他諸職員に向ひ終日修禮の勞を慰し併せて酒肴下賜の旨を達す、右終りて家老用人大監察等列坐の職員一同退堂す

次に祭酒は小吏に膳昨を持たしめ之を藩主に奉獻す、次に司膳者膳昨を分ち家老を始め藩中小吏に至る迄、小吏をして分贈す右了りて關禮の諸員堂上に環坐し下賜の酒宴を開き酒酣にして祭酒分韻を命じ各自適意に詩を賦し文を屬し伶工は合歡宴を奏樂し各歡を盡して夕四つ時頃退堂す

前項藩主退堂の際左の曲を奏す藩主上堂の際奏樂小娘子同拜の際奏樂長慶子同退堂の際奏樂倍爐

祭 文

維寬政七歲在乙卯冬十一月戊申越十八日乙丑我藩將設國序ト地得吉于相府坊間乃使臣包臣光謹以薄酌之奠敢昭告于後土之神恭惟神保此土也無有崩圯之患令我上下臣庶各安于其居焉夫人



安則樂樂則佚而無教或薦之羞乃非所以能安于神之所保而膺于其福也故今將開我國學昭揭先聖教人之典一文一武也講習不怠使國人有儀式焉神之所保其永其久與物有光乃神亦其於保以致福也亦將有徵于斯干茲伏願工成之後神保其址萬斯年片石不磷使先聖教之典與神厚斲其美者實神之靈焉賴此具奠尙謂響臣包臣光百拜稽首謹言

上梁祝文

國學創工經營開萬世之基棟梁始架歌謠同子來之慶恭惟侯家不隕令開承奕世累洽之休恢緝熙惟新之政一文一武乃張乃弛延聲明于甸服樹風威于疆場濟々多士夙夜不解於位赴々武夫左右可以爲域事既合衆物其具焉猶且懼子弟之不進于業慮父兄之不肅于教講禮有堂肄藝有舍春秋欲效蒲鞭之警校閱將試鈴韜之略自今而往摸其愈可以爲模稽古而行範何之于不範實我三殿公俊春公俊韶公快温公臨下之至德又是兩相府奉上之忠舉茲遭今日新舉嘉儀宜仰熙輝覆育之澤以答輔拂贊襄之功拋梁東昇平四海喜同文藩屏百年庶政理挾書擊劍士如雲拋梁南祥雲遠射老人星又與奎光臨政府樂國人々隨鶴齡拋梁西朝濟甘雨報年登擊攘何嘗羨堯野陳々倉廩粟相仍拋梁北器用明時物有歸戶祝無敢越樽俎修藏誰復履危機拋梁上誰曰天高日下臨聲氣之應答桴鼓宜安爾止命難諶拋梁下山川鬱々匝爲城中抽甲堂兼丙舍吾道千秋自有榮伏願修梁之後坐堂有人効于誨而不倦之訓入室者私循于默而能識之擇其德科之何妨于群分類聚取爾材器之庶幾乎日將月進將有長老藩而頌焉寧無今日架而祝乎

寬政丙辰夏四月

梁上牌面紀事

國學地東西十八間南北二十五間中堂二址一聖堂一講堂二堂相承複道相屬皆南面與門相嚮門左

船曳展大成甫謹撰

船曳展大成撰

射右塾東西曲爲舍其端寮爲食堂前小門書庫在其北南面隔則練武場々北候道々一間觀將之所寬政七年乙卯冬十一月二十三日創工越八年丙辰夏四月十三日上梁

2、藩士小傳

深澤君山墓碑

先生諱薰字南公君山其號也姓深澤氏曾祖諱治喬君從我長俊公自作州移居于隴邑佐公及長記公任國政往居于東都驪山邸舍卒有子諱曰茂屋君襲祿位佐長記公俊春公爲政有二女子養豫州今治世巨鱸氏之子爲嗣諱曰茂英茂英君配長女深澤氏生二男先生其長也以閑闕早擢侍從于俊春公賜月俸父沒襲祿爲行人而爲列大夫以執政大夫徒于本藩凡自其初侍于俊春公至今老公長義公歷事四世多所啓沃云中年得疾晚年益甚又有故疏以告老性好學通經傳及國學所著國字書數種詩文倭歌集若干卷傳于家初聚小田島氏生久大夫大夫之子長茂通字士典今見襲祿爲大夫先生于寬保元年辛酉四月五日卒于文化六年己巳六月二十六日得年六十又九越明年庚午士典磨此珉令不佞展揭其所系以勒于碑陰焉本藩教授船曳展謹識著書國風發蒙詩文集倭歌集骨薰記四十有餘冊

船曳圖書墓碑銘

先生諱展字大成俗稱圖書文陽其別號也其先赤松氏支族嘗領船曳庄因子孫世々氏之父桃溪府君爲藩侯侍醫母飯尾氏先生幼而岐嶷異於群兒叔父滄洲府君以儒仕赤穗侯年十餘歲寄託就學早夜孜孜銳意典籍加以英敏之資學解明深文情典雅兼精于醫事進修之業歷年彌至學成歸家從遊者日衆桃溪君老矣先生嗣襲其祿職兼侍講經筵恩日渥快温公立崇尙文教郡愛立學政名曰廣業館以獎勵俊士以先生爲儒學祭酒提督焉教養老課其制頗備又建孔廟就皇朝措紳家議禮習樂春秋奠祀亭典有肅文物彬々士民翕然向學大有文翁化蜀之風蓋先公贊畫之功爲多公大悅之賞資有差公寔長



義公立遇侍加優後進秩陞參政府事無大小必咨議焉先生為人剛毅有節概臨事審直不苟容士大夫皆憚之常謂學在養氣所以達人之志行也彼修章句事文墨徒街耀於言論之末無益於世教時用者特技藝之雄耳何有於學哉是以平素行事進退一謀諸議不畏名勢不營財利浩然一氣秉志厄行衆竦然敬之但其識量淹通平居寬弘容物無猜隘之鄙性又愛酒多飲温克不見荒縱之失和愉舒襟有時乎琅々發謠曲是以雅俗皆得其歡心焉文化七年庚午告老退爾後口不言塵事野服蕭散逍遙丘園引酒賦詩優遊樂老文士飲客亦隨助其宴適官成名立勇退得宜者吾於先生親之著詩若文今藏于家文化十一年甲戌卒罹風疾脩然而逝實爲正月四日得年六十八葬濟露山先塋之次法益弘道院文陽儒仙居士先配伊藤氏先沒有一男亦天次配名村氏無子養滄洲君之孫其德君爲嗣名騏見襲其職則宏之兄也宏幼而孤得僅識字者一仰先生撫育督課之勞後歷遊多年加官仕異藩不得久侍于帳下易簣之日亦抵役東都不能親執紼恩顧不報憾結乎終天謹敘狀誌於碑陰并銘々曰露山鬱盤控野虎踞乃如之人歸藏得所風水攸避蟲獸攸去嗚呼佳城門戶永固

赤穂赤松宏撰

### 第五節 福本

#### 一、福本藩沿革大要

今栗賀村に屬す。池田氏の邑にして六千石の陣屋を置けり（此池田氏は岡山侯の支族とす。池田能登守政直明曆四年神東神西印南三郡の内數村を賜はり寛文四年栗鹿庄新土屋に陣屋を置く新土屋後福本村と改む）明治二年版籍奉還當主は池田徳潤一萬石なりき。

#### 二、學問所、乾々館、時習館

校名 従前學問所と通稱す安政二年より乾々館と稱し明治二年より時習館と改稱

所在地 舊福本藩内にて安政二年迄大名町明治元年迄中の町明治四年迄大名町

沿革要略 従前は濫りに諸子百家等雜書の獵涉を禁す。明治二年總學執事を置き文武の藝術合一の學校とし韓非を初め

百家及兵書にて七書國史類都て百般の書籍を汎覽し涉獵することを許す。珠算學の科を置き翻譯書なる西洋事情泰西

史略等の編逐次に屬せらる、漢學は勿論英佛學同醫學練兵學預砲學等の學生を校中より撰拔することを規定す

教則 午前第六時より素讀獨讀、午前第九時より習字質問、午後第一時より講義、午後第三時より復讀輪講珠算、毎月二〇四午後第五時より詩作作文

學科 素讀習字質問、復讀、輪講、詩作、作文、珠算

學規 等級規則、第一等、第二等、學生肄業之餘課其著述一卷以上の者。第三等、識見已立秀精一藝者、第四等、涉

獵歷史雜書幾部其才可爲教官小補者。第五等、歴覽三史及資治通鑑解得作文法則特許、五等此爲生徒之小龍門、第六

等、已讀三史又熟練七律詩法可以登于此、第七等、業至史類可略答質疑生者、第八等、登此級者當略一經之大業、第

九等、質問四書十八史略等疑義入輪講課者始教復文之法、第十等、素讀卒業四書五經者可始入等級中雖未能四書五經

暗誦一本以上者入等中

試驗法 月末毎に校内職員にて試験をなすに等級規則に據る等外生は復讀及席上揮毫をなさしむ、其等城中坐次の小翻

歩をなす此を小試験と唱ふ

一歳の二月八月藩主親臨せられ、政廳監察以上の諸官陪侍し校の職員紹介し以て試験をなすに作文詩作講義輪講等概

等級規則に由る等外生は復讀輪講席書を試む其賞效たる他國修學を命じ、等級規則を以て助教句讀師に進む等外生大



に坐次を進め等級中に入り又半紙七帖乃至二帖を賞與す

諸則

約規

- 一、學業は虚文を捨て實才に志し他日必ず國家の用をなすを標的とすべし
- 一、塾中は勿論其他起居周旋の間身を持する篤厚にして暴慢ならざるを要す
- 一、長者は幼者を矜み幼者は長者を敬し交情知親なるべし
- 一、留塾生徒の勉勵せざる者退塾せしめ通ひ生たるべし、塾の供食を奪ふ
- 一、通ひ幼年生懈惰なれば前日授讀するを暗誦して後新に授讀を許す
- 一、一、六の日休課して温涼安否を存問し且湯沐を辨す
- 一、月末毎に小試験をなし等城中の小黜陟をなす春二月秋八月大試験をなし等級の大黜陟をなし勤惰の賞罰を行ふ

入塾規則

- 一、入塾は其月の朔望を期とす申達は其三四日前を限とす
  - 一、留塾生持参の用具、夜具食具机硯紙筆墨文庫木札巾二寸五分 長さ六寸 貳枚
  - 一、卒平民より拔擧する留學生は悉皆藩費を以てす
  - 一、平民より留塾を出願するときは里正を経由す一日白米五合宛を月初に納む
  - 一、留學生校外の練兵場諸稽古所へ通學のとき出入塾監の許可を受く
- 書籍借用の規定
- 一、借用證書を塾監に交附す通ひ生徒は假令丁壯の年齢なるも壹卷を交付す
  - 一、借用書籍は月末の點檢を受く破裂汚穢する跡あるときは償金を收む

食堂の定

- 一、語る勿れ冷熱甘鹹を喧呼する勿れ
- 一、食時 朝九時晝十二時晚午後五時
- 一、供食法 朝晩香の物 梅干 晝汁煮の内を加ふ

寢室定

- 一、一室八床 年長一床を駁す惡臥感胃を警むるを要す
- 一、午後十時より朗讀を禁す通宵燈一室一點

他塾修學生の規定

- 一、撰拔の他塾修學生目刺の塾法を監事より往復し、一ヶ月の常費を總計し更に一ヶ月金二兩三兩を加金し送遣す
- 一、他塾修學請願の生徒は家祿を還納し撰拔生の給を得而して家族に殊に一口半三日の救助米を賜はることを得
- 一、歳首歳尾に歸省し大試験の例に従り考實す他邦遊學の年期を繼續することを得

門禁

- 一、午前六時午後十時を以て開閉す
- 一、諸商人の入るを許さず
- 一、休業日の外留塾生の出入練兵場等へ運學を限とす

職名及俸祿 總學執事、俸世祿を以てす塾監兼會計、右同斷、日記方右同斷、教授方等級規則 準十四等 世祿現米六口に未滿のときは補給す、助教等級規則 準十五等 世祿現米五口に未滿のときは補給す、句讀師、無祿子弟なれば二口を給す、使丁二口半

職員概數 十八員乃至二十一員

生徒概數 九十人内外



束修謝儀 無之

學校經費 實施細目の決算帳紛失故に明治三年度豫算帳を以て之を填す

米一石四斗 教授方一員へ補給米

米十四石四斗 無祿句讀師四人補給米

米十三石八斗六升 使丁三人扶持給米

米二十四石九斗四升八合 留學生食米一日一人精三合一年凡二百五十二日玄米八斗三升一合六勺凡三十人分

麥九石三斗九升、留學生食麥一日一人精一合年凡二百五十二日二斗五升二合づ、凡三十人分

金永錢七百九十九貫九百二十文 他國修學生十八人學資平均月一人金永六貫六百七十一文十二ヶ月分

同永百二十貫文 書籍購入費月十兩づ、

同二十四貫文 營業費一ヶ月二貫文づ、十二ヶ月分

同十貫文 大試験費二ヶ度分

同十二貫文 釋奠費春秋二ヶ度分

同六十貫文 塾用燈油一ヶ年分

同二十四貫文 薪炭茶鹽醬油香物代月二貫文の積

同七貫五百文 筆紙墨一ヶ月永六百二十五文宛の積

總計金千五百一十一貫四百二十文代千五百一十一圓四十二錢米五十四石六斗八升麥九石三斗九升

藩主臨校 春秋二ヶ度の試験他國より歸藩の學生試験の日親臨あるを定則とす。然れども平常侍士一兩と微行し教授を助け或は輪講の席に班して討論し詩文の場に出て學生と共に琢句成章を爲す、極めて邊幅を不飾勤めて學生をして心勝を吐露申揚せしむ要は虚装を去實實に誘導あるもの

祭儀 春秋二ヶ度聖像文宣王を講堂へ遷し藩主より平士に至る迄來拜正服す、藩主は精糯米一俵清酒一荷政廳及校の職員又平士に至りても各自を以て魚鳥菓菜の供獻あり畢りて拜禮者に微酒を賜ふ無差  
學校構造及建物圖書 時習館構造建物、圖面一帖別紙を以てす(略之)外學問所と稱呼せしもの構内に弓射場及稽古場を置けるのみにて他の乾々館なる者も構造建形は時習館と大同小異なるを以て略す  
學校にて出版翻刻せし書籍の目次及藏書の種類部數 上木書籍無之藏書は已に飾磨縣廳に引渡當時の藏書記帳無之、右之外學校に關する舊記學校の記事序文の類編史の資料都て参考に可供事項之無し

### 三、學 制

學事上の諸制度 士分以上の子弟八歳より學問所へ通學し、十五歳以上より或は志す武藝稽古を専門となすも月次二ヶ度期望の講義經に出席すべきを常務とす、大目付監と用人以上參政役員輪番に月一度宛其場に出て見分し藩主一年に一度乃至二ヶ度臨場し試験す十月末毎に會數帳寫を大目付に達す以上三點は從前の制度なり

士分の子弟八歳より時習館校に通學は從前の如く、而して十二歳より同館に留宿し構外の練兵場の如きにも通勤し他の武藝も兼修す、其の留學生の供食は藩費を以てす、足輕平民及其子弟に至る迄志願に依り入學を許す、入學の士足輕平民共其通例の區域を置いて只學業の勤惰を表揚する名前札を以て坐次とす、入學の生徒願に依りて書籍を貸授す以上四點は明治元年十月以後改正制度に關る

士族卒の子弟教育法 初登八歳の幼童へ授る習字はいろは片假名五十音和文章を以てし、讀書は三字經小學等を以てす十二歳より前項摘出の如く留宿し學業の進歩に従ひ授業すること後項學規等級規則に依る

平民の子弟教育法 孝義勉業者を賞揚し性徳の感覺を振起せしむるは曾て治民の職掌官ありて、別に平民文字の教場設置をなさず



家塾寺子屋設置の制度 相互子を交えて教ふるの風ありと雖も藩制の設置無之  
右の外學事上の事項にして編史の資料及參考に供すべき事項無之江戸藩邸學問所も在所同様の處、去る文久二年閏八  
月より廢絶相成候

## 第六節 山崎

### 一、山崎藩の沿革大要

山崎一萬石は本多氏の所領なり、初め姫路城主甲斐守政朝の次男監物政信、寛文中封土萬石を賜はり其子肥後守忠英  
に至り山崎に食邑を定められ陣屋を置く延寶七年のことなり、明治二年版籍奉還當主忠明

### 二、學問所思齋館

校名 天保年間創立以來學問所と稱し明治初年に至り始めて名稱を附し思齋館と云ふ

校舎所在地 舊藩内宇櫻町の中央に在り移轉等のこと更になし唯明治初年營繕中凡百日間藩廳書院二の間を借用す

沿革要略 天保年間初て一字を創立し、明治元年に至て修繕並に増營せり藩主忠隣の代に於て儒者を尊崇す當時安原松  
齋なるものあり、天性實直にして文學に秀づるを以て師とす、又大に藩士を引立つ老いて致仕すと雖も藩士の命によ  
り毎月三回藩邸に於て講義し藩主藩士共に聽聞す、尙藩士を引立ること前に同じ藩主之を賞し更に一家を興へらる永  
世祿若干を賜ひ亦天保年中作州産の儒者大爺圓次なる者を召抱へ藩の子弟教育の爲め學問所を設置す、是則起興の原  
因なり明治元年に至り安原昭之助柴田小膳等の遊學士歸省し教育の振はざるを憂ひ、大參事武間茂手木へ種々の建言  
す茂手木其建言に感ずる所ありて採用す依て學事擴張す、天保年中藩主忠隣始めて一字を設く明治元年に至り大參事

武間茂手木教場の狹隘なるを憂ひ大に増營を加ふ、横井時保安原植之の數名共に盡力す

教則 兒童始て學校に入るときは先四書五經を素讀せしめ、終れば國史略十八史略日本外史等の書に就て解し方の端  
緒を授け兼ねて甲乙丙の三等を設け生徒學力の進歩を量り督學監督教頭の合議に依り之を丙組に加入し、國史略を會  
讀輪講せしめ順次乙甲へ昇等せしむ、其他變則生は夜學を以て孟子或は左傳等の書を輪講せしむ但し詩文會を以て隔  
絶とす

毎朝五つ時午前八時を始業とし先づ兒童素讀を授け續いて解し方を授く晝後甲乙丙の三組をして會讀輪講せしめ、終れば  
即終業とす夜學は六つ時より四つ時までを限りとす

### 學科學規試驗法及諸則

和學漢學洋學醫學 和學漢學のみを教授す

漢洋算法 珠算のみを教授す但別舎を設く

筆道 大要初め楷書を授け順次行書に移る

習禮及兵學弓馬槍砲術柔術游泳等 習禮の教法更になし其餘の科目に至ては嚴重に之を教授すと雖も、學校に於ては

之を指揮する事なし政府に於ては文武兩道兼修を期すと雖も往々其長する所を以て専務とする者あり

文學と武術と程度の比例 判然たる斯の規則あらず、其一科を専修する事を許可せしこと往々之あり且生徒學習の期

限是亦確乎たる規定あらずと雖も明治元年九月十七日の布達に依れば三十五歳を以て退學の年限とするものか

春秋試験の法 確定せる期月なし督學監督教頭の見込を以て臨時に之を施行す、四書五經或は日本外史史記左傳等の

書より一章乃至二章を抄出し每一人之を講義せしむ其の藩士及執政等臨席し且つ藩士をして傍聽せしむ

生徒賞品授與法 生徒平常學力の進歩と當日試験の是非に因て銀壹兩凡金一朱より貳兩參兩五兩に至るの賞與を試験

場に於て直に執政より之を達す



生徒訓條罰則等 豫め此則を設けず皆督學の權限内にあつて毎に之に處分す

他に組織狀況を觀察するの事項なし入學許可を得る者は禮服を用ひ師範家へ回禮する等の類は已に之を行へり

職名及び俸祿 督學一名、教頭一名、助教七名、句讀八名、定員總て十八名、督學現米 監督教頭各現米 助教現米

句讀現米 役料通計五十四石是明治二年度の調査にして其以前に至ては記録紛散に屬し今其比較を知るに由なし、督

學現米 大席監督之に亞ぐ、教頭助教又之に亞ぐ句讀に至ては平士に等し前後比較前に同じ

職員概數 督學以下句讀以上已に職名の部に詳記せり其の他事務員二名門衛兼小使二名總て二十二名比較前に同じ

生徒概數 唯通學生のみにして未だ寄宿せしむるに至らず生徒定員凡そ八十名比較前に同じ、皆藩費を用ふ

學校經費 明治初年には現米百石を以て學費に充つると雖も年を追ふて不足を生ず、因て明治三年以後は百三十石を一

周年の學費とす學田又は藩土に賦課する等の事更になし前後比較前に同じ

藩主臨校 講義定日には必ず藩主臨幸して之を聽聞す生徒試業の件に至ては其の有無今にして知る可らず

學校構造建物圖面 無し

學校にて出版翻刻せし書籍目次及藏書種類部數 學校にて出版翻刻せし書籍等一切無之

在來書籍左の如し、國典六十一部、漢籍二百十一部、洋書二十七部内翻譯書 合計二百九十九部、右明治五年一月二十

一日龍野中學校へ收む

### 三、學制

#### 學事上の諸制度

藩主の布令諭達 慶應四辰九月十三日達

此度學問出精致候様御家中へも御達相成候に付郷町にても望の者は學問所へ罷出修業可致此段大庄屋三組へ可被相

觸候(藩土一統へは口達ありたり)

明治二巳五月二十二日達

今般學校御造營相成更に思齊館と被名付候間向後右館名に相唱可申事

學業上進の者に加役米引米祿税免除する等のこと更になし、學業上進の者は掛員督學より政府へ申立其人或は父兄の

祿高を増し又は賞與として金錢等と與ふることあり、其他學力の進歩に拘はらず七月十二月の二季には必ず勤惰を正

し精勤の者には實物半紙五帖 金錢一朱より二朱三朱等を賞與し以て兒童の獎勵法とす

士族卒子弟教育法 天保年間學校創立後唯士族のみ藩立學校へ入れ以下其意向に任せ敢て責す

慶應三卯年藩費を以て二人を江都に遊學せしめ自費にて又二人を許可す、明治元年自費生一人を許可す明治二年藩費

にて五名を出し自費生二人を許可す、一月間三度即ち三日の日を以て定日とし生徒藩士一席に雜處して聽聞せしむ

平民の子弟教育法 明治初年に至るまで家塾寺子屋にて適宜修學せしむと雖も、明治二年に至て始て藩立學校に入るこ

とを許可す、明治以前農商に至ては未だ嘗て督責を加へずと雖も亦敢て之を禁ぜず

家塾寺子屋設置の制度 更に許可檢束等を受くるなく何人たりとも自由に開設することを得せしむ

右の外關藩學事上の事項にして編史の資料及參考に供すべきもの當時史誌紛散に屬し今其詳細を攷ふべからず

### 四、其他

#### 祭儀

##### 禮典概狀

贊唱開戸捲簾 簾者二員 ○同具爐火點燭一員、香者一員、復一員、爐者一員 ○同炷香縮酒復一員、贊者祭酒進て復

盤者一員、盞者一員、瓶者一員 ○同供膳、贊者祭酒進て復復一員、明菜(豆)一員、節合(豆)一員、綠午(豆)一員、



鯉(豆)一員、栗(豆)一員、羊羹(豆)一員 ○同初獻、贊者太夫進て復復一員、盞者一員、標者一員 ○同亞獻、贊者祭酒復進一員、盞者一員、瓶者一員 ○同終獻復一員 ○同讀祝、祝者一員 ○同唱下簾、簾者二員、衆休舎賛唱徹膳、捲簾二員、徹盞者復一員、堂一員、堂一員、堂一員、豆堂一員、豆堂一員、豆堂一員、豆堂一員、豆堂一員、豆堂一員 ○同炷香復一員、堂一員、復一員、祝者堂一員、盞者堂一員、盤者堂一員、○同下簾、簾者二員 ○同福盞者一員、司機一員

迎神 大哉宣聖道德尊崇維持王化斯民是宗典祀有常精純並隆神其來格於照聖容  
送神 有嚴學宮四方來崇恪恭祀事威儀維々韻茲惟馨神馭還復明禋斯畢成膺百福

### 第七節 安 志

#### 一、安志藩の沿革大要

小笠原の陣屋の地 享保二年小笠原喜三郎長興一萬石家祖秀政の嫡男忠修、大阪夏陣に於て父子共に戦死し、忠修の弟忠貞を以て家督とせられ、寛永三年に至り別に長修が子幸松丸長次に龍野六萬石を賜ふ。九年封を豊前に移されしが享保元年長邑の時除封せられ、更に弟喜三郎長興に安志一萬石を給せられ縁かに其祀を存す明治二年版籍奉還當主貞孚

#### 二、明 倫 堂

校 名 學問所、但弘化元年改稱左の如し、明倫堂、文學所但文學一途 武術所但弓術場、槍術場、劍術場  
校舎所在地 播磨國宍粟郡安志村坂の上舊安志藩内地  
沿革要略 藩主小笠原長興享保元年豊前中津城より移住に付同三年更に學問所を設置し藩士をして教授せしむ

小笠原信濃守長遠代に至り重臣犬甘半左衛政孝一藩文學の振はざるを患へ、寛政二年中美作國吉野郡赤間村稻垣淺之丞隆秀徳學に秀づるの聞へあるを以て右隆秀を聘用し教頭とす、是より天命二年迄は文學盛熾なり其後次第に衰へ明治四年廢藩に付廢校

#### 三、學 制

學事上諸制度 藩主の布令諭達等明治年中燒失の爲其現今分明ならずと雖も、教授方非常に勉強し爲に生徒の進達をなさしむる者あらば文武監察係より藩廳に上申し爲賞一格を進め或は祿を加ふる等あり、但し生徒にして學術上達の者爲賞金若干を給與す又教頭及び生徒平常勤學の勞を慰めんが爲、毎年夏秋の二季に小川に於て游漁及び山遊せしむることあり

士族卒の子弟教育方法 士族卒の子弟は男子を限り必ず藩立學校へ入學せしむ。生徒中見込ある者は拔擢して他國へ遊學せしめ其費用は一切藩金を以て支給す。毎月六度日、五日、十日、十五日、校内に於て教頭をして講義せしめ而して文武監察掛を始め教授方及び生徒之を聽聞せしむ又藩廳にても毎月三度日、十八日、の定日を定め學問所教頭出席し藩主及び藩士卒一同子弟の別なく、悉く聽聞す且藩立學校修業の餘暇に私塾等にて教授を受くるは各意志に任す平民の子弟教育方法 平民の子弟は藩立學校へ入學するを許さず、各其意向に任す但寺子屋等に於て自由に修學をなさしめ藩主之に干與することなし

家塾寺子屋設置の制度 家塾寺子屋等設置するは藩主の許可を受けず各自其意向に任せ開設することを得

#### 教 則

#### 文學所

第一 教科用書は四書五經春秋左氏傳國語史記評林前後漢書



- 第二 授業方法順序は前項の書籍を順次に素讀せしめ畢て容易なる經書を解説せしめ遂に講義を爲さしむるに至る
- 第三 習禮科は漢學科に附し小笠原流の禮法を授く
- 第四 習字科はいろは日本數字千支藩中苗字名頭日本國盡千字文等なり其他は教頭の見込を以て習はしむ
- 第五 修業時間は朝五つ時より晝九つ時迄讀書なましめ晝後に至り八つ時迄習字せしむ
- 第六 授業は日の長短あれども伸縮することなし然れども暑中六十日間は晝九つ時迄とす
- 第七 休日は毎月一日十五日二十五日五節旬氏神祭日、盆祭五日間正月二十日年間末五日間とす臨時休業は藩廳の許可を受く

第八 教頭講義は藩廳及び文學所共朝五つ時より四つ時迄とす  
武藝所(但各科授業順序)

- 第一 弓術場は最初竹弓を以て射前等を習はし漸次本弓を以て射的に移り授業す但し一ヶ月六度とし晝後八つ時より七つ時半まで授業時間とす且寒中三十日間は毎日習はしむ
- 第二 槍術場は最初一身を以て體前を習はし次第に仕合に移らしむ但し一ヶ月十五度とし朝五つ時より四つ時迄授業時間とす但寒中三十日間は朝七つ時より五つ時まで習はしむ
- 第三 劍術場は最初木刀を以て形を習はし次第に仕合を習ひ漸く居合を教ゆ但し修業定日の度及び時間等同上
- 第四 柔術場は最初業前の形を教へ次第に仕合を習はしむ但一ヶ月九度晝後七つ時より夜五つ時迄授業時間とす但寒中三十日間毎夜四つ時迄習はしむ
- 第五 馬術場は最初木馬を以て乗前を教へ漸く進て乗馬を習はしむ但一ヶ月六度朝五つ時より四つ時迄授業時間とす
- 第六 砲術は最初木筒を以て教へ後發砲せしむ但一ヶ月二度朝五つ時より四つ迄とす

第七 文武兩道を修めんとする者は文學修業時間一時間を以て武術に充たしむ

第八 休業日は文學所と同じ

學科學規試驗法及び諸則 學科は文學所讀書習字習禮の三科とし武術所弓馬槍劍柔砲術の六科とす。一藩の子弟は先づ文學所に入らしめ漸く少年に至り武術所に入らしむ。然れども武術一科或は數科を兼修するは各自の意向に任す文武の程度比例は文學にて四書の大義に通ずる者は武術の免許以上の者と同等たらしむ

生徒學期は概ね八歳に入學し退學の課程は年限定り無しと雖も文學所は概ね十八、九歳にして退學し武術所は概ね二十七、八歳迄修業す

生徒試験は一ヶ年春時一度藩主臨校して各科施行せしむ但教頭をして之を行ふ。試験は生徒當日優等の者に其科必用の物品を賞與す一ヶ年間の出席數を年末に算し其日數多き者は翌年正月開業の日、年長の者には金貳朱幼稚の者には半紙壹束を以て賞與とす

生徒罰則は罪の重きは藩廳より一般の制規を以てし輕きは文武監察掛之を罰す

生徒入學する時は先づ届書を文武監察掛に出し許可を得て禮服用教頭及び教授方を回禮す、但武術各科共本文に同じ

職名及俸祿

維新前 明倫堂 文武監察掛但定祿の外現米貳石を給す坐席大目付に準ず

文學所 教頭、但定祿の外役料現米參石を給す。坐席物頭に準ず ○世話掛、但同上現米貳石五斗を給す士族卒の別なく藝能ある者を以て之に充つ且つ身分取扱は平常の定席に因る

武術所 教頭、世話掛、但文學所教頭世話掛に同じ

維新後 明倫堂 文武大監察、但官祿拾石小參事を以て之に充つ ○文武監察、但官祿六石大屬を以て之に充つ



文學所 掌教、但官祿五石身分小屬に準す ○助教、但官祿四石身分小屬に準す  
武術所 但教頭世話掛共維新前の如し

職員概數

維新前 明倫堂 文武監察掛二員 ○文學所、教頭二員、世話掛五員 ○武術所、弓術教頭一員、同世話掛二員、馬術教頭一員、同世話掛二員、槍術教頭一員、同世話掛二員、劍術教頭一員、同世話掛三員、柔術教頭二員、同世話掛二員、砲術教頭一員、同世話掛二員、小使五員但各所共兼務す

維新後 明倫堂 文武大監察一員文武監察二員 ○文學所、掌教二員助教三員 ○武術所、但維新前と各科共異なることなし、驅使丁五員但各所共兼務す

生徒概數 文學所生徒四十五人但自費通學生 ○武術生徒八十五人、但各科共に二科以上に跨る者は合計せず且つ通學にて自費生なり

右維新前の概數を記すと雖も後に至つて増減あることなし

束脩謝儀 維新前後共になし

藩主臨校 藩主臨校諸役員列座突然各科の業を試験することあり但維新後試験は變更することなし  
祭儀 釋奠等の祭儀施行することなし

四、其 他

藩士小傳

稻垣淺之丞隆秀は美作國吉野郡赤間村の人なり、天性直實父母に事へて至孝嘗て儒學を好み大阪に至て業を竹山先生に受け遂に上達す、寛延二年小笠原氏に事へ文學所の教頭となる初め美作に在りし時雨後他に出ることあり父の云路未

だ乾かず木履を着くべし母の云路已に乾く草履を着くべし、仍ち一足に草履を着け又一足に木履を着けて出でしと云ふ  
隆秀直實如此今に至るまで賞して直實人と云ふ

第八節 林 田

一、林田藩の沿革大要

林田陣屋址は大字上構にあり、元和三年建部三十郎政長以降近世に至る政長の祖内匠頭高光は江州の人、織豊二氏に歴任し金穀の事を掌る父光重攝津尼崎の郡代たり、高光幼弱にして父職を承け尼崎に居り大阪冬夏兩陣東軍の命を奉じ功あり乃林田一萬石を賜はり子孫襲ぐ明治二年版籍奉還の當主政世

二、敬 業 館

校 名 敬業館と唱へ名稱變更せず

校舎所在地 林田藩邸内にあり創立より移轉することなし

沿革要略 該館は寛政年間藩主七世建部丹波守政賢の創立に係る政賢夙に儒學を尊崇し、乃生田維直なる者を抱入れ儒官となし仍ほ小島省吾等を撰んで共に該館設立の事に従事せしめ以て、該館を新築し建學の規模を創定す八世内匠頭政醇九世同政和相繼で益々學業を奨勵す、儒官石野充藏河野約夫を抱入れ任用するも此年代に在り、而して藩士相競ひ學事最も隆盛に趣きしは安政以來に在りとす、當時儒官及助教人名大略左之通

儒官 生田彌六郎、石野駿藏、河野約夫、助教 川部肅之助、生田彦太郎、山本維熊、山田大道

該館創立に盡力せし者は則生田維直なり、藩主七世政賢太平無事の時に方り士氣振はず風俗日々萎靡に赴くを憂へ乃



ち維直等に命じて該館設立の事を司らしむ、維直勉焉從事し該館を設立し建學の規模を創定するに與つて大に有力とす維直資性篤實温厚にして上下の望を得たり著書若干あり

教 則 教科用書は記憶し難しと雖も大抵藩籍は小學四書五經十八史略元明史略蒙求左傳史記漢書文章軌範唐宋八大家文宋名臣言行錄貞觀政要綱鑑易知錄資治通鑑和籍は國史略政記、日本外史通義大日本史等を各科に適用す。而して學生階級を八級とし級中、上中下の三等あり十干を以て級名とす。則ち癸級は小學四書の素讀壬級は五經を授け辛級は十八史略國史略左傳史記漢書を自讀せしめ、小學孟子蒙求等を講じ聞かするが如き漸次高尙緻密に涉らしむ。此階級表は従前該館に掲げありしが廢藩後紛失せし趣き故に詳細なることを爰に掲ぐるを得ず

授業時間 毎日五つ時より句讀及質疑 二七四つ時より輪講 三八五つ時より講義 四九四つ時より輪講 一の日八つ時より詩會 六の日八つ時より文會

學科學規試驗法及び諸則 和學漢學洋學醫學算法和洋 筆道御家流大橋流及漢樓 習禮 兵學甲州流蘭式英式佛式 弓術大藏流大和流道雪流 馬術大坪 槍術種田流左分利日下一吉流 劍術心形 砲術荻野流武衛流合一流洋流 柔術高木 文武兼修せしむるものとす。虛弱或は肥臆の鈍き者等は文武の中一科を專修することを得且文學と武術との程度比例は無之

大約八歳より入學十六歳にて退學し凡八年修學せしむ、尤十六歳以上の者と雖も公務餘暇には修業するを通則とす試験法は月に一回小試験をなす其法は學生各自在級にて受業習熟せし書籍に就き輪講或は詩文題を課し、其の熟否を點檢し其業の成否に由て席次進退の月旦評をなす春秋兩度大試験をなす、其の法は豫め日をトし藩主在藩なれば必ず臨席す執政参政も亦同じ若し藩主在京なれば執政代て其事を執行す。而して儒官其他學事關涉の吏員は悉く臨席す癸級壬級學生は一級毎に中央に駢坐せしめ豫て習熟せる該級中の教科書を亂抽し兩三箇所を輪講せしむ、辛級以上も在級中の教科書に就き亂抽披繕し一人別に兩三箇所を講義せしめ、或は級別に駢列せしめ振問し順次輪講し質疑討論せ

しめ詩文は席上題を命じ通じて香五炷を限り問酌せしめ、其作る所の詩文は該席に於て淨書し了て退席するものとす尤詩は諸體宜きに任せ文は對筆擬獄遊記紀事復文各自の級別に應じ命題するものとす。藩主執政點檢し畢て儒員に命じ評閱し甲乙を批判せしめて優劣を分ち以て賞譽を授與す其の賞品大略左の如し

文章軌範、政記、皇朝史略、小學、詩語碎金、詩韵含英、詩語玉庸、唐詩選、文語碎金、作文便覽、筆、墨、紙 右の外生徒訓條罰則等は其の記録を失ふ故に爰に缺く

入學許可を得し者は袴を着用師範家及び藝事掛講堂目付へ回禮せしむる慣習なり

職名及び俸祿 維新以前學校職員給料及坐席取扱ひ等大略左の如し  
藝事掛二名用人席に勤む 掌文武諸學業を監督す ○講堂目付四名中士より撰用す 掌文武諸學業の席に臨み勤惰を監視す、學生不行儀なる者有るときは此を呵責するの權を有す ○儒官三名 ○助教三名但二男三男より撰用のときは二人扶持を給す ○補三名學生の中より撰用す 書記二名下士より撰用す

兵學科 教師二名、助教三名、補 ○擊劍 科指南方一名、世話方一名、肝煎一名 ○槍學科 教師、世話方一名 肝煎二名 ○銃砲科 教師三名、世話方三名、肝煎右の外弓馬柔術等職員準之但各科關劇に依り必ずしも定員を置かず

役料は總體無之但年末に酒料を給するのみ、身分取扱儒官は従前醫官と同じく席末に列する例なりしが維新以前に改めて順席とす其他指南方等に於ても別に取扱は平士と替ることなし 維新以後文武學校職員俸給等左の如し

文武局 文事督一名、年給十八兩、武事督一名、年給十八兩、掌文武諸學業監督す執政兼之、判事二名、年給十六兩 二分、掌參判局事參政兼之、學監五名、年給十二兩、掌文武學業の勤惰監視す、主簿二名、年給十兩、掌資給用度書記二名、年給八兩使部



修文課 督學年給二十兩、教授年給十八兩、助教二名年給十五兩、補一名年給十二兩、授讀四名年給八兩  
講武課但擊劍課 教頭年給二十兩、教授年給十八兩、助教二名年給十五兩、補四名年給十二兩  
右の外兵學槍砲柔術等職員準之尤各科の閑劇に依り必ずしも定員を置かず

明治三年再び改革せる學事課職員俸給人員左の如し

學事課 權大屬<sup>年</sup>十二石 俸一名 中業大舍長<sup>同</sup>九石 一名 同訓導<sup>同</sup>九石 一名 中業小舍長<sup>同</sup>七石 二名 同小訓導<sup>同</sup>七石 四名  
職員概數 維新前後共凡二十五人

生徒概數 本校は悉皆通學生にして維新前後とも凡四十五名

束修謝儀 該校に於ては一切束修謝儀等は無之各自之意向に任せ、師家へ入門束修盆暮謝儀等はありと雖も一定するこ  
となし

學校經費 學費は別に一ヶ年定額金を置かず都て實費を支拂ふものとす、維新前後共に同じ學田等の設けなし

學費を藩士に賦課せしことは無之又學事の張弛によりて、學費の増減等別に記載すべきなしと雖も學費は年々多きを  
加へ維新以後最多しとす

藩主臨校 月次三八の講義には藩主しばしば聽聞し兼ねて藩士并學生の勤惰を檢す、又臨時に生徒の試業をなし酒飯或  
は菓子等を以て慰勞す

祭 儀 春秋兩度即ち二月八月上丁の日を以て釋奠の式を行ふ、此の日文武諸藝休業藩士學生共に正服拜禮せしむ但聖  
廟は別に設けなし講堂を以て執行す(後に別記せり)

學校構造及建物圖面 地坪凡三百坪、總建坪百七十四坪五合内敬業館五十二坪、正面舍三十七坪五合、西舍三十一坪二  
分五厘、同様類十五坪、西北舍十八坪七分五厘、北舍十七坪五合園二坪五合

學校にて出版翻刻せし書籍目次及藏書の種類部數 學校出版翻刻書は白鹿洞學規附藩主論言、藏書は和漢洋書等數百種

あり

### 三、學 制

學事上の諸制度 學事上に付舊藩主より布達諭達等數多有之候處明治四年廢藩置縣の際悉皆紛失せしが故に、爰に記載  
すべき者無きは藩のため甚遺憾とする所なり、直正年少より聞見するところによれば學業獎勵のためには度々布達諭  
達等有之又時あつては藩主學校へ臨席藩士一同を呼集め學事上の儀に付ては、先代より追々達の儀も有之出精上達の  
者も有之一段の事に候然る處稀に懈怠不精の向も有之哉に相聞へ、以ての外事に候向後心得違無之様精々家業を相  
勵み候様直達せられしこともありき

學業上進の者へは加役米引米等の名義を以て徵課せし間接の祿税を免除するが如きの獎勵法は無之と雖も、凡士族子  
弟學校に入り嗣子たるもの十六歳となるときは大抵扶持方米を給與せる者とす。而して其學業格別に上進の者へは特  
別に十五歳より給與せられ又懈怠の者へは十六歳となるも給與せられず十七、八歳にして漸く給與せらるる者もあり  
又二男三男の者へは文學に於ては四書五經左國史漢等を通讀し、而して粗四書の大義に通する者武學に於ては目錄以  
上となり品行も宜しき者へは特別に扶持方米を給與せられ、仍ほ其上格別心懸けも宜く則ち文學に於ては經書詩文章  
共に諸體に通じたる者武學に於ては免許皆傳を請くる者へは新規召抱へられ世襲祿となる、且儒家師範家の嗣子たる  
者は大抵三年或は五年他へ修業として出づる者とす、文學は聖堂或は藤森弘菴、佐久間象山、林鶴梁先生の門に入武  
學に於ては劍術は舊幕指南家伊達軍兵衛、槍術は種田流或は龍野藩指南家脇坂兵馬、砲術は佐久間修理或は京都元町  
奉行淺野中務少輔家臣安達直右エ門、豊岡藩士國富虎五郎等を師とし、粗學業成るの後歸藩すれば昇席増祿又は師範  
家の名義を襲はしむ其他一般有祿の士族文武學業上達拔群之者は昇席加増せらる則達文例左の如し

何 之 誰



年來文學出精上達の趣其筋より申立も有之一段の事に候依て何席へ(何石加増)被仰付候事

何之誰

年來劍術(槍砲弓馬)出精免許(皆傳)も相濟候趣其筋より申立も有之一段の事に候依て何席(何石加増)被仰付候事

士族卒の子弟教育方法 藩立學校へは士族子弟八歳に至れば必ず入學するものとす。尤家塾へ入りて修學せしめんと欲するも勝手たるべしと雖も従前朝五つ時より四つ時迄は必ず藩學校にて修學せしめ相濟みてより隨意家塾に就かしむ、若し子弟の内八、九歳になりて入學せざる者及び斷りなく度々懈怠する者は講堂目付より其父兄を督責す、父兄等閑に附し再三告諭するも肯ぜざる者は講堂目付より藝事掛舊用人席より兼務へ届出藝事掛りは其席頭の者を呼出し席頭の者より其父兄へ告諭するものとす、是れ藩の慣習となりたるを以て講堂目付より督責するときは能く改め藝事掛を経席頭より告諭を受くるものは僅々のみ

藩立文武學校に於て學術品行業に超ゆる者は折々藩費を以て他國へ遊學せしむ、又銘々心懸を以て遊學する者も續々有之近代に遊學せしめし者及自費遊學せし人大略左の如し

藩費を以て遊學せしめし者 漢學 河野絢夫、生田彦四郎 洋學 神崎相一 醫學 長谷川巖、長井直喬

自費を以て遊學せし者 漢學 川部千二 醫學 齋藏退藏、落合永安 漢學 石野大有、内海忠誨、河野瑞多、犬飼

柔吉、北條彪吉、長野毫次郎、岡田東太郎、伊藤與太郎 英學 石井守

毎月三八の朝五時より凡五時半迄藩士及學生十歳以上の者は悉皆小學四書の講義を聽聞せしむ、且毎年正月十三日には講釋初めと唱へ藩主七世政賢、寛政年間建學以來朱子白鹿洞學規を講ずるを例とす、但學生十歳位にては未だ講義を解し得難き年齢なれども是は講席へは藩主有時臨席重役藝事掛講堂目付列座各威儀を正して聽聞せしを以て、一には行儀を見習はしむるの法也、藩務を司る者及老年にて武術に出席し難き者と雖も此の定日講義には可成丈出席せし

ひるの制とす、故に下士の内二名を以て書記とし出席帳へ記載し講堂目付へ出し講堂目付は其席の人名を點檢し藝事掛へ差出し、若し出席懈怠の者あるときは講堂目付より之を督し仍ほ□□なるものは乃ち藝事掛より席頭へ申達するものとす、但毎月末出席帳を家老へ差出し檢閱に供ふ、又時あつては藩主自ら點檢することもあり、此講義は寛政年間より繼續して廢藩まで中絶せしことはなかりき

平民の子弟教育法 平民の内志願の者は藩學校へ入學するを許す、唯昇降着席を異にするのみ授業の際は一樣にして區別あることなし平民多くは無學にして頑愚或は放蕩無頼なる者あるを憂へ之を教育するが爲に、各村里正へ父子訓を頒布し農閑には讀問せるの法を設けしこともありし趣古老より傳聞す

家塾寺子屋設置の制度 家塾寺子屋は別段許可を受けずして勝手に開設し敢て他の檢束を受くることなし

四、其 他

1、祭 儀

春秋兩度則ち二月八月上丁の日を以て釋奠の式を行ふ、此日文武諸藝休業藝士學生共に正服拜せしむ、但聖廟は別に設けなし講堂を以て執行す

釋 奠 略 記

祭主散齋二日致齋一日 當日曉寅刻より奠儀を執行す

設立儀 贊唱引祭酒庠官及助祭就各位、點燭、衆皆拜、祭酒及助祭脫劍、衆脫劍、捲簾、祭酒設神位、位成、垂簾、祭

酒及助祭佩劍、衆佩劍、衆皆拜、衆退西廂待事具

贊唱引祭酒庠官及助祭就各位、禮始、祭酒及助祭脫劍、捲簾、祭酒讀迎神之文拜、侯爐火、庠官炷香拜、祭酒縮酒拜

堂上皆拜、庠官奉正膳拜、庠官奉副膳拜、祭酒獻炙拜、執饌行侑、祭酒初獻先、祭酒而拜、庠官亞獻進羞拜、庠官終



獻進羞拜、祭酒獻瓶酒俎魚于附位拜、候爐火、藩主炷香、祭酒讀祝文、藩主拜、祭酒及助祭佩劍、衆各邦垂簾、衆暫休、衆復位、祭酒及助祭脫劍、捲簾、堂上皆拜、飯者備飯盒、執湯獻湯水、飯者備飯盒、執湯獻湯水、徹膳、祭酒獻奠茶拜、祭酒及庠官飲福、徹茶奠、祭酒讀送神之文拜、候爐火、庠官炷香拜、堂上皆拜、垂簾、祭酒燒祝文、徹板、禮成、祭酒及助祭佩劍、祭酒講經、徹、衆各退出、祭酒及助祭脫劍、捲簾、堂上皆拜、祭酒捲幅牌、垂簾、祭酒及助祭佩、享劍官退出

## 2、林田建學記

林田侯建學其邑雖規制不悉完然其意本於君師之道得裁成輔相成已成物之實則略矣維歲次甲寅春三月落焉君以是歲正月奉命爲大番師番師者劇職也不遑於修學之事今夫新修教以所由興而遽懼教之所由廢以語正穀靖記建學之由余不敏之且下而察之誼不得辭也乃曰懿哉君之好學也大臣名門貴族之稱好學者外典謨經訓而講求異籍僻編留意於詞章之末寓目於書畫奇玩而風韻雅尙自以爲高而已其病志聖道日遠而記問口身之習無施諸政教也余恒患之君亦以爲患矣蓋間之替者聖王作民之師君修己治人而設官分職所以養人士正人倫者必家有塾黨有庠州有序國有學是政事之士道德之歸而不可以一日廢也其爲教者始於灑掃應對進退之間禮樂射御書數之際朝夕從事於孝悌忠信自身而家而國所教者不在身心固有之外學者所以求也亦唯父子之親君臣之義夫婦之別長幼之序朋友之信是已蓋彝倫在人維天所命固不可改易非人之不知不能君師之教子弟之學舍是安適懿哉君好學能學乎古之學而推之以行於今余之誦所聞以勵林田封內之臣民竊恨君居官而所及之有不遑者故其臣民必體君好學之厚以君之心爲心而藏焉修焉息焉游焉所得德成行修則風俗之醇不愧于古昔教化之功於是爲大而君志遂矣是余實竊也

寬政甲寅六月

從五位下朝散大夫豐前守紀正穀記并書

## 3、藩士小傳

石野充藏名卿諱字子楊號東陵播州太田村人初中井履軒の門に入り、勸學四年後古賀精里に學び後又昌平學に入ると數年學成り文政年間本藩抱入れとなる爲人純厚其子弟を率ゆる懇到周悉終日教へて倦まず、經學詩文共に完備す草するところの詩文今猶存す藩主別業西池碑文は最著名なり著書若干

生田彌六郎名放播州三日月藩士深澤某次男寬政年間維直養ふて嗣となす、彌六郎資性剛毅其の子弟を教ゆる嚴肅にして道德を重んじ節義を尊び徒らに詞章文飾を好まず、傍ら武を好み恒に子弟をして文弱に流るるを警戒す、又藩政異事あるときは藩主及び執政へ直諫す、文久年間學館火災に罹り悉皆烏有に屬せり此時に當り同僚相謀り首唱者となり執政に建言し遂に再造の舉に及びたるに與つて大に有力とす暇勉四十餘年にして没す、年七十、藩論推して道德の君子と稱せらる

石野駿藏名黃裳字學美號樵水幼にして穎悟初め江戸に抵り辻元菘菴に學び後古賀洞菴の門に入り、勸學四年後又昌平學に入り野田笛浦等と同じく修學する五年にして學成り、歸藩儒官を襲ふ最文章に長じ鹽谷宕陰、森田節齋等と友とし善常に文稿を往復せり、其文法を論する最精確にして閩藩士族大半此陶冶を受け後進學士も多くは此門下より出づ其優等なる者は川邊源允、川都肅之助、山本維熊、山田道大等也、明治初年拔でて爲參政又は公議人となり同三年爲權大參事同九年歿す著書若干あり長男大有嗣ぐ

眞喜多廉之助名宗健號東渠後姓名を北條讓と改む、文久年間該館火災に罹りたるを以て儒官より屢々再造之義を建言すと雖も當時藩費缺乏に付當路の職員議議速に再造の舉に及び難かりしを廉之助、此時會計兼郡宰たりしが獨り此論を較して曰く、該館は一藩士氣を養成するところ也決て忽諸に附すべからず、藩費を節減するには自ら他の費途に冗費あるを見る殊に祖父政賢建學の志素を繼續せしめざる時は當路職員其責難免不如直に再造するの優れるにはと討論す、然るに同僚悉皆異議を抱きしを廉之助銳意憤發上藩主及執政に建言し、下大に里正等を勸奨して寄附金を募り多方拮据遂



に經營一年ならずして新築落成堂宇舊館よりは堅牢廣潤なるに至れり、此時に當つて與つて力有る者は儒官と廉之助なり廉之助古義學を修め會て藤澤の門に入り勤學數年學相成り歸藩新地被召出近習勤となり、供頭納戸役兼侍講を司とる文久年間より會計兼郡宰となり、明治三年權大參事となり同四年歿す、廉之助資性質直にして義を好み常に慷慨義氣の士と交り其藩士を奨勵するに氣節を専らとし徒に詞章記覽にのみ耽る者を戒め教育上には始終盡力せり、藩論儒官生田彌六郎とを併せて道德二君子と稱せらる

河野絢夫名熊字梵吉號鐵兜同國網干村人幼にして敏悟神童の名あり初め近村八木某に素讀を學び、後讀岐國人吉田鶴仙の門に入り後又梁川星巖を師とす、最詩學に精なり嘗て少年の頃江戸に學び諸名家を訪ひ一時才名を轟かすの勢ありしを大に猜忌せらるゝところとなり、一日書畫會の席上に臨みしが酒酣にして議論の末傍より一人抜劍既に襲はんとするを宗像蘆屋傍に有り之を助け僅かに身を以て脱するを得、去て日光山に入り屏居勤學再び江戸に遊び歸國續て本藩抱入れとなる、夫れより西國に遊ぶこと數年歸大藩に家塾を開く、當時諸名家遊歴すれば必ず足を爰に留む藤森弘菴、森田節齋、坂谷朗廬、長三洲、南摩三郎、島通庸、松本奎堂、松林飯山、賴三樹、柴、秋村、四屋、穗峯其他屈指に追あらず、最永く此地に遊びしは島、松林、柴、四屋氏等也、其門下に在ては著名なる者小川元之助、高橋得二、高橋三樹、小林柔吉、赤松某、野口知一、澤渡紀一、芳村謙介、杜山東、岸田太郎等也、著書若干闊藩文庫之隆盛に趣きしは與かつて大に有力とす、其博聞強記なるは人皆畏服するところ伊勢土井郁之助會て評し曰對客揮毫泰小游とは即此人也或は然らん歟

川部肅之助(後千二に改む)名充號旂川幼にして學校に入夙夜倦まず、學業速進二十四歳のとを河野鐵兜に従ひ西國に遊び諸名家を訪ひ學業大に高尚に赴き歸藩特典を以て被召助教を命ぜらる、資性強記緻密にして其子弟を教ふる丁寧周悉此陶冶を受け進歩せる者甚多し、實兄歿して順養子となり家を襲ひ會計督となる、明治元年伏見の役に兵士二小隊の副隊長となり上京す、同年四月在勤先に於て歿す。年三十八、經學詩文章共に兼備の人なりしが可惜早世す

### 第三章 私塾

#### 第一節 概況

各郡ともに多少設けられてゐたであらうと思はれるが、資料に乏しい經營者は多くは藩士、稀には神官、醫師もある教科は主として讀書(漢籍)で入退は各人の任意随つて塾生の數は不定である。觀善舎の如きは一時六百餘名に達したのがあれば塾によつては十名内外の所もある。學習は大抵朝八時より正午迄に行はれてゐたやうである。

#### 第二節 揖保郡の私塾

##### 一、私塾表

名稱	學科	所在地	開業	廢業	男女生徒	身分	塾主氏名
叢館	漢學、詩文、算道	龍野町			男一〇〇	士	藤江浩
幽蘭堂	同	同			男二〇〇	士	股野景質
尙志齋	同	同			男九〇	士	小西男
時敏齋	漢學、詩文	同			男六〇	士	關一夫
游焉塾	漢學、詩文、算道	同			男四八 女六	士	矢野眞吾
仁智喜舎	漢學、詩文	揖保郡西橋		天保元年	男五三	士	菅野景知



牛九學舎	漢文、英語、數學	龍野町	不詳	明治五年	男六〇	士	本間貞親
誠塾	漢學、數學、英語、繪畫、書道	揖保郡網干町余子濱	安政五年	明治廿五年	男一五〇 女二〇	儒者	河野辰次郎

### 二、揖保郡私塾教育の實際

#### 1、游焉塾

龍野町にあつた。創立年月不詳、矢野真吾の創設、揖保、赤穂、佐用、宍粟に及ぶ子弟男女六十餘名に讀書算を授けた。年中休み無く子弟來れば之に教へた、罰は重きものは破門した、使用教科書の残れるものに、十八史略、日本外史四書五經、資治通鑑がある。

2。仁智喜庵  
参考資料 龍野公園に前田黙風の書いた碑文がある。小宅村片山に墓碑がある。碑文は股野達軒先生の作である。

西構村にあつた。創立不詳天保元年廢止、菅野景知の經營であつた。同氏の遺品として書二幅は榮村神官酒井氏が所有せられてゐるさうである。神戸市中山手通四丁目三四川嶋右次氏が景知氏に就いて相當研究されてゐる由である。川嶋氏は前神戸市役所勤務の方である。景知の碑文は別記の通り不明の文字あり、墓は西構村の墓地にある。

#### 正面

文政十三年庚寅春閏三月四日揖西菅野子行□□卒于赤石□□驛舍時子行將有攝州之行其友備中小野泉藏適至乃與俱東抵赤石暴病歿泉藏即召菅氏子泉共護喪而歸葬村東某原且許銘其墓而三年文未成泉因求予代其事夫子行狀豈易言哉蓋其人篤學砥行以經術爲己任訓導爲己樂食醫事而不求售居乎草野之中而澹如也文政甲申姫路與鄉校父老請爲教授其秋籠藩特□□命加儒之列侍讀□□世子干江戸一年餘已還謝病居職者裁六年矣

#### 裏面

諸正於子行如斯者三十余年今而正謂之何哉嗚呼子行學問之精躬行之正其所蘊□不易言而也人或詩人自之是小野氏之所難乎文者子今爲子泉之請不可止略叙其所聞不知小野氏以爲何如子行諱景知號齋又維新菴又鷄助山人通稱俗立揖西西構村人其先仕郡山侯後歸本州詳見家譜所著有經說文論及詩稿二十餘卷私定傷寒論娶五百井氏生四子長名泉次名復女適嶋津氏次適攝走水船井氏生于明和三年丙戌八月十三日歿干文政庚寅閏三月四日享年六十五浮圖證曰篤信院強翁日捏銘曰

提篤於學 名揜於詩 若謂不然 視此碑辭

#### 左側

益攻經義究極洛聞之宗旨其傳出乎西山拙齋先生云餘力作好詩所觸成詠又好客凡文人騷客東西過者聞名必至則飲酒賦詩權娛終日備後菅茶山安藝賴子成皆其人共在江戸岡本豐州豫州復齋藝州勉廬互爲唱和予固拙詩學亦有不合旨唯於作文頗同嗜好故子行每有新著輒投稿於予予屬一辭必

#### 右側

天保三年壬辰冬十一月

友人	姫路	村田繼儒撰
同寮	龍野	小西修書
弟子	正條	三輪保題額
	哀子泉	立
	門人等	
石工	菅崎	森茂貞彫刻

### 3、半九學舎(後に臺峯學校)



龍野町にあつた。創立年月は不詳明治五年廢止、創設は本間貞觀外一名で普及地域は廣く揖保、赤穂、佐用、宍粟、印南各地であつた。生徒は通學四十名、入舎十七、八名、毎日八時頃より正午まで漢學、算道、英語を教へた、入退は自由であつて修業は二、三年の者が多かつた。東修謝儀は任意で大抵五節句に謝儀したやうである。

参考資料 本間氏は龍野中學校の漢文教師となつたことがある。龍野町如來寺に本間先生自記の碑文がある。  
4、誠塾

網干町余子濱にあつた。幕末蛤御門の戦に長州藩士福原越後に屬し其の後遁世醫師を業とした。河野通鶴が醫の側子弟を教養したに初まる。氏は勤王詩人河野鐵兜の實弟であり漢學、南畫、書道等の造詣が深く門人常に輻輳して遂に塾を開くに至つたのである。教師及盡力者として河野氏の先輩、門人が多く中にも早川千太郎、神樂江董、卷名通人は知名の士である。普及地域は揖保郡の南部、飾磨郡姫路附近にかけ地方名望家の子弟が多く盛なる時は百數十名に及んだ門人中神樂江氏は漢學、繪畫の大成家嘗ては宮内省勤務、其の他實業界、教育界に多くの有力者を出した。曾て校長となりしものに肥塚南江氏、山水繁次郎氏、兒島悼作氏があり、縣教育會主事視學たりし森棟二氏も其門弟である。河野氏は朱子派の學者であつたから程朱學を以て人物養成に當り、端坐式、個別式、薰陶式の教育方法であつた後校舎を建つるに及んで學級教育制をとつた。修業年限は初科二年、本科三年、特科は無制限の定めであつた。漢籍(經、史)小學、四書、易學、皇朝史略、日本外史、十八史略、元明清史、文章軌範、八大家文春秋左氏傳等、算術、習字、英語、外に隨意科目として繪畫(南畫)、束修は隨意、謝儀は月謝二十錢位  
参考資料 網干町善慶寺に記念碑がある。

### 第三節 赤穂の私塾

#### 一、私塾表

名稱	學科	所在地	開業	廢業	男女生徒	身分	塾主氏名
大讀書堂	漢文、漢詩	赤穂上假屋	嘉永二年	文久二年	男三〇	士	河原路之助
學古堂	同	同	文化元年	慶應元年	男六〇〇	士	神吉良輔
時習學舎	讀書	同	慶應二年	明治三年	男二〇	神官	木村昌次郎
養志學舎	讀書、習字	同 新濱村	安政年間	明治四年	男四〇	士	横山養拙
隨歐舎	讀書	赤穂町加里屋	明治十年	明治十五年	男六〇	士	進 鴻 溪
靜思亭	漢文	同 上假屋	延享四年	明治五年		士	赤松 滄州
北辰舎	漢文、詩文	同	明治十四年	明治十八年	男五〇	士	八木 秀夫

#### 二、赤穂郡私塾教育の實際

##### 1、靜思亭

赤穂町上假屋に延享四年赤松滄州が創立子孫相受けて明治五年に及んだ。系圖、赤松滄州―蘭堂―直菴―立勉、靜思亭は滄州より蘭堂に至る間の塾名、直菴より立勉に至る間は尙友堂と改稱した。教育目標は士風の鼓舞に置いた自ら經史を講説し實踐躬行に力めた。四書五經史類を教科書とした。年中行事としたは孔子祭を行ふ。東修謝儀は定めなく五節句に行つた。

##### 参考資料

○著書、赤松滄州

論語省解

靜思亭文集

靜思亭雜著



博物強記 讀孟子 先哲叢談統編

續近世叢語 續諸家人物誌尙書便覽 其の他經歷末尾へ

○赤松滄州經歷

滄州は播磨國佐用郡三日月藩醫船曳道益の次男にして、十六歳の時赤穂藩醫大川氏に養はる長じて藩命に依り近江の宇野三平に就き儒を學び約三年にして藩命に従ひ赤穂に還る、次で藩主に學堂を建設して文學を振興せんことを請ひ許可を得て工事に着手し、安政六年八月落成し兼ねて藩政に與る寶歴年間致仕し専ら少年の訓育に志す。老いて京都に僑居し帷を下し子弟を教授し傍ら柴栗山皆川淇園と時々相會し三白社なるものを設け學識を研鑽し同時に明經博士伏原正二位宜條卿久我正二位前内大臣信通卿烏丸大納言光祖卿久世參議通根卿五條式部大輔爲徳卿唐橋參議在照卿法岡大内記帳親卿正親町三條公則卿の推擧を被る、殊に伏原公父子の眷遇を受くること最も厚し、又岡白馬肥後文學秋山玉山備前藩湯淺常山井上四明松崎觀海細家方明富田明劉文翼震成齋西山拙齋菅茶山梁田象水伴蒿蹊細井平洲高山彦九郎藪孤山尾州の塚田大峰奥洲の熊阪台州方外に大典六加大愚師等の交際を受く、尙其他數ふ可らず其間三十餘年許り尙時に君命により歸藩又は出府藩邸に徒駕することあり享和辛酉正月八日卒す。

著書、論語選評、君臣要譯、四十六士論評、周易便覽、讀書備考、靜思亭集等

2、觀善舎（學古堂）

赤穂町加里屋にあつた文化元年神吉東郭が創設し慶應元年に至るまで三代に亘つて經營した。東郭の時觀善舎と稱したが天保三年學古堂と改稱した。系圖、東郭―拙鳩―良輔、生徒は中國、九州、四國、近畿の各所より來るもの約六百人に及んだ。教育目標は醫と儒との修業にあつた。教科目は醫と儒で嚴格な教育方法を取り飲酒は絶對禁止した。教科書は四書五經、詩文を用ゐ、年中行事としては孔子祭を行ふを例とした。

參考資料 ○著者、東郭には東郭詩稿、藩主行狀記、熙帝文集、碧梧軒存稿、拙鳩には拙鳩詩稿

○教師について、東郭は赤松滄州につぐ次で漫遊して修業す。良輔（桐陰と號す）は昌平校に學ぶ何れも藩の長者の禮遇をうく

3、時習學舎

赤穂町上假屋にあつた。慶應二年より明治三年まで存続した。創立者は木村直理で教師は同昌次郎が共に當つた。直理は藩の書道教師、社司であつた。昌次郎は八木樵夫の子で木村直理の養子となつた。資性温厚、漢籍に通じ詩、書に巧であつた。藩主側の役としては博文館教授、文學局助教監司、明治六年新濱村郷社伊和都比賣神社祠官となる。皇典講究所創立に力あつた人、大正三年八月死す。

4、養志學舎

新濱にあつた安政年間横山養拙が開いたもので明治四年まで續いた。新濱村一圓生徒は約三、四十名あつた。教育目標を學者、人材養成に置かず日常必須の讀み書きに熟達させんとした。入學は生徒自ら机を持參して修業し自己の満足と思ふ時に退學した。休日は一月の一日十五日で他に休み無し、習字を主とし商賣往來等を用ゐた正月には生徒全部集會し御馳走して楽しんだ。束修入學の時は生徒全部に菓子を配布した教師への謝禮は五節句に金子二匁目程を贈つたやうである。

5、隨鷗舎

赤穂町加里屋遠林寺跡にあつた。明治十年進鴻溪（備中上房郡の人）の創設十五年廢止教師は進鴻溪の外備中高松の人渡邊安太郎があつた生徒は六、七十人、子弟中出世したものに花岳寺住職、釋種仙圭、太政官屬、鞍掛勇三郎がある。

教科は實語教女大學商賣往來書經等で謝儀は月五十錢以上、富家の寄附金によつた。

6、大讀書堂



嘉永二年より文久二年に至る間存続した創立者は河原路之助で生徒は三十人餘で漢文漢詩を授けた。河原氏の著書に詩集忠芬義芳がある。

7、北辰舎

明治十四年より十八年に至る間あつた八木秀夫(麟之助)の創立生徒は五十人漢文詩文を教へた。以上三塾は共に赤穂町にあつた。

第四節 佐用郡の私塾

一、私塾表

名稱	學科	所在地	開業	廢業	生徒	身分	塾主氏名
漢文	漢文、詩文	三日月乃井野	不詳	明治五年	男二〇	士	岸光輝
漢文	漢文、詩文	久崎柳田	文化四年	文政五年		士	三浦文城
漢文		三日月乃井野	不詳	明治五年	男二〇	士	加藤才兵衛

二、佐用郡私塾教育の實際

1、岸光輝の私塾

加藤才兵衛と同じく三日月藩士で優秀なる藩士の養成を目的とした。乃井野一圓の子弟約二十名内外の教養に與つた門弟中には日清汽船會社社長白岩良平氏等がある。創立は不詳廢止は明治五年である。入退學は各人の適宜、教科は四書五經より漸次高尚なる漢籍へ進む。束修任意、著書は詩集、文集各一冊ある、光輝は藩校廣業館の儒官で都講の最高教

官である。京都の儒者牧百峯に學ぶ廢藩後自宅に於て子弟を教育す後龍野中學校、津山中學校の漢文科教授となる辭任後歸村近傍の子弟を教育す。

2、加藤才兵衛の私塾

創立は不詳廢止は明治五年學制頒布による。才兵衛は三日月藩士で教育の目標を優秀なる藩士の養成に置いた。入退學は各人の任意で四書五經より漸次高等なる漢籍へ進んだ。束修は各人任意、才兵衛は頗る篤學者で岸光輝と共に京都の牧百峯に學ぶ、藩校廣業館の教官、句讀師に任せらる、微祿なりしを以て農業に従事せり。其間寸暇あれば必ず書を手です以て其の一端を知るべし。餘暇を以て子弟を教育せり。使用せし教科書には四書、五經、十八史略、漢書、蒙求唐宋八大家文、古文眞寶唐史選、史記、小學、韓非子、老子、莊子、孝經等、著書に春秋摘考七冊あり内詩文集四冊

第四章 寺子屋

第一節 飾磨郡寺子屋

一、概況

本郡に於ける寺子屋は舊飾西郡西蒲田の醫、謙吾が文化十二年に開いたのが最も古く、明治五年學制頒布によつて閉鎖する迄五十餘年續いた様である。分布を観ると姫路市には舊市街地に一〇、新市街地に七、飾磨町七、菅野村五、置鹽村四、谷外、花田、八幡、廣村に各三、谷内、御國野、家島町、鹿谷に各二、餘部、白濱町、曾左に各一、合計五七が表に示されてゐる勿論中には明治後に開かれたもので寺子屋と稱し得ないものも含んでゐる。



盛衰は師匠其人の身體並精神の盛衰に關係ある様で廢業は學制頒布によるのが大部分である。師匠は一代切りか數代續いたものもあり同時に二人居たものもある。生徒數は盛時に於けるものか、開業當時か廢業當時のものか又は平均數か通計か全く不明である。教科は俗に言ふ読み書き算盤で日用向であることは殆ど共通してゐる。教科書は名頭、村盡、國盡、童子教、實語教、商賣往來、農業往來、庭訓往來等で進んでは、國史略、日本外史、四書五經等の類である。年中行事は何れも行つた様であるが記録に残れるものは少く、束修謝儀の如きは五節句、其の他臨時に地方や身分に應じて大體定つてゐた様である。

師匠の身分を見ると農が最も多く一九、醫が之に次ぎ一〇、僧侶六、神官四、平民二、浪人、商人、工人、其の他不明のものもある。名稱も從來〇〇寺子屋と稱したものはその名は冠したが假りに人名、地名を附して取扱に便したものもある。(以下他郡に於ても同様)。本郡内の寺子屋で相當名あるものには、花田村上原田の三木寺子屋學問所高岡今宿の山名四郎三郎の寺子屋、白濱町の松原寺子屋、鹿谷村前庄金田塾、飾磨町英賀の英城塾等がある。

寺子屋表

名稱	學科	所在地	開業	廢業	男女生徒	身分	習字師氏名
飾磨町宮		飾磨町宮	文政元年	明治五年	男三〇 女二〇	士	山崎 那三
同 下英賀		同 下英賀	天保元年	同	男三〇 女二〇	士	中村 三内
姫路市威徳寺町		姫路市威徳寺町	天保以前	同	男三〇 女二〇	商	寺澤 武七郎
同 大黒町		同 大黒町	天保十三年	明治六年	男二〇 女二〇	平民	竹中 融二
同 下片町(大藏前)		同 下片町(大藏前)	同	同	男四〇 女四〇	浪人	正木 春雄
同 五軒邸		同 五軒邸	文久三年	同	男七〇 女六〇	士	井上 一夫
同 坊主町	算術	同 坊主町	文政二年	同	男三六 女二六	士	江坂 太平
曉窓堂	讀書、算術	同	同	同	男二〇 女二〇	平民	浪人
誘掖舎	同	同	同	同	男七〇 女六〇	士	井上 一夫
算術		同	同	同	男三六 女二六	士	江坂 太平

松原寺子屋	讀書	同 神谷南裏	天保元年	同	男三五 女三〇	僧	橋南 祐慶
春曙堂	讀書	飾磨郡白濱町	文化年間	同	男二七 女二〇	工	高井 傳吾
秋嵐舎	同	谷外村鹽崎	天保以前	明治五年	男二五 女二〇	神官	井上 泰治
晴雲堂	同	同 豊國	嘉永以前	同	男二八 女二七	醫	井上 慶藏
鹿倉山舎	讀書、算術	同 鹽崎	天保年間	同	男二七 女二七	農	笹川 林太郎
原泉堂	讀書	谷内村八重畑	萬延元年	明治六年	男三五 女三五	農	岡本 増藏
同	同	同 小原	天保十二年	明治五年	男一五 女一五	農	大原 彦九郎
同	同	御國野村深志野	安政七年	同	男一六 女一〇	農	西村 嘉平
同	同	同 御着	明治元年	同	男一七 女一六	農	古志 大作
同	同	花田村上原田	文久三年	同	男一八 女一八	醫	三木 玄良
同	同	同 高木	同 二年	同	男二六 女二六	農	金田 彌三郎
同	同	同 小川	明治元年	同	男二〇 女二〇	僧	宮内 貞次
神宮寺夜學會	同	同 飾磨町龜山	天保十二年	同	男二〇 女二〇	平民	細野 逸作
樂郊堂	讀書	同 家島宮浦	安政二年	明治六年	男二〇 女二〇	神官	高島 諭儀
同	同	同 宮	弘化三年	慶應三年	男二〇 女二〇	士	高島 佐助
同	同	飾磨町天神	嘉永元年	明治五年	男四〇 女四〇	士	山口 文五
同	同	同 曾左村書寫	安政二年頃	明治廿六年	男一八 女一五	僧	阿彌陀寺快圭
協同會	讀書、算、書、歴	姫路市今宿	天保十三年	明治五年	男三六 女二六	農	山名四郎三郎







させた。教科書としては村名書、都巡り、千字文等を用ゐしめた。休日は五節句、鎮守祭、お盆等であつた。入學の際は赤飯一重を持参した。束修謝儀としては、五節句に白米（一升乃至二升）及び金十匁位、賞は口頭のみで罰としては晩止めを行つた。教育の方法は範讀によつて讀書を練習し、習字は先生自身手本を書き之を模書せしめた。

生徒は男女合せて七十名位で、深志野及隣村の唐端新田（谷外村）の二部落を中心とした。

嘉平氏の嗣子は小學校長として郡の各地の小學校に奉職されてゐたが現時は東京市に在住してゐられる。

2、古志大作の寺子屋

御國野村御着に開いたもので明治元年より六年に至る間御着及佐土の二部落に弟子を持つ、弟子の多くは農家の子弟であつた。教育の目標は手習を主とし草紙を用ゐて手習し師匠の膝下で批正した。入學は七八歳で修業は大體三年間位課業は毎日午前八時より午後四時まで、休日は村の休み、天神祭で其れ以外になし。教科目は讀書、手習で教科書は師匠の書いたもの（いろは歌、村づくし、國づくし、證書、商賣往來等）一年に一回一字書を行ひ之を奉納した。罰としては訓誡、重きは入門禁位であつた。束修謝儀は五節句毎に白米一升位であつた。

3、上原田三木寺子屋學問所

花田村上原田に於ては安政年間より明治二十四年に至る約三十七年間上原田部落を中心として近郷の加納原田、小川勅旨、志吹、北山、庄、豊國其の他相當遠隔地にも教育効果を及ぼした有力なる寺子屋學問所である。經營者三木玄良氏は現、陸軍々醫中將三木良英閣下の祖父に當る、醫師なるも地方教育の微々たるを察し餘暇を以て教育振興に當り地方子弟の爲めに教鞭を取り村の伍長、組頭等と協力して力を近郷にまで及ぼされたのである。生徒の數は約四十名で小學校に通學せない子弟並に小學校修了後十七、八歳迄の子弟を集めたもので總數は數百名の多きに達してゐる。門弟中には現、名古屋幼年學校教官菅原永太郎の如きがある。小學校兒童の就學嚴となるに至り閉所するまで衰微の情勢はなかつた。入學は約十歳位の少年より十七、八歳の青年に至る。課業は農繁の時期を除き午前十時頃より午後二時頃に至る。

。休日は村の休み日を當てた。教科は主として讀書、習字で習字はいろはより舊姫路藩下の村名づくし、千字文等で全部玄良氏の自筆による、讀書は兒童教訓、庭訓往來、日本外史、國史略、四經五經である。玄良氏邸内に金刀羅神社を祀り其の命日及び春二回習字の展覽會を開いた。玄良氏は書畫共に秀で子弟の家には襖、屏風、額、其の他多く現存する落款は「國止」である、盛時を語る習字、文章、畫、詩歌、短冊等今尙多く子弟の家に藏せらるるといふことである

三木玄良氏墓石碑文

是爲三木玄良君之墓義父玄作翁無子養君以爲子娶子寺家町楠田氏與之配以嗣焉君爲人温子不與人校喜怒不彰于色繼翁業醫聞翁善療癘矣君亦最精焉來求治者陸續不絕于門回死肉骨蓋爲不動疾且導童盲沒字輩教之諄々使其目見心通者亦夥矣可謂能紹翁不之志者君以文政六年癸未三月生于姫路三好氏茲歲享年五十八其迄未沒也一鄉被其德者相謀欲不朽之於石請余銘焉君有男二女四長子先君卒次子駒二生遊于余門有年矣余所以不辭有是銘也銘曰

癸盲且起死 君術妙八神

宜比良將德 嗚呼大哉仁

明治十三庚辰建之

三村超導謹識

明治三十一年戊戌歲一月八日卒時年七十六

同年 十一月二十日卒時年 七十

4、神宮寺夜學會

花田村小川神宮寺住職宮内貞次氏の經營にかゝり、安政六年より明治六年に至る間、小川を中心として勅旨、佐良和部落の子弟教養さる。花田村長桂忠五郎氏は其の門下生である。教科は讀書、習字で入退學には別に規定なく晝間と夜



間の二部に分け晝間は午前六時より十時、夜間は午後八時より十時までとした。東修謝儀は一定せざるも正月と盆の二回に心持の謝禮をした。

## 5、協同會

曾左村書寫にあつた。阿彌陀寺住職快圭が安政二年頃に創設したもので明治二十六年頃まで存続したやうである。教師は代々の住職が之に當り西坂本の子弟四、五十人を教養した。生徒の数は時に増減があつた。課業は晝間(朝より晩まで)と夜間(夜十時頃まで)の二度に分けて行つた。教科は明治十八年後は読み書きの外に算術(四則)歴史を加へた。

## 6、山名四郎三郎の寺子屋

高岡今宿に於て山名四郎三郎の經營したもので天保十二年より明治三十年頃に至る、この地方有力の地方教育機關である。即ち今宿を中心として辻井、山吹、下手野庄等に互り生徒の數約千人、弟子中田寺敬信(姫路市長田寺俊信氏の父)がある。明治五年學制頒布後衰運に向つたが、謡曲、生花を學ぶものは従前通りで子弟は相當に多かつた。入學規定は別に規定なく七歳頃に入學し十四、五歳に至つた。教科は讀書、習字、珠算、謡曲、花道、作法、村づくし、町づくし、商賣往來、庭訓往來等、年中行事としては正月と春秋二回に書初をしたり弟子を集めて御馳走したり、謡曲花道の會を催した。門弟相謀り師匠の石像を造つた。

## 7、大仲寺子屋

八幡村才にあつた。農、庄十郎の創設にかゝり嘉永五年より明治五年まで存続したやうである。生徒は才、則直部落のもの數十名で教育目標は習字や文章の上達にあつて一日二回師匠が直接指導教授に當つた。入學の折は東修を納めた。各自手習草紙を使用した課業は村の休日を除く外は毎日午後四時まで、読み書を習つた。いろは歌、名頭、村名國盡し、商賣往來、年中行事としては初午に神職をさへげた。罰として叱責、訓誡、晩止を用ゐた。

## 8、松原寺子屋

白濱松原にあつて創立は不明で廢止は明治七年松原小學校創立による、創立者は初代傳吾ついで二代三代傳吾之をつぐ、盡力者としては舊家炭本總左エ門である。松原を中心とした海岸の諸村で生徒は百名を超えたといふ。門下よりは附近町村の有力者輩出尙ほ遠く赤穂藩、龍野藩、四國等にも及べりと、教科は讀書、習字で教科書は千字文、商賣往來諸識往來、源平藤橘、村名所等、年中行事は競書會、歌の會等があつた。

三代傳吾は青蓮院宮の秀筆六名の中なりといふ。諸方に遊歴し詩歌、書を以て諸賢と交つた。詩歌には義士、忠、愛國を述べたものがある。遺物としては、木札一枚(粟田御殿八木道詠門葉)粟田宮、御令旨箱(菊花御紋章)四國(改別藩及び祖谷善通寺)赤穂、龍野等の人々の和歌残りといふ(門弟人)松原附近に御家流達筆者残りといふ

## 9、金田塾

創立、廢止共明かでないが金田順導が經營し子順益、孫郁太郎相ついで地方教育に當つた。順導は頼山陽の門弟である。鹿谷村を中心として南、置鹽に及び生徒の數は約六、七十人、住家に隣接し二階建物を以て教場とした。區域大にして交通不便のため松本部落分教場を設けたといふ。教科は讀書、習字、算盤等、春秋左傳卷五卷六、關ヶ原軍記卷之五、等現存する。東修謝禮としては作り初穂として秋は米、夏は麥を納む。其の他に半季に約一圓位の禮を行ふ門弟中より碑を建つ碑銘に「金田白駒先生之墓」とあり碑文なし

參考資料 教師の使用せし遺物、幼學必要集全一冊、寫本にて美濃型厚さ約一寸五分安政六年猛夏上旬寫せるもの、やうである。

## 10、金田順導

金田順導は頼山陽に教を受けたといふ性聰明慧敏で多藝多能のやうである。大正二、三年頃曾孫京都遊學に際し(轉住)藏書、其の他の遺物、遺墨等の散逸せしは惜しいことである。頼山陽の六折屏風もあつたといふ。



○醫として其の名遠近に聞え或時難産であるとて生野から迎へに來たさうである。但馬生野は當地より七、八里許り村人に駕籠をかゝせて往診したさうである。

○繪畫に巧なりしものゝ如く氏宮の繪馬に『孔明の琴攻』とかいて五尺に六尺のもの今に残れり又五月幟なども畫いたらしく一つ現存せりと。

○細工物にも巧みにて粘土で雀を見事に作り、人の依頼に應じて鬼瓦等作りたりと又足袋の型等容易に作り得たるに  
より家中は勿論近隣の人々にも型を作り與へたといふ仍つて村人は『器用貧乏村々』といへりと傳はる。

○謡曲にも堪能で謡へば障子も揺いだと、姫路に神事ある時、能舞臺に常に上れりといふ今その用ひし朱入りの謡本五番綴り二十冊即ち内百番の書籍残れりと。

順導の祖父は大膳大夫といひ享保十一年姫路市城山廣峯山に生る廣峯神社の社司にして、從五位下なり父はその次子で順益といひ芦山と號した。

#### 11、西延末寺子屋

姫路市西延末にあつた。嘉永三年百姓眞一が創設したといふ。西庄、岡田、西延末の子弟を教養した。門弟中より廣瀬磯五郎が出た同氏は庄屋から戸長を勤めた人である（岡田村外四ヶ村の戸長）生徒数は増減があつたが隆盛期は家屋狹隘となつた。四、五十名の生徒があつたやうである。眞一氏が後に至つて官に就くに及び消滅した。入退學も修業年限にも定めなし、教科書は名頭、村づくし、商賣往來等、罰としては夜晩くまで留置くことがあつた。謝儀は五節句に米一升に金子若干を添へる位であつた。

#### 12、黒坂私塾

姫路市玉手（元飾磨郡荒川村玉手）にあつた。醫師黒坂亮濟が創立し自ら教師となつて經營したものである。荒川村英賀保村、津田村、龜山飯田等の子弟で奈良女子師範學校教授本庄精次氏及兵庫縣教育會主事森棟二氏等はその出身者

である。其の他地方自治の指導者となる人々も尠くない。隆盛期は明治初年で場所狭く寺院を借用するに至つた程である。教育目標は地方有爲の人物養成にあつた。各自の個性能力に應じた個別指導を行つた入退は自由なるも一旦入學せし上は何れも熱心に修業せし模様である。課業は農繁期を除き晝間は勿論夜間も教授した。教科書は論語を初め四書五經、珠算、初等算術であつた。謝禮は一切受けず全く私費を投じての經營であつた。門弟中の建てた石碑は井の口法輪寺山にある。

#### 13、曉窓堂

姫路市大藏前（現在電燈會社の所在地）にあつた。浪人正木春雄が天保十三年に創立したもので明治六年に至つて廢止した。教科は讀書算であつた。

参考資料 曉窓堂は陶器商の主人が技術を教ふる爲に經營せる舎の名で、正木春雄は別に市内錦町に私塾を開き曉窓堂にも出張教授せしものゝやうである。正木氏は後に至り今の鹽町に居を移して製陶に従事せしやうである。

#### 14、井口寺子屋

姫路市井口（元飾磨郡荒川村井口）にあつた。創立者は百姓木平と稱せらる。井口、岡田、町坪等の子弟を教養した。教科は讀書、習字、算術であつた。年中行事、年始、五節句等の儀式は嚴重に行はれたやうである。

#### 15、須貝元仲の寺子屋

菅野村菅生洞にあつた。創立者として又教師としての須貝元仲は漢法醫で當村漢學者中の第一人者であつたやうである。菅野村、曾左村の子弟が集つて教へを受けた多くは農家の子弟であるが中には僧侶の子弟もあつた。教科は讀書と習字で日本外史、十八史略、四書五經、元明史略、蒙求左傳等を用いた。謝儀は五節句に三十錢乃至五十錢位のものであつた。

#### 16、廣觀堂



青山にあり明治五年より八年に至る間開かれた。創立者は長岡和平、教師は青木清高（後、飾磨縣に奉職）生徒の数は青山、川西二部落を中心として、百五六十名、弟子中前田儀作氏は東京在住、城西學校との併合のため高岡村に移校、教育方法は練兵の太鼓入りに歩調を整へ單語教授には小黑板に圖解して行つた。成績席次は手習成績によつて決した。八級に分ち入學は八級より一級迄約四ヶ年教科は算盤、大統科、手習、練兵、教科書は商賣往來、千字文、世界國づくし單語圖解等、賞は集會所より賞品授與さる、東修謝儀は御祝儀と稱して若干納むるも額は不明である。

## 17、廣畑家塾

廣畑廣畑にあつた明治初年頃に神職三木宣通が創設し自ら教師として廣畑を中心に英賀、大津、津田、八幡、荒川の諸村に涉り門人は計千人餘に達したやうである。五年に學制發布と共に三木氏率先して廣畑小學校を開いたといふ。教育目標は皇室中心、敬神崇祖の精神啓培に努めた。教科は讀書、習字であつた。

## 18、英城塾

飾磨町英賀（元飾磨郡英賀保村）にあつた。慶應元年に創立角倉八三郎が公職組頭を退いてその餘生を育英に捧げたもので明治五年に至つて廢止した。子弟は英賀、舊中、廣畑で創立當時は二十名であつたが漸次増加して五十名近くなつた。隆盛時代には角倉氏宅の東側に約二十四坪の校舎を新築した程であつた。一般常識の涵養は勿論當地は郷土史に富むを以て郷土思想の培養に努力したやうである。課業は兩度の農繁期を除く外は一日、十五日、正月、氏神祭を休日とした。教科は讀書、修身、書方、珠算、謡曲で商賣往來、謹身往來、觀善往來等を用ゐた。年中行事としては二月二十五日天神講、氏神英賀天滿宮へ参拜文字上げと稱して獻燈するを例とした。謝儀は正月、盆の二回に各自が自由に持参したやうである。

参考資料 角倉八三郎は當地舊家角倉家に生れ父を友三郎といふ。友三郎初め子なく妻八重と共に郡内八家地蔵に願込をなし遂に得たる子なりといふ。八三郎幼より衆に勝れ長じて大兵肥滿五十歳頃既に白髮人稱して住吉明神と云ふ。

## 19、協律小學校

姫路市町坪（元飾磨郡荒川村町坪）にあつた。大川五百城氏は荒川神社の祠官で大川家は代々神明奉仕の傍ら育英に努めたやうである。入退學及修業年限には定めなし、課業は休日を除いて毎日午前八時より正午まで、教科は讀書と童子教、實語教、庭訓往來、商賣往來、農業往來、國盡し、村盡し、名頭日本外史四書五經及算術等であつた。先生の代稽古には森久之助氏があつた。年中行事としては、春秋二季に大文字を清書して飾磨町地方へ修學旅行をなし附近の天滿神社へ参拜奉納するを例とした。謝儀は御祝儀として五節句に一分札一匁札十匁札等を以てした。

## 20、明倫社

花田村高木、新田彌三郎が明治二十年頃より同三十四年に至る間高木を中心として經營したものである。生徒の数は約三十名、總數で二百餘名、入退には規定なく七歳以上入學、課業は毎日午前九時より午後三時まで休日は月の中二十五日の天神祭日一日のみ。教科は修身、算術、讀方、書方、作文等（外に修身訓話、忠孝の話を受け午後二時より三時まで）教科書は四書五經、日本外史、近古史談、千字文、萬字文、商賣往來、諸職往來等、年中行事として年二回あり舊七月七日七夕祭を行ひ造物をし新田氏宅は夜通し賑ふ。他の一回は舊正月十四日に左義長を盛大に行つた。左義長の書上げに對し賞を行ふ。東修謝儀としては五節句に約二十錢より五十錢までの謝禮をした。教育方法は自學指導的で高弟等を善用利道した新田氏の老衰により閉社に至つた。

## 第二節 神崎郡寺子屋

## 一、概況



本郡は交通上の影響に因るか寺子屋の数が飾磨郡の半数に近い。市川の流を以て東西に割ると舊神東郡に多く一七、瀬加、川邊の各村に各四。船津、栗賀各二。甘地、田原、豊富、山田、八千種各一。舊神西郡八。神崎、香呂、中寺各二。鶴居、寺前各一。合計二五。而して文化六年(今より約百三十年前)に船津の僧、見相祖提が開いたのが最も古く天保五年廢業に至るまで三十七年續いてゐる。生徒は男二百四十餘名、女は僅かに七名と記されてゐる。

本郡の寺子屋はその數に於てこそ他郡に劣るが實に於ては優秀なものが相當あつた様である。松岡塾の如きは全國的に著名な學者が輩出してゐる。井上通泰博士、柳田國男氏の如きは其の代表的の人物である。課業は月の一、六の日、五節句、農繁期等を除いて毎日朝の八時から午後の一、三時頃まであつた様である。教科書、年中行事、束修謝儀等は飾磨郡に於けると大同小異であり師匠の身分も略同様であるから之を略した。(以下亦同様)

山田村北山田に水田庵と稱する寺子屋があり明治初年まで地方の農家子弟に讀書、算術、習字を教へてゐたとの傳説があるが明らかでない記録がないためである。

寺子屋表

名稱	學科	所在地	開業	廢業	男女生徒	身分	習字師氏名
讀書、算術	讀書、算術	瀬加村上瀬加	嘉永元年	明治五年	男三〇	僧	福住太教
同	同	同 下瀬加	天保年間	同	女九	僧	昌弘宗
同	同	同 下牛尾	萬延元年	同	男三	平民	河瀬周齋
同	同	田原村西田原	慶應二年	同	女二	平民	松岡
同	同	山田村北山田	天保三年	同	男一	僧	正道
同	同	豊富村豊富	嘉永元年	同	女二	僧	澤浪致航
讀書	讀書	川邊村上田中	慶應元年	同	男二〇	僧	金澤鎮宗

同	同	同 小畑	同	同	女一	僧	勝山全能
同	同	船津村	天保八年	同	男三	僧	雲住文惠
讀書、算術	讀書、算術	瀬加村上牛尾	弘化三年	同	女四	僧	金井憲隆
同	同	八千種村八千種	慶應元年	同	男三	僧	佐治實義
同	同	川邊村屋形	文久三年	同	女二	平民	深谷善十郎
同	同	同 淺野	文久元年	同	男七	平民	内藤善治郎
讀書、習字	讀書、習字	栗賀村栗賀町	不詳	不詳	男九	平民	多鹿俊治
同	同	同 福本	不詳	明治五年	女三	平民	去來川幸右エ門
同	同	香呂村大飼	不詳	不詳	男七	平民	喜多野八郎右エ門
讀書	讀書	鶴居村神崎	嘉永五年	明治五年	女二	農	敦賀鎌三
同	同	寺前村上岩	安政二年	同	男一	農	黒田彌右エ門
同	同	蓮香堂	天保五年	同	女一	平民	鷲野慧通
同	同	香呂村田野	天保三年	同	女一	僧	後藤智眼
讀書、算術	讀書、算術	甘地村甘地	天保三年	同	女一	僧	沼田一治
同	同	中寺村中	嘉永六年	明治四年	女二	農	清瀬安三郎
同	同	同 恒屋	文久三年	明治五年	女一	農	水野日寅
讀書	讀書	福崎村西治	安政二年	同	女四	僧	徳岡玄良
習字、讀書	習字、讀書	西脇	不詳	不詳	男四	僧	見相祖提
讀書、習字	讀書、習字	船津	文化六年	天保五年	女二	僧	



二、神崎郡寺子屋教育の實際

1、松岡塾

田原村西田原字辻川にあり萬延元年の創立慶應二年閉鎖、創立者は松岡操の實母自謙女史で辻川、井の口、北野、吉田、八反田、中島、宮脇、山崎等の地方即ち田原、船津、山崎町に互り生徒一百名に及んだ。出身者の主な方には井上通泰博士、柳田國男氏等全國的に著名なる學者がある。松岡自謙女史の老衰と共に塾も衰運に向つた。教育の目標は普通國民教育にあつて父兄の口頭依頼により入塾させ讀書、習字、算術の教科を授けた使用教科書としては四書五經、往來物（名頭、國盡、百姓往來、商賣往來等）午前中習字、午後は讀書算術月の一、六の日を休日とし他は毎日八時間修學した。年中行事としては毎月試験をしたこと、宮参りをしたこと、賞罰として成績に依り席次の昇降を行ひ、品行悪しき者は之を罰するに晩留とした。束修謝儀は一定の規定なく各自隨意とした。

2、福林寺寺子屋

上瀬加村福林寺にあつた。嘉永元年僧福住太敬の創設明治五年學制發布に至るまで存続した。教師は太敬之に當り瀬加村上瀬加の子弟を教へた男三〇名女五名であつた。太敬氏は福林寺の住職で學制頒布と共に之を閉鎖し初代瀬加小學校長となつた。

又

下瀬加には僧昌 弘宗の寺子屋があり男九女八名

下牛尾市場には 平民河瀬周齋の寺子屋があり男三一女二名

上牛尾には僧 金井憲隆の寺子屋があり男四三女五名

3、雲住文惠寺子屋

船津村にあつた天保八年僧雲住文惠の創立で明治五年に至つた。船津村中寺村一部の子弟を教養した多くは農家の子弟でその數三百五十人餘に及んでゐる。讀書習字を主とした。論語を初め四書五經日本外史佛典等、入退學の定めなく子弟の父兄が連行して依頼して入門した、修業年限は大體三ヶ年休日は別に定めなきも月の一日十五日祭日農繁期とした。謝儀は米麥等任意であつた門弟の建てた謝恩碑二基あり。

又

船津村には他に僧見相祖提が文化六年に開いた寺子屋があつた。天保五年に閉鎖してゐる生徒は男二四〇女七名とある。

4、犬飼寺子屋

香呂村犬飼にあつた創立年月不詳なるも喜多野八郎右エ門の創設と傳へるが天保十四年閉鎖、生徒は香呂村一圓に互つて百名内外、読み書きを授け修業年限は二ヶ年、郷土の中堅人物養成を目標とした。門弟子の建てた一石一字塔がある。東西南北の四面に次の文字あり法華經八卷を一石一字で完く埋む。

田原村  
西田原

原由十九  
りて由本  
寺四十年  
天

李天  
泰卯保  
天



之建中子習手

(四)

世 香 俊 太  
話 當 色 右  
人 須 野 野 吉 平  
田 賀 院 野 市 兵  
野 野 野 利 三  
郎 郎 郎



## 5、澤波致航の寺子屋

豐富村豐富にあつた。嘉永元年より明治五年に至る間開かれ普及地域は重國、鍛冶内、酒井、金竹等の部落、隆盛期日は明治二、三年頃で生徒數男女合せて四十名、爲めに手習部屋増築等に至つた。教育は個別指導を本體とし普通の文字文章の讀解書寫するの能及び日常生活に必要な計算の技を養ふを以て目的としてゐた。入門は年齢を問はず退學も亦自由で禮儀第一で眞剣な修行をさせた手本は師匠自ら之を製し之を習はせた。年中行事として五節句に展覽會を開催する、束修謝儀は五節句に糯米、餅を納めた。

## 6、今井寺子屋

鶴居村神崎今井にあつた。嘉永五年より明治五年に至る間鶴居村を中心として甘地村に及び教化の機關であつた。鶴居村田中、護生寺住職の創立といふ。教師は教賀謙三氏及び其の家庭の人すべてが家庭的の愛を以て教育に當つた。多くは農家の子弟であつたから課業は農繁期は休んだ。教科は主として讀書、習字、文字はイロハ、日用文字、名頭、村名書面書方、書簡千字文、商賣往來、農業往來、束修謝儀は弟子の心持のみ農作物及び農村行事に作りし御馳走を持行く位であつた(師匠の宅は裕福であつた)邸内に弟子連中の建てし石碑残る。

## 7、去來川學舎

栗賀村福本にあつた。去來川幸右エ門が文政元年に創立し三代目に至つて明治五年廢止となつた。教師は幸右エ門の子、浪、浪の婿幸治郎の三人ついで。普及地域は栗賀村を中心として鶴居村、川邊村、寺前村、長谷村、越智村、大山村及朝來郡の生野町に互り常に四、五十名ゐた。教育目標は地方中堅人物の養成にあつて、地方の指導者として必要な學術、識見、人格の修養に主力を注いだ。入舎は七、八歳より十四、五歳迄を常とするが時には十七、八歳の者を入舎せしめた。入舎は時を定めず退舎は理由なければ之を許さず就學年限は五ヶ年である。入舎せし者を次席と稱し學課の考査により年限の長短を問はず實力ある者は上席とす。然し品行方正ならざれば退學せしむ上席に進みし者の中、學

術及品行共に優秀なる者を代講即ち助教として舎主を補助させた。教科、次席男は平假名、片假名、十干十二支、國盡し、名頭、簡易なる書翰文、珠算、女は平假名、萬葉假名、名頭、國盡し、女子書翰文、禮法、上席男は四書五經、其の他漢文類、習字には千字文、珠算に高等算術、女平易なる漢文、女消息往來、女庭訓往來、女大學、禮法であつた。年中行事、天神祭、年一回行ひ當日は教室を清掃して正面に祭壇を設け菅公の畫像を掲げ自己の成績品を神前に供へ學術の進まんことを祈願し舎主は赤飯、菓子、煎豆等を舎生に與へ一日を愉快に過した。束修謝儀は受けず持参者には旨を含めて返却し一切之を納れず。去來川家當主は純二氏使用せし教科書類を保存されてゐる。建物は近年まであつたが腐朽のため取除かれ當家に保存された。

幸右エ門氏は幼にして學を好み始め家父につき學びしも稍長じて福本藩校時習館に朱子學を究む、郷黨里人氏の人格と學徳を慕ひ教を乞ふ最初は一般寺子屋と同様に無系統に傳習せしが一日感ずる所あり、組織的に系統的に學課進學の事を定めた舎生は學制頒布と共に各小學校へ入學した。現在への影響、郷土の中堅人物養成に盡力し自治團體の圓滿な發達と識徳は村民に仰がれ村民の指導教化に及び今日に至るも其の學徳をたゞへてゐる。

## 8、上岩村寺子屋

寺前村上岩にあつた。黒田彌右エ門の創立で安政二年より明治五年に至つた。彌右エ門は庄屋の子にして學識あり村民の啓發指導に任じ村民も亦氏を慕ひ教を乞ふた。普及地域は上岩部落を初め上小田、南小田、宮野、高朝田、寺前、鍛冶等に及び生徒數二、三十名、教科は讀書算で門人に手本を書き與へ書寫清書させた入退學は自由、盆、正月に農産物を送る程度の謝儀であつた。上岩に門人建立の塚あり石工一年有餘かゝりて成ると。

## 9、蓮香堂

香呂村田野にあつた。鷲野慧通が天保五年に創立したもので明治十五、六年頃迄あつたといふ。香呂村一圓を普及地域とした。郷土的中堅人物の養成を目標とし個別指導の方法を取つた入退の定規なく、課業も晝夜の別なく稼業の都合



に依つて自由であつた。教科は讀書と畫で東修謝儀は五節句に簡單な謝禮をする位であつた。

参考資料

石碑々文

表面 蓮香翁壽碼 門弟中  
碑文

蓋棺而論定者常也未蓋棺而論已定者其蓮香翁之謂乎翁姓鷺野名慧通蓮香其別號夙避名利入桑門葉餘嗜臨池 遠於粟田家法受業者殆四百人矣幼好皇學善和歌最巧于蕉門俳諧自稱積善舍餘慶遠迹莫不知其名也翁生於飾東郡姫路而棲息於神西郡田野郷風流自樂 今茲甲戌齡已登華甲而會有病焉受業門生相與謀欲爲築一壽塚而勒其履行於王珉以垂後昆且祝其齡之及華因需銘于余余謂翁之行于已如彼信乎人如此翁之棺未蓋而論已定者非耶今迺就其論之已定者作之銘曰

塵緣斷絕 法門清淨

書乎俳乎

亦見其行

名與齡高 積善之家

生占佳城

餘慶何加

飾磨縣生形胖撰 渡部芳齋書

明治七年甲戌十一月建之

10、光圓寺子屋

甘地村甘地光圓寺にあつた。僧後藤知眼が嘉永六年に創設明治に至つたもので甘地、奥、坂戸の子弟を教養した。入退の規定なく朝は八時頃より午後二時頃まで課業した。讀書算で商賣往來、國づくし、實語教、大學中庸論語等を教へた。謝儀は盆正月の二回に行つた正月には鏡餅に金子若干、盆には素麵に金子若干を添へた。

11、中寺寺子屋

中寺村にあつた創立不詳教師としては丸井惣兵衛、清瀬安三郎、鎌谷某、小林幸平、中村某であつた。中寺村一圓を區域とし生徒約二〇〇人内外であつた。教育目標は日常生活に密接なる讀書算に習熟せしめ圓滿有爲なる人物養成に置いた。入退は自由であるが大抵六、七歳に入門し十二、三歳頃退學した課業は午前八時頃から午後四時頃まで行つた。月の一日十五日五節句を休日とした。習字—いろは、村名、町名、名頭、國盡し、書簡文、商賣往來、庭訓往來、千字文、百姓往來等、讀書、實語教、童子教、四書五經、女子には女大學、女今川等、賞—缺席なき者、成績優良なるものには賞詞賞狀賞品を與へ、罰は怠惰、喧嘩他の妨害者には叱責説諭起立鞭撻等束修には白扇一對菓子折(又は金子二朱乃至二百文)謝儀は五節句盆等に二朱乃至二百文其の他月並錢、天神講金、疊炭代等を納めた。

12、水野日寅の寺子屋

福崎町西治にあつた水野日寅の創立で安政二年より明治五年に至る間福崎町を初め(西治、西谷、高橋、新町、山崎)中寺村溝口に生徒を持つた入退の規定なく修業年限も一定せず、課業は午前九時頃より午後三時頃に至る遠方の者は辨當持休日として一定せず、使用教科書は童兒教、實語教、四書、賞罰別に賞無く罰として晩止があつた。子供を遅く止め置き親の迎へに來り謝罪を待つて許した。寺入りの禮として赤飯、五節句の禮餅、三月ひな餅、五月ちまき、七月素麵、十月亥の子餅等を以て束修謝儀とした。弟子の建てた石碑があるが「水野日寅先生之墓」といふ位のものである。

13、青年會

福崎町にあり森熊吉氏の經營にかゝり元治元年—明治十七年、二十年間福崎町區域内に限り入會を許した。教師は兒島卯藏生徒は約三十名であつた。何れも熱心に修學したから村より補助金を出し會の發達を圖つたが、森氏の老衰と共に衰へた。精神教育に重點を置き塾的に個人指導を行つた。年限は約二ヶ年課業は毎日午前八時より正午まで四時間とした。日曜、祭日を休業とした。教科は讀、書、算である。年中行事として毎土曜日、精神修養のため講話があり、又



地方有名なる講師を招いて精神修養に資した。生徒よりは一切謝儀なく無報酬であつた。

### 第三節 揖保郡寺子屋

#### 一、概況

本郡の寺子屋は其の數に於ては隣郡と伯仲の状態であるが其の勢に於ては優れた様である。殊に開業年代の古きに於ては他に多く其の比を見ないであらう。太田村矢田部の醫幸田平左衛は元文五年皇紀二千四百年に寺子屋を經營し明治六年廢業に至るまで其の間實に百三十餘年に及んでゐる。子弟は四代目の本也の時に男六五女一五とある。

本郡には相當有名なる寺子屋が多い、例へば大津村吉美の醫、俣野膳隨の經營に成る俣野塾、班鳩町の人岩村松齋の松齋塾、譽田村廣山の人鹽津六郎左エ門の枕流軒、半田村半田の僧會谷宗信の專法寺私塾、網干町余子濱の醫河野辰次郎の誠塾、林田村林田の土建部政篤の敬業館等はその主なるものである。又進藤俊有の經營になる塾ありし如きも創立廢止共記録不明只事蹟の一部が傳はるのみ、神部村には三輪良琢の寺子屋の外に黍田に山本喜左エ門原に山本半右エ門那波野に河本源三郎及び河本助三郎等の經營にかゝる寺子屋ありしといふも記録の存するものがない。本郡の寺子屋表を見ると、網干の八を最多とし、太市、御津、河内の各五。半田四。龍野町、林田、室津各三、太田、新宮、龍田、班鳩、揖保、西栗栖各二。東栗栖、大津、伊勢、譽田、石海、神部等各一。合計五五になつてゐる。

#### 寺子屋表

名稱	學科	所在地	開業	廢業	男女生徒	身分	習字師氏名
澤田	讀書	太田村太田	弘化三年	明治五年	男一七 女四六	農	尾村才治
大津村吉美	讀書、算術	大津村吉美	寛政六年	同	男九 女八	醫	深津元琢
林田村林田町	同	林田村林田町	弘化初年	同	男三 女八	士	俣野俊治
太市村三村	同	太市村三村	安政二年	同	男五 女五	農	澤野利勝
新宮村新宮	算術	新宮村新宮	弘化年間	明治四年	男七 女五	士	三木定助
松壽堂	同	同	萬延元年	明治五年	男七 女五	士	梶浦磔
伊勢村上伊勢	同	伊勢村上伊勢	弘化二年	同	男三 女五	醫	岩谷小三市
網干村興濱	同	網干村興濱	天保年間	明治六年	男一 女五	士	齋藤孟男
天保二年	同	同	天保二年	明治五年	男三 女四	醫	村上東庵
龍田上太田	同	龍田上太田	萬延二年	同	男一 女七	士	高見淳良
譽田村廣山	同	譽田村廣山	天保元年	明治三年	男三 女六	農	鹽津六郎左エ門
龍田村廣坂	同	龍田村廣坂	嘉永五年	明治五年	男一 女四	醫	廣橋詢雄
太田村矢田部	同	太田村矢田部	元文五年	明治六年	男六 女五	醫	幸田平左衛
班鳩村鵜	同	班鳩村鵜	天保年間	同	男四 女八	醫	岩村松齋
網干村新在家	同	網干村新在家	嘉永四年	明治五年	男九 女〇	農	中村要助
石海村常全	同	石海村常全	嘉永六年	同	男二 女七	醫	村瀬泰治
龍野町	同	龍野町	天保五年	明治四年	男二 女〇	士	大谷雅雄
鳩居堂	同	鳩居堂	同	明治五年	男七 女五	士	栗林仁助



觀水亭	同	天保年間	明治四年	男二八	士	牛丸忠三郎
專法寺子屋	半田村半田	同	明治五年	男四〇	僧	曾谷宗信
村上塾	同 二塚	同	同	男三〇	僧	三田玄節
表屋塾	同 野田	同	同	男三〇	農	島津太一郎
三輪寺子屋	同 片島	同	同	男五〇	農	神尾正左門
辨風舎	神部村正條	同	同	男二五	醫	三輪丹治
	東栗栖村平野	同	同	男二七	農	中村市兵衛
	揖保村西橋	同	同	男一三五	醫	菅野養齋
	同 榮	同	同	女一三〇	醫	柳生泰輔
手習稽古所	室津村室津	同	同	男五〇	士	水田格夫
手習稽古所	同	同	同	男五〇	神官	岡平滿
手習稽古所	同	同	同	男二〇	商	關長次郎
不老門	御津村朝臣	同	同	女一四三	神官	井口敬守
	同 釜屋	同	同	男三八	農	三輪傳左門
梅林庵	同 苅屋	同	同	女六五	神官	佐野正清
專修堂	同 網千村濱田	同	同	男七三	僧	木下滿空
古棗堂	同	同	同	男七六	醫	林逸庵
松翠館	御津村中島	同	同	男六〇	農	孝橋理平
	同 岩見	同	同	女一七八	農	山本德平
	河内村金剛山	同	同	男二四	農	岸野彦次郎

本覺寺子屋	讀書	同	同	男二五	農	岸野太郎右門
竹内塾	讀書	同	同	男二三	僧	黒坂明之助
敬業館	同	同	同	男一七	僧	澄慶(本覺寺)
	儒、佛	同	同	男二五	士	竹内覺兵衛
	儒、佛	同	同	男一五〇	僧	建部政篤
	儒、佛	同	同	男一五〇	僧	清水秀泰(妙善寺)
	儒、佛	同	同	男一五〇	僧	西脇太郎右門
	儒、佛	同	同	男一五〇	僧	中田貫治
	儒、佛	同	同	男一五〇	僧	井垣勝次郎
	儒、佛	同	同	男一五〇	僧	森下掃部
	儒、佛	同	同	男一五〇	僧	堀河實誠
	儒、佛	同	同	男一五〇	僧	木下大榮
	儒、佛	同	同	男一五〇	僧	進藤俊有
	儒、佛	同	同	男一五〇	僧	堀野某

二、揖保郡寺子屋教育の實際

1、枕流軒

譽田村廣山にあつた。天保元年鹽津六郎左エ門の創立明治三年に廢止、譽田村、小宅村を地域として子弟を教養した元縣會議員西村精一郎、松本四郎兵衛以下村長、郡會議員多く出てゐる教育目標は農村子弟必須の學科に精進せしむる



にあつた。修業は二年、或は五年であつた。讀書—大學の素讀、村名、國盡、人名頭文字、習字、算術は珠算、四則、青年の爲めには柔術を課した。年中行事七夕祭には色紙短冊の書方を指導し各家にて祭らしめた。天神祭、懸燈籠に生徒の清書を貼り之を天神境内に立て點燈した。東修謝儀は盆、正月に金一封(金額隨意)其の他定めなく様々であつた。

参考資料 八幡社に奉納の四季の歌

散りくになりし梢も春來れば誰も見かへず若宮のはな

すすしさに老も乙女も若宮の神の御影にまつてこそすれ

若宮の森の緑りも秋來ればまよふ葉も色づきにけり

霜霰雪はふれども色ふかくいづれかはらぬ若宮の松

門人の出資により碑を建つ 碑文なし

参考資料

信榮字子建直治といふ本郷廣山の人なり實は山村勘右エ門の二男なり和平治之を養て子とす、後全姓六郎左エ門と改む信榮軀幹肥大稟性寛仁にして常に人に接するに温容を以てす、文政二年初めて廣山村庄屋となり天保三辰年十一月龍野奥組一萬石の大庄屋となる、同十二年七月に至り東組に換はる君在役中其の職を勵み懇切を以て部下を御す故に部民心服す、領主も亦之を重視し屬葛藤事件を料理せしむ揖東郡太田村池論大住寺村山論揖西郡太屋村山論等最も有名なるものとす、孰れも他領交渉の公事にて一旦大阪御番所の受置となりしものなるも居中克く和解せしむ。又嘉永六年廣山村字東山英山反別凡て三町を番林となさんことを主唱す、協議容易ならず百方故障を排して遂に目的を達せり此の他治績多し當時良吏の稱あり、又此頃は領主安董公老中後奉仕引續安宅公出の時にて失費多端御内政困難の情を恐察し數回の獻金納米をなす。其の高合せて銀五十六貫目金五十兩米三百十五俵に達す獻納の都度御褒詞あり扶持米御紋付上下同提燈松林等を下賜さる天保十一年領主より交附の御直書に曰く

今般又々莫大之銀高寸志永納之儀彌以寄特之至深全感候永く不忘置候也

鹽津六郎左衛門へ

三月七日

中書朱印

安政三年大莊屋をやめ尋で退隱す、從之専ら青年教育に委ね悠々自適す君若年の時武術を水谷武左エ門に學び、萬化自勝流の奥義を究む書道武藝の門弟子前後幾百人に及べりと聞く、亦歌を好み吟詠多し山の里正陰の門人なり明治八年十二月七日齡八十四にて卒す。居村洗心寺の先塋に葬る釋名了通居士と號す歿後門人相謀り碑石を同村字小三味に建つ碑文なし蓋し遺言に従ふといふ。

2、俣野塾

大津村吉美の醫師俣野俊治(膽隨)が寛政六年に創立したもので、明治五年に至つて廢止した。生徒は百名を超過し出身者には村長其他、地方の有力者が多い。塾庭は七畝歩を有し二階建上下を教授した入退は隨時に行つた。讀書算術を主とし時には詩、論曲等を加へた課業は大抵午前にした。年中行事としては盆、正月の二回には習字の大波により展覽會を催した又隨時に珠算の競技を行つた。

参考資料

系圖、俣野膽隨—賢治—俊治、林田藩の儒者村上友隆と關係多かつた様である。同村墓地に石碑あり碑文に

越宗妙壽信女方

延元申五月二日

村上友隆  
俣野氏

3、岩村松齋塾



班鳩町大字鶴新町にあつた。岩村松齋の經營にかゝる松齋は元龍野町の生れ岩村家へ入婿す。明治維新當時揖保郡の漢學者といへば名聲高き者龍野に矢野氏綱干に河野氏あり、而して岩村氏はその中間に所在せしを以て近郊の士之に集り教を受くるもの多し、松齋の養父は周伯、周伯の父は小伯と呼ぶ兩人共に漢學の造詣深く小伯の如き螢を集めて苦學せりといふ松齋も亦漢學者として有名であつた。

松齋は本業は醫、その側學問を子弟に授け以て郷黨の教化指導に努む翁資性温厚篤實頭腦明晰で次の如き逸話がある。○先生漢學に優れたれ共そろばんは殆ど心得なく、子弟の中には讀、習の外にそろばんの教を乞ふ者があつた。先生は早速之を承知した。子弟中には之を案じた者もあつたが、先生は夜中書物に就いて其の理を究め翌日何の苦も無くすらく教へられたといふ。

○村人中某家に一人の懶惰息子あり毎日病氣と稱し病床に伏す親は案じて先生の診斷を乞ふ。先生之を診斷して何等異狀なしと偽病直ちに發覺息子大に恥ぢたりと

生徒の普及地域は相當廣からんも記録なく不明なり使用の教科書を見ると、漢書手ほどき、實語教、四書五經、大統歌往來物、國づくし等、漢學研究者の爲めに夜間數時間を先生業務のかたはら當てられた。東修謝儀なし。

#### 4、幸田寺子屋 附逸話傳説

太田村矢田部にあつた。幸田平左衛の創立元文五年より明治六年に至る約百三十餘年に互數代矢田部を中心とせる地方の教化に當つた即ち初代教師は平左衛で平、恭、本也と相繼ぐ、生徒數は約百人内外といふ。一般的基礎學を教授せしも本也の頃には尊王論を主張したといふ。入學は知人よりの紹介に依ることが多く修業は短期は一、二年長期は五、六年に及ぶ教科は漢學、國學で教科書は論語、三國志、十八史略、日本外史、日本書紀等多くあつた。東修謝儀は隨意參考資料 門人の建てた石碑々々

幸田氏者素齋先生爲中祖先生諱平字東作以醫爲素無嗣以赤穂郡小河村小山春泰之男配其女號

芙蓉先生諱守恭字春吾能產科大振家聲其男本也先生續興是爲三世先生蓋世々業餘間教授郷里之子弟門人頗多矣今茲明治十三年門人協議建三先生合葬之碑以報三世之德云爾

幸田三先生墓

門弟中

明治十三年辰十二月吉祥

#### 逸話傳説等

永年に恆り近郷の子弟を教授せし幸田家は舊四國阿波の士族で長曾我部家に仕侍した。關ヶ原戰に敗北し背に糸引不動明神を負ひ播州矢田部の郷に遁れ來り其の末路を近在の子弟教授に當てた。其子孫は醫師又は漢學を以て代々業とした。時に脇坂侯に仕侍し漢學の教授をなし又は醫たり、又代々近郷の子弟門人に教ふる所甚だ多し現在に於ける中學程度の學科を課し村長、郡長に匹敵する人物を多數養成した。本也の末代に於て他より災難を受け教授を廢した。是が爲め家勢衰へ數百年間の書籍、寶物悉く他に賣却したと、其の書籍(教授の資料)等は一室に滿ち何千何萬冊の書籍ありしこと現當主幸田勇の知悉する所なれ共奈何せん目下參考資料は殆ど湮滅せしを遺憾とする次第である。

#### 5、專法寺私塾

半田村半田專法寺第十世住職曾谷宗信が元治元年に創設したもので半田村を中心に一里餘四方を地域とし、遠方よりの者は寄宿した子弟として教を受けた延人員は七百人以上に及んでゐる。區長、村會議員等を多く出した。明治十五年頃が最盛期毎日八十名位出席した。その後、官公立學校設立され衰運に向つた。農村に於ける日常生活に必須なる教育を施し特に宗教的雰囲気にて德育を目標とした。教師は他より應援を求めず住職以下家族全部之に當つた。入退は生徒の自由であつた。農繁期を休暇とし當寺にて法要修業の節は臨時休業とし特別の休暇を定めず。教科は讀書、習字、算術で女子のためには裁縫、手藝、作法を加へた。村名、名頭、國づくし、千字文、商賣往來、十八史略、女子には女大學、年中行事としては習字獎勵のため席書を毎月一回行つた。男女共に報恩講を修業し女は別に針供養雜祭をした。成



績優良者には賞品を授與して表彰した。束修謝儀は定めなく正月、盆には任意に金錢、素麵、白米等を持参した。

参考資料 明治二十七年五月門弟により存命中石碑を寺内に建立した。曾谷宗信、坊守曾谷たみる兩人のために

曾谷宗信の日常生活は衛生と精神修養とに重きを置き、毎朝未明に起席して冷水浴を行ひ本堂にて三部經を讀誦し後朝食した。生徒教授の餘暇に大藏經を書寫し八十四歳にて明治四十四年八月死亡の前日迄一日も怠ら無かつた。

#### 6、龍鱗館

龍田村廣坂にあり嘉永五年廣橋絢雄の創立で明治五年に至つた。廣坂を初め丸山、北山、鶴飼、松尾等の子弟の教養に當つた。元代議士改野耕三、山内武平等の出身がある。入退は自由で生徒の希望により個人教授或は團體教授をした。休日の定めなく終日又は夜間教授を行つた。教科書は一定せず。毎月一回教師は生徒を引率して山河を跋涉した。賞罰には破門、嚴責、訓誡を用ゐた。五節句に白米一升(一年に白米五升)持参を例とした。門弟の建てた石碑あり碑文を刻してゐる。

#### 7、三輪寺子屋

三輪良琢の創立神部村正條にあつた。良琢は釜屋村より出で醫を業とし詩文、和歌に巧であつた。敬節、敬齋、孝哉丹二とい子孫相繼ぐ、神部村を初め半田村、揖保村等數里の遠きより來り學ぶ者があつた。地方の先覺、先輩は多くはここより出でゐる。藩侯脇坂氏の寵遇を受け侯に従つて領内を巡視し民政に盡す所が多かつた。修業は四、五年間の者最も多く志ある者は久しく學んだ。多くは八、九歳より十二、三歳に至る。五節句と毎月一日、十五日を休日とし他は毎日七、八時間課業に従つた。教科は讀、書、算で假名、數字、人名、村名、商賣往來、書簡文、證書類、實語教、童子教、四書五經等を用ゐた。品行方正なるものには賞狀を與へ、惡るい者は呵責、留置した。入門の際些少の束修、五節句に若干の米錢を贈るを例とした。

参考資料 丹二松城と號す。詩文、謡曲に巧、脇坂侯廣島、京都へ出軍の節之に従ふ最も書を能くし會つて侯より筆止

めに遭ひしことありと

三輪氏五人の墓碑を門弟より建立

#### 8、敬業館

林田村林田にあつた創立は不明であるが、明治三年林田縣となつて廢止される迄續いた。今より七十年前燒失のため再建された。創立者は建部政篤で現在その後裔として東京在住の子爵建部光磨氏がある。教師として石野黃裳、池澤安或、河野綾雄等が協力して當つたやうである。子弟は多くは林田藩士族であつた。盛時には播磨、備前等より集り志士は教師の邸に宿つた。教科書として日本史略、國文學等で現在村役場に保存されてゐる。

参考資料 林田村六九谷道林寺内に河野氏の墓碑がある。

○武庫郡住吉村字兼松に子孫河野資基氏現存

○姫路市柳山伏に兒島維實氏在住

#### 9、深津元琢寺子屋

神岡村横内にあつた。元琢が嘉永二年に創立してより明治五年の廢止に至る間、元順、順琢相つぐ、普及地域は神岡村東嘴崎地方で農民の子弟が多く習字(片假名、平假名、數學、漢學)を受け簡單なる書簡文を習はせた。教科書は有志者に實語教、童子教、四書等を用ゐた。修業は四、五年間で八、九歳より十二、三歳に至り課業は毎日七、八時間、休業は五節句と毎月一日と十五日であつた。入門の際些少の束修を納れ其より後は五節句に若干の米錢を贈る又家に依つては財物を臨時に贈るものもあつた。

#### 10、三輪捨次郎寺子屋

御津村西釜屋にあつた。三輪捨次郎父子がその家宅を當てた。教師は伊左エ門で御津同村と附近他部落より通學する者もあつた。當時の社會生活に差聞へなき様一通りの讀書習字を授けた。入退學の規定なく大抵八、九歳より十一、二



歳の間に修業させた課業は晝間にしたが本人の随意により時間に制限なく、又休日の規定なく本人の望みにより休業し得た。使用教科書として別に無く教師の書き與へた手本に據つた。いろは平假名、貫目、名頭、苗字、村名、商賣往來等の類であつた。束修謝儀は五節句に現今の三十錢位に相當する金を御祝儀とし之に祝餅又は團子等を添へ教師宅に持参した。

## 11、妙善寺寺子屋

林田村六九谷にあつた妙善寺住職清水秀泰が安政元年に開設し明治八年に至るまで存続した。塾舎は今に現存、秀泰が教師となり林田の漢學者石野黄裳、池澤安成、河野夢吉等相寄り教授したやうである。生徒は百五十人餘、弟子中立志傳中の人としては現東京在住の吉村乘平氏がある。入退は隨意修業は二、三年、休日は毎月二日、二十五日、二十八日であつた。教科書：佛教書、因明論、俱舍論、唯識論、儒書：庚宋八大家、論語、四書、詩文等、年中行事、春秋二季に大講演會を開催した。

## 12、表屋塾

半田村片島の庄屋、神尾庄左エ門が文久元年に創設し明治八年に廢止されるまで約十五年位つゞいた。庄左エ門は農業で表具師で子息吉太郎は謡曲の師匠、妻は裁縫師であつた。生徒は片島、二塚、南山、神戸北山の農家の子弟約十五六名、晝夜交代して教を受けた。読み書き算盤でいろは、名頭、村名、往來物類、四書五經、珠算は八算、見一、農閑期に課業を行つた入退の定めなく八、九歳より十七、八歳修業年限なし。賞は半紙、筆を與へ、訓誡、叱責を罰とした五節句に白米一升宛位、その他任意につけとどけた。

参考資料 昭和七年頃片島井組が庄左エ門の庄屋時代の功績を記念せんために建碑の議があつたが實現に至らなかつた。片島は昔灘方面の酒米、水車の頭梁となる者が多かつた何か關係がある様に思はれる。逸話として残つた例の二三として

○參勤交代の武士から刀にかけて人夫を要求されてびくともせなかつた。

○幕末片島に大火あり數十戸焼失、之が回復に力をつくした。

○片島井組のため伏樋を企て貢獻した

## 13、村上塾

半田村二塚にあつた三田(後に村上と改姓)玄良の創立にかゝるも年代不明明治五年廢止となつた。二塚、片島、龍子、南山等の部落農家の子弟約五十名が教養された。教科は讀書、習字で名頭、村名商賣往來を用ゐた。賞は半紙一帖位のものをも與へ罰は體罰を加へた。束修謝儀は五節句に米一升他に御祝儀として金若干を持参した。門弟中より石碑を建つ碑文なし

## 14、黄犬舎

新宮町にあつた。梶浦磔の創立で新宮附近の部落子弟を教へた。生徒は約百名、商賣往來、童子教、四書等と珠算を教へたやうである。村の休み日及び五節句等を休日とした。

## 15、中田寺子屋

太市村西脇にあつた。西脇、太市中、谷部落を區域とした教師は中田貫治で讀書算を教へた。實語教、童子教、書簡文、四書、算術は珠算であつた。男子のみで八、九歳より十二、三歳の子弟で入門の際は若干の束修を納めそれより後は五節句毎に若干の米及錢等を贈る又家によつては臨時に贈る向もあつた。

最初は片假名、平假名、數字等を習はせ次に人名、村名、商賣往來及び簡単な書簡文又有志の者には實語教、童子教、四書等の素讀を教へた。珠算は八算見一を課した。大抵八、九歳より十二、三歳で修業は五ヶ年であつた。毎日四、五時間業を受けた。休日は五節句の外月の一日、十五日とした。入門の際若干束修それより後は五節句毎に米及び錢を隨意に贈つた。女子は只裁縫のみを授けた。



## 16、専修堂

網干町濱田にあつた。木下大榮の經營で明治前後にあつた。教師には木下大榮、同満空があつた。生徒は五、六十名生徒と共に作業をした教授は時間に制限なく個別的に指導し入退は自由であつた。休日の定めなく寺に支障ある時、村休みの日は休んだ。讀書算を教へ實語教、作文、日本外史等を用ゐた。年中行事としては花祭、生花會等を催した。謝禮は自家に生産されたものを持参する程度であつた。

参考資料 木下大榮は和歌、俳句に巧で遺作があり、繪畫彫刻にも通じた布教に巧で布教日記がある。

網干町垣内には河野辰次郎の經營した寺子屋があつた。辰次郎は勤王の詩人河野鐵兜の甥である。母保郡南部一勝原旭陽、余部、網干等の子弟四、五十人を醫業の傍教育した。教科は讀書算で村名、國づくし、商賣往來等より進んで漢籍に及んだ。入退學は自由、謝儀としては五節句に物品を持参、又珍らしき物を贈る程度であつた。

網干町興濱には齋藤孟男の經營した寺子屋があつた。明治初年に興濱附近の子弟三十名に日常必須なる讀書、算、いろは、錢目、村名、國づくし、商賣往來及び珠算を教へた。休日の定めなく村休位であつた。賞罰は嚴重に行つた。謝儀は盆、正月等五節句に五十錢位づゝ持参した。

## 17、好古堂

網干町興濱には天保二年に村上東庵の創立した好古堂があつた。明治五年まで存続した。網干町一圓の子弟百名を超過してゐた。醫を本業としたから夜分に餘暇を利用して子弟の教養に力めた。讀書算術を主とした。

網干町新在家には中村要助の幕末に創立した寺子屋があつた。要助は龍野藩船手係であつた生徒は三、四十人。讀書算を個別的に指導した。

## 18、古棗堂

網干町濱田にあつた。明治初年林逸庵の創立で生徒は二十名餘であつた。逸庵は鳥羽伏見戰慶喜に侍した後逃れ歸り

醫師となつた。讀書算を教へた。實語教十八史略、國づくし、村づくし、算盤、遺品としては調練用の太鼓、綱がある。

## 19、進藤俊有塾

班鳩町にあつた。進藤氏に就いて班鳩町郷土資料に次の如くある。君名は俊有と稱し通稱を直衛と呼び朴齋とは號なり家代々龍野侯に仕ふ。君幼より英敏にして學を好む。嘉永三年家を繼ぎ祿高八十石を賜はり大目付、奉行を経て年寄りに陞り三百石を賜ふ。又武者奉行を兼任さる。慶應二年丙寅征長の役侯に従ひ參謀となり藝州七日市に至り進んで五日市に移る會々大將軍家茂公薨じ尋で兵罷みたり。當時外艦攘夷の論盛んにして内訌外患荐りに臻りて國家多事なり。明治元年侯藩政を改革せんとせらるゝや君特に擢んでられ家老職となり、五百石を賜はる侯龍野藩知事となるや大參事に任せらる。明治四年廢藩置縣となるや侯江戸に移る君田宅を班鳩村鶴に買ひ永住の計をなす。後近村の子弟其の徳を慕ひ教を受くるもの少からず。明治三十一年一月二十三日卒す。明治十六年三月門人等相集り君の壽碑を左用岡山に建つ。其の銘に曰く。

班鳩之里 土沃泉清 有慮可安 有田可耕

聚徒講道 其樂融々 死生顯晦 令名無窮

## 20、岡平保手習稽古所

室津村室津の神官岡平保が開いたもので文久年間に閉じた。室津一圓生徒は青少年五、六名であつた。此等は參勤交代時の本陣の子弟、宿屋の息で多少なりとも文字を必要としたからであつた。當村の風習として別に學問なくとも又働かずとも大名等の來り遊ぶ者、參勤交代に來て使ふ金により生活し得るため修學生が少かつたのである。岡氏は神官の傍之等子弟の教養に當つた。課業は毎日午前八時頃から午後四時まで、休日としては五節句、祭日、毎月一日、十五日等であつた。讀方、書方、いろは、人名、村名等の讀み書き、珠算で四則を授けた。教科書は童子教、實語教及教師の書ける手本、賞として筆墨を與へ罰として机を負ふて立たせ、留置き等あつた。



参考資料 室津には水田格夫、名村賢助、關長次郎の三人が別々に手習師匠を勤めたるやうなるも、前記岡氏と略同様なれば之を略す。

21、私立揖南學校

網干町にあつた。明治二十四年二月十日の創立で小學校教員の養成を目的として、堀河實誠氏が經營したものである。教師は外に一名堀河力誠があり盡力者として兒玉房太、城野將哲の二人がある。通學生は二里四方、寄宿生は五里、十里の遠方よりの者が多かつた。卒業生を出すこと約一千名、修業年限は三ヶ年で修身、讀方、作文、習字、近古史談、十八史略等を教へた。課業は日曜日祭日を除いて毎日午前八時に始まり午後三時に終つた。

第四節 赤穂郡寺子屋

一、概況

本郡の寺子屋は三四で揖保郡に比べて少數である。有年、矢野の各村に六。赤穂四。鹽屋、尾崎に各三。新濱、船坂、若狹野に各二。那波、相生、高田、上郡、赤松、鞍居等各一になつてゐる。最も古きは矢野村眞廣の農石野惣兵衛が文化三年(皇紀二四六六年)に開いたもので明治四年に至つて廢してゐるから六十六年に互つて教化に與つたことになる。生徒は男五〇女一五名とある。

本郡には相當名ある寺子屋が多い、中でも有年村檜原の醫、小河孫右エ門の寺子屋、同村原の正訓堂、同村西有年庄屋安井某の安井堂、船坂村湯ノ脇、僧菅野瑞堂の觀音庵寺子屋、同村八保字金内土藤本觀治の觀音院寺子屋、鞍居村野桑、醫小橋春岱の寺子屋等はその代表的のものである。正訓堂は三宅光能以下三代繼承して明治に及んだもので地方教

化に盡せしこと亦大なりといへよう。三代目の光政は御維新後小學校教育を續け明治二十年頃郷關に於て子弟教養に専念した人である。

寺子屋表

名稱	學科	所在地	開業	廢業	男女生徒	身分	習字師氏名
松本舎	讀書、算術	二柏野	安政元年	明治四年	男二 女三	僧	藤板證音
樂山堂	同	尾崎村	慶應元年	明治五年	女一 男一	平民	松本とよ
養源堂	讀書	鹽屋村鹽屋	安政二年	安政六年	男三〇	平民	八木嘉市
安井塾	同	有年村西有年	安政元年	明治元年	男三〇	農	安井敏一
	同	同 檜原	文政八年	慶應元年	男七〇	農	小河孫右エ門
	讀書、算術	矢野村瓜生	天保五年	明治四年	女三 男五	農	花田太郎左エ門
	同	同 眞廣	文化三年	同	女一 男五	農	石野惣兵衛
觀音庵寺子屋	同	船坂村下	嘉永七年	明治五年	女二 男五	僧	菅野瑞堂
	同	高田村中野	安政五年	同	男八三	農	平島重兵衛
	同	矢野上土井	弘化三年	明治四年	女三 男四	農	山島久左エ門
	同	同 小河	文久三年	同	女四 男五	農	勝谷善左エ門
	同	同 中野	安政六年	同	女四 男六	醫	前田 薫
慶雲堂	同	赤穂町加里屋	延享元年	明治三年	女一 男三	平民	大島年三
網干屋	同	赤穂町中廣	文政十二年	同	女二 男八		八尾孝太郎



墨花堂	讀書、算術	上郡村竹萬	嘉永四年	明治六年	女	三八	原乙吉
(松泉塾) 隨泉學舎	同	赤穂町上假屋	安政四年	明治三年	女	三五	岩村幾太郎
益習舎	同	赤松村赤松	明治元年	明治四年	女	一〇八	吉田由喜夫
同	同	鞍居村野桑	文久元年	明治五年	女	一八〇	小橋春侍
同	同	有年村坂越	安政三年	明治四年	男	四七	室井源仙
同	同	同	安政二年	同	女	五〇	生浪島岩雄
中屋	讀書、算術	相生村相生	慶應元年	同	女	一〇五	海老名道俊
紅雲堂	同	尾崎村	同	明治三年	女	三〇〇	水守源治郎
同	同	周世	天保十五年	同	女	一四五	古林孝四郎
正訓堂	讀書	有年村原	天保十三年	明治四年	女	四五	三宅新助
松目堂	讀書、算術	鹽屋村新田	慶應二年	明治五年	女	三五	西尾義太郎
同	同	新濱村	元治元年	明治四年	女	四二	廣慶寺成元
同	同	若狭野	弘化二年	同	女	一〇〇	栗原良平
同	同	同	慶應元年	同	男	五五	米澤八郎右エ門
松林堂	讀書、算術、諸禮	鹽屋村鹽屋	天明元年	明治五年	女	三〇〇	濱本敬治
觀海亭	讀書	那波村那波	寛永十三年	明治四年	女	九六	三木新吾
時習學校	同	有年村原	明治六年	明治十八年頃	女	二〇〇	三宅光政
觀音院寺子屋	同	船坂村金内	安政年間	明治六年	女	二三	藤本觀治

二、赤穂郡寺子屋教育の實際

1、小河孫右衛門寺子屋

有年村檜原にあり。小河孫右衛門、本業は醫であつた。死後は親戚關係の小河玄仲が孫右衛門の幼女の後見を兼ねて子弟教養に當つた。生徒の數は赤穂郡一圓及び岡山縣和氣郡にも及び四、五百人、多くは地方名望家、村長、教育者、庄屋、歌人(原音右衛門)等、隆盛時には二百人、家屋全部を教室に充用、先生夫婦は僅かに一隅に起居せし様なりと教科は習字、漢籍で習字は、いろは、名頭、千字文、漢籍は内弟子のみ(内弟子は常に四、五人ありたり)入退は隨時又修業年限を定めず。年中別に公休日定めなし。習字及び訓育に重きを置き一日の課業終れば一同を集めて訓戒したその訓誡事項は生徒全體に合唱せしめた。内弟子は習字以外に論語、孟子等を教はつた。年中行事としては別に無く時々謡曲會を催した位である。賞として學業進めば席をすゝめ、罰は嚴で長く跪坐させることもある。東修謝儀は中元に素麵に祝儀、歳暮には餅に祝儀を添へた。

参考資料として公刊せられざるも「字體の研究」がある。詞歌には

櫻木にむなしからざる唐うたはからことなく日本魂

弟子の人名簿あり 石碑の碑文

先生諱秀臣通稱孫右衛門其先赤松氏之族曩祖秀春采小河莊固爲氏其裔孫世住檜原邑先生小時學書于大島長直先生以筆墨教諭邑中子弟惇惇不倦以是清業者滿門幾千人矣不幸得病僅四十有



七而歿矣慶應元年乙丑九月四日也嗚呼哀哉門人不勝欽慕則相共謀建碑勸不以酬教育之恩云爾  
大島長直は赤穂町の學者、秀臣は几帳面な人で座敷を歩くに畳の縁のみを歩みたりといふ。尙末尾へ二首を掲ぐ

駒とめていさめて行かん鈴鹿山ふりすて難き花のさかりを  
おしなべて紅葉葉のみで山の松には鳶の色がしてけり

小河源右衛門秀臣

檜原小河治郎吉の養父にして文政二年に生る慶應元年歳四十七歳の壯齡を以て歿せらる。氏は性特に温厚篤實、愛憐の情篤く且又秀才にして、漢學詩歌謡曲に優る家に居て専ら東有年、原、横尾等の子弟教導を事とす門に學ぶ者多く其の名一時地方に謳歌せらる傳へ言ふ賢妻内助の功與りて力ありと蓋し或は然らん(有年小學校郷土調査による)

2、正訓塾(正訓堂)

有年村原にあり。三宅光能、子光廣、孫光政に至るもので初めは鹽屋村にあつたといふ。創立者光能は安永六年生れ弘化三年七十歳で歿、鹽屋村木生谷の人、正訓堂なる塾を開き後、上郡に出で地方人を教育し、子光廣の代に至つて原に移住した。普及區域は赤穂郡内矢野、若狭野、有年、高田、船坂村、佐用郡よりも來塾せりと、盛時の生徒數は百人を超えた。出身者中には地方の村長となるもの多く松田新治郎の如く縣會議員(有年村長)となる人もある。教育目標として忠孝の教を本とし實業教育主義であつた。入退は一定せざりしも概ね九、十歳頃で三年乃至四年修業した。教科は讀書、習字で四書五經、日本外史を用ゐる往來物、寺名、地名を習つた。年中行事として正月及村祭には展覽會を開くを例とした。賞は進級罰は晚止、竹刀等、束修謝儀は額を一定せず五節句の贈物、其の他臨時自家の製産物を贈つた。

參考資料

三宅氏系圖

光能—光廣—光政

作詩 光能

閑亭隱士貧而亦賤 不羨富貴以之爲樂 四壁雖疎八風難侵 一瓢底空三昧自濃  
我不知人無恨無喜 人不知我無譽無毀 曲肘爲枕樂其中 伯何更求浮雲榮耀

光政

春郊獨遊

獨步有及簾與瓢 遲々曳杖意飄々 十分春色正如畫 不識尋花渡小橋

梅雨

屋簷滴々黃梅雨 蔓草鎖門獨煮茶 詩句欲探開戶處 樹間忽見大蝦蟆

偶作

浮生五十夢中身 又見長松權爲薪 何屈行々男子志 雖頽四壁不知貧

送某生

蛟龍豈止江海濱 風雲投機變化身 大夫氣節應如此 卜得前途勉學人

碑文

三宅新助碑文

先生諱光廣通稱新助三宅氏木生谷人也有故漂泊于東西三十有餘年遂來住牟禮原邸少學書於限川先生而後開其業四方人人請法者至八百餘人明治四年辛未秋七月九日病沒享年六十有七葬于明源寺法溢釋從信嗚呼悲哉子弟相議而立碑焉卜日敬而祭先生爲人仁恕不謾言隅有言不及也世風誹謗等之事與天巧言令色者太異天壤余所感歎因併識

明治五壬申歲五月三日建



三宅光政碑文

君諱光政三宅氏號如山系出於浮田秀家住播磨赤穂郡鹽屋村王父稱周之助考諱光廣稱新助妣濱田氏後移居有年村教授子弟君少壯喜儒學從桑田善長及岸光輝受業明治七年爲兵庫縣赤穂郡原村時習小學教員後轉同郡八洞小學訓導三十四年一月兼任原尋常小學校校長三十七年三月辭職君爲人温厚敦實夙奉孔孟之教其迪生徒以忠君報國爲主諄訓誨聽者莫不悅服縣廳屢賞其勤勞云四十二年七月十一日病歿距生天保十四年六月十九日六十八歲葬於原村塋域配平氏舉一男三女皆適人男曰秀三嗣現在原小學訓導蓋三世從事於子弟教育云銘曰

赤穂之郡

山水清媚

君也名族

生於其門

夙學儒道

欽慕古賢

處已謹肅

接人藹然

三世司教

化暨鄉隣

風光已美

遺澤永傳

明治四十三年六月

正五位勳五等

土屋

弘

撰

3、時習學校

有年村原にあつた。明治六年三宅光政の創設八年に鐵水小學校と改稱十八年には八洞小學校分校となり、二十年には有年小學校に合併した。教師としては光政之に當り門弟中の最高のもの助教となる盡力者として柏木多之助、沖吉次があつた。原、横尾、牟禮東、檜原部落の子弟約二百名農家の子弟が大部分であつた。教育目標として德育偏重かと思はれる程で人格養成に重心を置いた。初等教育を終つた者が漢學を教はつた。入退は隨時で盆、正月等は休み毎日午前九時より午後三時頃まで課業に従つた。教科書には四書五經、文章軌範、唐宋八大家を用ゐた。不正行爲ある者は破門した賞は別に無し、謝儀は盆、正月等の五節句には御祝儀其の他四季折々に珍らしきものある時、師匠のもとに持参した。参照 正訓堂

4、松泉塾

赤穂町上假屋西之町にあつた。岩村饒作の創立で教師は同人及び岩村幾太郎同定吉で赤穂町を地域とし、安政四年より明治三年に至つた。生徒は三、四十名あつた。教師幾太郎が學校に出た、め衰微に向つた。教科は書方を主とし讀方珠算をも課した。日本外史、十八史略等を用ゐた。謝儀は任意で五節句に行つた。

参考資料 岩村定吉著「日本外史論文」がある。

5、觀音庵寺子屋

船坂村湯ノ脇にあり。菅野瑞堂の創立嘉永七年より明治五年に至る二十年餘地方子弟の教養に當る。瑞堂は禪寺觀音庵の住持、別棟として寺子屋を設けた。厳格な禪僧でしかも温情に富み村民に施與すること厚く教化に力めた。生徒は船坂村一圓及び上郡町山野里に互り約八十名多くは農家の子弟で七、八歳より十七、八歳に及ぶ。教育は個別指導と師弟共働作業を目標とし着實なる農民の養成禪的精神修養にあつた。入退學は隨時、農繁期は休業、師は此の間村民の農耕援助に赴いたといふ。課業は日中門人の登校は隨時、休業日は農繁期の外定めず夜間は一切行はず。教科は讀書習字、珠算で童兒訓、庭訓往來等を用ゐた。束修謝儀の定めなく門人より日常その農作物を心々に持参し或は禪寺の佛事執行の際門人がその心して佛前に金品を奉供する。瑞堂の歿後後繼者なく閉鎖した。今は寺の傍に桑畑として當時の面影を留めてゐる。現在への影響、瑞堂師は村民救助の慈心厚く村祭、正月等の前には自ら障子紙を持参して民家の障子張りに趣き又自ら小さい切燈籠を造つて村内各戸に配給するを例とした。師の恩に感謝して門人が相謀つて墓を境内に建てた。

禪寺のある部落民は日常師の風格に接し其の徳化の今日に及んでゐるためか、勤儉の美風に富み質實な生活を營んで富裕なこと本郡中稀な部落と稱せられてゐる。

6、觀音院寺子屋



船坂村八保字金内にあり。安政年間に創立され明治六年頃まで約二十餘年繼續した。創立者藤本觀治は岡山懸閑谷覺卒業後大和生駒山にて山伏となり、觀音院觀空と改名の上無言の祈禱者として歸省した。當時領主（尼崎松平近江守）は五萬石の祿高であつたが不圖した事から内一萬石を取上げられた。領主及び領民は悲歎はげしく觀音院は無言の祈禱をなし爲に一萬石の祿は元通り返却されたといふ、依つて當時尼崎に於ては觀音院の評判高く其の待遇も厚かつた。其の時有名なる漢學者について専心漢學に精勵して郡内に於ては、その右に出づる者が無い漢學者が歸省したといふので近在の志士は集つて教を請ふやうになり、本寺子屋創立の動機となつたといふ。生徒数は二十三名、金内、高山を主とし一部栗原別名、名村下に及んだ門人中、後に村長となつた人も少くない。最隆盛は元治、慶應で三十名を超過したといふ。明治に至つて高山に儀正學校次で名村岡寺に登高學校が創立され自然衰微した。入退學は自由で概ね三、四年修學すると自由に退學した。年中時機を問はず弟子が來れば教へた。休日としてきまりはなかつた。教科は讀書、習字で教師は論語、孟子、天下無双用文、詩經、國史鑒要、春秋、書經、禮記等、弟子は主として往來文で二、三名は詩經、書經、論語を使用してゐた。賞罰理解力の悪い者は文庫及机を背に負はされた。尙コツプに水を満たし練香に火をつけて之が消えるまで教師の前で立たされた。

## 7、小橋春岱寺子屋

鞍居村野桑にあり、小橋春岱の創立文久元年より明治五年に至る。生徒數隆盛期には三十名で通計六十名位、教育の目標を道德的品性の陶冶に置き讀書力を養成した。本業は醫であつたから入退や課業に關しての規定なく、本人の意志により隨時行つた。使用教科書には國史略、萬國史略、地理提要、日本外史、十八史略、小學大意、詞のやちくさ等、年中行事としては年に三回程調練があつた。束修謝儀としては束修一酒一升に赤飯持參、謝儀一年二回粗品贈呈  
參考資料 碑文（小橋春岱先生石碑々文）

先生姓小橋諱繩字春岱號桑野常以字行播之赤穂郡鞍居村野桑里人父曰堯助母井上氏先生其

二男也以天保四年癸巳一月八日生家世以醫爲業嘉永五年壬子父病歿家兄嗣家先生年甫十四已有修學立身之志然家素赤貧無以可資出至三日月藩寄食千其舅井上見正氏以學千其藩校頃之亦入赤穂藩宿儒神吉先生之門尋從備中森田豐後廣瀨兩先生而學焉皆以爲修醫術之地也終師事備前大醫難波明石萬代等諸先講究其技術得其奧旨學既成後又就林田藩河野鐵兜翁詩學凡其前後儒醫兩學毫無資本或爲學僕或爲食客或爲按摩師以僅自生活然而不敢挫其志既而家兄早世嗣終歸鄉繼箕裘時年猶廿八而已老於醫術乞治者日滿門接其病者尤懇篤不問貴賤貧富不避風雨寒暑孜孜奔走如僮僕之於主翁又其教弟子一視同仁不擇才否長幼不問親疎遠邇懇々誘導如慈母之於赤子及明治中興各村有小學校之設先生首任教員校務盡舉焉而其校中課業時間之外尙朝夕應有志者之求講訓不倦朝則自午前四時始業夕則午後十一時終業如此十有餘年如一日然以醫業教員難兼任終辭其教員然朝夕之講訓依然不休其群弟子受薰陶而立身者或政事或教育或營業弄彬々可觀者不暇屈指蓋先生自貧若立身而其治產不奢不吝能惜寸陰而不徒過重錢財而不濫費一品一物亦不敢暴珍始終貫以一誠此所以天之福於先生也猶有望於將來然而二十七年十月二十六日溘焉長逝悲哉享年六十二

## 8、中野寺子屋

嘉永三年五月の創立明治五年三月廢止、高田村中野にあり平島重兵衛、岩本安助、角石四郎五郎等が教師となり高田村を中心に有年村の一部に及び生徒は創立時代に三十名閉鎖前約六十名であつた。最盛は萬延元年で七十名に達した。區域廣大で分教場の如く教師宅に分れて行つた様である。教育目標は訓育と知育の合一、親に孝行、君に忠、即ち忠孝道に置いた。入退學は自由で讀書算を課した。教科は讀本（イロハ文字）、修身（孝行知諺）、地理（域内代名所領所）、算術（八算）、商業（用投文字）、書方（草紙に讀本文字）、年中行事としては毎月二十五日天神祭りには休業、團體行列太



鼓を打つて村廻りし後に書方清書を提出して展覽會、五節句、各神社毎に芝居を見物等、平島重兵衛氏の石碑々文あるも文字面不明のため参考に供し難い。

## 9、安井塾

安井敏一が創立したもので明治初年まで存続した、安井家は代々土地の庄屋を勤め文筆もよくしたので、地方人の乞を容れて開いたものである。有年村西有年にあつた創立年月は不詳である、敏一は明治十四年五十九歳で歿するまで別に他より教師を迎へず一人で指導の任に當つた普及區域は有年村、船坂村、高田村上郡町で生徒数は判然しないが數百人あつた様である。明治五年學制頒布後衰へ其の後は主として花道、淨瑠璃等の諸藝を教へた。教科は讀書―四書五經の類。習字―人名を習はせた。外に花道、三味線、淨瑠璃、料理等をも教へた。入退は一定せず修業年限は三年位のもの様であつた。年中行事として別になく藝の方面として時々花の會などを催した。賞罰なく謝禮は中元、歳暮に土産を持参した。

参考資料 本塾は一般の塾と稍趣を異にし前記の如く安井敏一が文筆をよくし諸藝に通じてゐた、爲に地方人が乞ふて其の教へを受けたもので讀書、習字はむしろ副次的のものであつた。随つて生徒も相當年輩の者多く先生と呼ばずお師匠さんの尊稱を以て呼ぶ有様であつた。現在安井敏雄氏は敏一の孫である。安井家の祖先は池田侯の藩士岡山縣上道郡より來て今の地に居を定め庄屋を勤め村治に盡す傍諸藝を以て寺子屋を經營し子弟を教育した。特に立花生花造花三味線淨瑠璃料理を傳授し村内は勿論隣村よりも多く通學した。(有年小學校編 郷土調査による)

西有年には現今も花道をたしなむもの多く盛であり淨瑠璃の理解者も多く一般に藝人が多いやうである。

## 10、松目堂

赤穂町新田にあつた。新田、大津部落の子弟を教養したもので創設者は西尾義太郎である。一般の読み書きを目標とし教師が個人指導に當つたが兄弟子(高弟)を助教とした。入學は八歳で修業年限は二、三年であつた。毎日の課業は

五時間で毎月一、六の日を休日とした。教科は讀書、世話千字文、實語教、村名、人名、商賣往來、算術であつた。習字は競書をさせた。罰は文庫の背負ひ、留置き等であつた。

## 11、上土井寺子屋

矢野村上土井にあつた。文久元年前は土地の人、山島榮十郎が師匠となり次で本家の山島久左衛門之に代つた師匠は農閑期、休日夜間等を利用して村の子弟を教授した子弟は二、三十名で出身者には醫師、僧侶、村役人、代書人等がある。入退學には規定なく家庭の都合に任かせた。讀書には平假名、片假名、名頭、郡村名、寺號、國盡し、日用文、商賣往來、農業往來、消息往來、庭訓往來等又孝行知識、實語教、童子教、千字文、御成敗式目、日本外史、國史略、十史略、四書五經、唐詩選、蒙求、女大學其他を用ゐた。謝儀の定なし五節句には餅、素麵、金子一封等隨意であつた門人中より建てた師匠久左衛門の墓標がある。

又

矢野村神西教寺役僧惠教が開いた寺子屋があつたといふ。惠教は九州の武士である。門弟中には前田俊英、前田薫がある。今日の才元小學校は此先生に出づといふ。前田家は實に才元小學校の創始者となる。現神戸市立結核病院長前田五郎博士はこの後である。前田薫の妹、ことちは裁縫教師として子弟の教養に與つた人である。惠教は天保九年十二月九日死去

## 12、網干屋

赤穂町中廣にあつた。創立者八尾治三郎號は篤、頼山陽の友である子孝太郎之を次ぐ。生徒は隆盛時には三百人を數へたといふ。入退學の規定なく寺入には饅頭を配布するものもあつた。讀書―いろは、名頭、屋號、村名、國づくし、數、手紙、商賣往來を用ゐた。年中行事として永應寺に於ける報恩講(十二月)に書競べを行ふ。謝儀は五節句に金子―五匁乃至十匁位に何か添へて持参したやうである。



参考資料 八尾幸太郎不爭と號す。樂人として名高く名人たり、茶も亦甚だ達す。代々樂の家にして近衛秀麿、東儀氏とも相識り甚だ俗を脱す。頼山陽の當地滞在中親交あり勤王の志厚し。家族への遺言は神道奥義と題して尊王の大義を説けり。

13、廣度寺寺子屋

新濱町新濱廣度寺にあつた。元治元年より明治四年まで存続した。廣度寺住職成元の創立で自ら教師として新濱一圓の子弟を教授した。教育目標を日常使用の読み書きの習熟に置いた。寺入りは各自机等を持参した修業年限は定めず各自満足と思ふ時に退學した。課業は月の一日十五日の外は年中殆ど無休に行つた。習字を主として時々漢文、漢詩を教はつた。教科書中、五畿内、商賣往來は現存するも他は不明、謝儀は五節句に金子二匁位を教師に贈つたやうである。

14、觀海亭

那波にあつた。土地の庄屋三木新吾が創設者で和漢の學に通じた人であつた。那波部落一圓の農家の子弟五、六十人が來り學んだ。極めて普通の村名、人名、言語文章の讀方書方を授けた。朝は八時頃より午後四時まで課業に従事した休日は五節句、農繁期とした。教科書としては人名づくし、村名づくし、國名づくし、商賣往來等を用ゐた。東修謝儀は任意で謝儀は多く五節句に行つた。

15、慶雲堂

赤穂町加里屋にあつた。創設者は不詳なるも延享元年(皇紀二四〇四年)頃からあつたやうである。教師は大島年三、教科は讀書算で生徒は五十人位のたやうである。謝儀は五節句に持参した。

16、福島屋

赤穂町加里屋にあつた。慶雲堂が明治三年に閉鎖したが之はその翌年即ち明治四年(皇紀二五三一年)大島萬次郎によつて創立された。それから明治十五年まで存続した。教師は大島萬次郎の外同萬之助、同九郎治の三氏が當つた。普

及地域は赤穂町一圓で生徒は男女合して二百三十人(常には六十人)で教科は商賣往來、寺院名、一般苗字、女大學、手紙文、庭訓往來、實語教、郡村名、御歴代天皇名、算盤等であつた。

第五節 佐用郡寺子屋

一、概況

本郡は西國街道交通路を相當遠ざかれるにも不拘寺子屋教育が盛であつた模様である。開業の古さに於ては隣郡を遙に凌ぎ元祿年間である。即中安村中島の農、長井勘右衛門の經營になる一耍亭(或は竹籠舎、觀水亭とも稱した)は明治五年の學制頒布によつて廢業するまで實に其の間百七十餘年に達してゐる。かく古くより經營されたものは全國より見るもその例多くなからうと思はれる。三日月は佐用全郡教化の大中心で久崎村之に次ぐ。一覽表によると三日月一〇。久崎七。佐用五。幕山、江川各三。平福、徳久、中安、西庄各二。長谷、大廣等各一になつてゐる。

寺子屋表

名稱	學科	所在地	開業	廢業	男女生徒	身分	習字師氏名
算術	算術	大廣村末廣	天保十四年	慶應元年	男三〇 女七	士	後藤
讀書	讀書	舊久保	元治元年	明治五年	男二五 女三	醫	廣瀬
同	同	三日月村下本郷	弘化二年	同	男二五 女五	醫	船引順庵
算術	算術	同 乃井野	天保十年	同	男二二 女六	士	芦田五左エ門
讀書	讀書	同 三日月	嘉永二年	同	男二五 女六	醫	井上玄泰



三木寺子屋	讀書、算術	平福村平福	文久年間	同	女男	一四	農	田住貞綱
讀書	佐用村佐用	萬延元年	明治三年	同	女男	三〇	農	小林重治郎
算術	平福村平福	天保年間	明治五年	同	女男	三七	商	三木重治郎
讀書	佐用村佐用	安政年間	明治二年	同	男	二〇	醫	加藤敬介
讀書	德久村西德久	安政三年	明治五年	同	女男	一八	農	春名甚三郎
讀書	中安村中島	元祿年間	同	同	女男	一五	農	長井勘右エ門
讀書	三日月村乃井野	天保二年	萬延元年	同	女男	四三	士	吉田幸左衛門
算術	同	天保十一年	明治元年	同	女男	一八	士	竹内太郎左エ門
讀書、算術	同	天保五年	慶應二年	同	女男	二〇	士	石原忠右エ門
讀書	中安村多賀	天保十二年	明治初年	同	女男	三五	農	和田治郎太夫
讀書	幕山村福吉	慶應以前	明治五年	同	女男	三二	農	井上柳平
同	久崎村久崎	嘉永元年	元治元年	同	女男	一〇	醫	高見玄碩
算術	西庄村力萬	安政五年	明治元年	同	女男	一五	農	衣笠四郎兵衛
讀書	久崎村福田	弘化四年	慶應元年	同	女男	二五	農	眞野上總
同	佐用村山脇	天保二年	明治五年	同	男	一五	僧	國富頼芳
讀書、算術	久崎村福田	天保年間	明治三年	同	女男	二〇	農	井上喜

佐間屋	讀書	西庄村上月	嘉永三年	明治五年	女男	二五	農	間島幸右エ門
讀書、算術	久崎村福田	安政五年	同	同	女男	一六	農	木南敬春
讀書	同 家内	元治二年	同	同	女男	三〇	僧	清住蓮海
同	同 圓光寺	嘉永二年	慶應二年	同	女男	一〇	醫	佐藤一角
同	同	天保八年	嘉永三年	同	女男	二五	醫	須貝春治
算術	長谷村横坂	安政五年	明治五年	同	女男	二〇	農	矢内平十郎
讀書、算術	三日月村下本郷	弘化元年	同	同	女男	二〇	農	船引新十郎
算術	同 志文	嘉永二年	同	同	女男	二二	農	船引澤右エ門
同	同 眞宗	安政六年	同	同	男	一八	農	鎌田勘右エ門
同	佐用村圓應寺	天保十年	同	同	女男	二〇	農	福地源三郎
算術	佐用村	天保六年	安政元年	同	女男	一九	商	吉岡吉左エ門
同	江川村仁方	文化七年	明治五年	同	女男	二八	農	高橋孝之助
同	同 大畑	嘉永二年	同	同	女男	三八	神官	豐岡馬之丞
讀書、習字	幕山村金屋	不詳	明治六年	同	女男	一五	士	廣岡喜之助
同	江川村仁方	天保年間	明治五年	同	女男	一〇	士	孝橋猪佐久
讀書	幕山村本郷	慶應以前	同	同	女男	一六	士	片岡軍次

二、寺子屋教育の實際



## 1、竹籠舎(觀水軒、一要亭)

中安村中島にあつた。元祿年間長井勘右エ門友治が創立し、明治五年廢止した。中島、徳久附近を區域として生徒は五、六十名、日常必須の知識を授けられた。讀書算を主とし後には女子には生花を加へた入退は自由修業年限不定、課業は晝間行ひ休業日は隨意とした。教科書には四書、古今集あるも他は不明、盆等には子弟相會し踊等に歡を盡した。賞罰なく束修謝儀は隨意正月盆に行つた。子弟より贈られたる碑二基あるも碑文なし。

## 2、芦田五左エ門寺子屋

三日月村乃井野にあつた。芦田五左エ門の創設であるが年月不詳明治五年に廢止、主として乃井野一圓の子弟を教へた。目標は優良なる藩士の養成にあつた。入退學は各自の隨意であるが教育はとても嚴格であつたやうである。課業は午前三時間午後二時間であつた。主として習字修身禮儀作法を教へた。

三日月村乃井野には吉田幸左エ門の寺子屋もあつた、三日月藩士で公務の餘暇を以て子弟の教養に當つたことは前同様である。

又同藩士竹内太郎左エ門の寺子屋もあつた。習字漢籍の素讀、禮儀、作法を作へた。同氏は藩の祐筆であつた。

又石原忠右エ門の寺子屋もあつた専ら實用を主とし習字日用文珠算を教授した。

## 3、三日月寺子屋

三日月村三日月にあつた。創立は不詳明治五年に廢止した。

井上玄泰、醫であつて傍ら子弟の教育に當つた。習字修身、禮儀作法、作文、孝經大學論語孟子等を用ゐた。三日月は又織田正治の寺子屋もあつた専ら實用を目標とし習字、珠算、禮儀、作法、修身等を教へた。同氏は舊家で庭園、建築は古風である舊藩より帶刀を許された。

三日月村には右の外下本郷に船引新十郎の寺子屋があつた氏は庄屋で専ら實用向の習字算盤を教へた。

三日月村志文には船引澤右エ門の寺子屋もあつた同氏は志文村庄屋で習字算盤の實用主義の教育をした。

三日月村眞宗には鎌田勘右エ門の寺子屋があつた。同氏は庄屋であつて習字算盤の教授をしたことは前同様である。

右何れも創立年月不詳で明治五年學制頒布により廢止、束修謝儀は各自任意であつた。

船引順庵の寺子屋 三日月村下本郷にあつた。創立は弘化二年船引順庵で明治五年廢業。同氏は醫師で下本郷と上本郷の子弟に實用主義の教育を施した。入退學は各自の任意であつたが課業はなか／＼嚴格に行つた。大抵午前二時間午後二時間、五節句其の他村休み等には課業は無かつた。教科は日常の禮儀作法孝經、習字作文で習字はいろはに初まり名頭國盡に進んだ。年中行事として五節句、天神祭があつた。天神祭には豫て先生より示された文字を幟に書き之を天神様にあげめい／＼鑑賞するのであつた。束修は各自適宜で謝禮には蔬菜類を贈る位であつた。同氏は醫師として下本郷の相當の家柄であつた。

## 4、佐藤寺子屋

久崎村圓光寺にあつた。文化二年佐藤一角が創立し鐵齋之をつぎ明治五年廢止となつた。生徒は數十名で久崎村一圓を地域とした。農村の子弟で四書、實語教、女大學等を使用した。束修謝儀は五節句に金子(五錢位)或は米、十二月末に金子(八錢位)或は反物を持參した。

## 5、高見寺子屋

久崎村久崎にあつた。嘉永元年の創立で元治元年まで續いた。創立者高見玄積は久崎一圓の子弟に普通の讀み書き算盤を教へた。入退は隨意で修業は三、四年であつた。

## 6、眞野寺子屋

久崎村櫛田にあつた。眞野上總が創立者で弘化四年から慶應元年に至つた久崎村一圓の農家の子弟を教へた。

## 7、井上寺子屋



櫛田には井上喜の創立にかゝるものもあつた。天保年間より明治三年に至つた井上氏の死亡により衰微した修業年限は三四年であつた。

## 8、木南敬治寺子屋

久崎村櫛田にあつた。安政五年木南敬治の創立で明治五年廢止された。生徒は六、七十名總計では二百名に及んだ。自宅の階上、下全部を開放し盛時は九十名もあつた讀書、習字、名頭、國づくし、庭訓往來、四書五經、孝行和贊を授け算盤も課した。木南氏は卑近なる例話に巧で弟子は『今尊徳先生』と呼んだ。

久崎村家内には清住蓮海の創立にかゝる清林寺寺子屋があつた元治二年より明治五年までつゞいた。入退隨意修業年限三、四年

## 9、三木寺子屋

佐用町佐用にあつた。創立年月は不詳明治六年廢止、創立者は三木重治郎で山平、糸谷、大坪、吉福、佐用、長尾、其の他各部落より教を受けるものが多かつた。地方的人物の養成に目標を置いたやうである。入退學は隨意であるが大體七歳に入學して三年後に退學した。休日は別に定めなく任意に出で、學ぶ午前八時より正午までが普通であつた。讀み書き算盤で教科書は別に無く書方は教師自作の手本によつた。謝儀は盆正月二回任意に行つた。

## 10、松本龍庵寺子屋

佐用町には松本龍庵の創立した寺子屋があつた。佐用村一圓に互り生徒二十人程あつた龍庵は醫師で傍ら子弟に十八史略、文章軌範を教へた。創立は寛延二年（皇紀二四〇九）廢止は天保十四年（皇紀二五〇三年）

佐用町山脇に慈山寺寺子屋があつた創立不詳、教師は國富頼芳、三日月、徳久、大廣、中安、佐用、幕山、西庄を區域とした。生徒約三十名

## 11、平福塾

平福町平福にあつた。加茂敬介の創立天保年間より明治五年に至る間平福、延吉部落の子弟を教養した。入退は隨時行はれた。修業年限は三ヶ年を普通としたが五年位のもあつた。課業は毎日午前八時より午後二時頃迄で時間割を定めて行つた。教科は讀書算で別に教科書無く師匠の手本によつた。賞は口にてほめ賞状は別に與へず罰はベケツ（手桶）の水をさゞげ、冬は裸足で運動場に立たせた。束修謝儀の定めなく不明である。教科書中弟子の書寫せしもので現存せるは、いろは假名、片假名、名頭、村盡し、國盡し、商賣往來等。

## 12、平福寺子屋

平福村平福にあつた。田住貞綱の創立であるが年月不詳、平福一圓の子弟七、八十名を教へた。入退も修業年限も自由であつた。課業は毎日八時より午後二時まで、休日は一日十五日村の休み日とした。教科書無く讀書、平假名、片假名、商賣往來等で算盤も教へた。賞には半紙、罰には机を負はせ又は室に留めた。寺入りには赤飯、菓子に謝儀には盆と正月に金一封を持参した。

## 13、作間屋

西庄村上月にあつた間嶋幸右エ門が文久頃に創立し、明治に及んだもので作間屋は家號である。教師は幸右エ門妻ちか女史が學識高かつたので内助の功多く西庄より幕山二村に互り十五、六名の農家の子弟を教養した。教科は讀書算で習字は各人に手本を與へて練習せしめ教師は寺子の手を取つて指導した。素讀はちか女史によつて一人づゝ機の傍まで招いて讀ませ乍ら指導した。修業年限なく入退の規定もなし、村の休日以外は連日課業した。讀書は實語教、四書五經、十八史略、童兒教、習字：村名文、珠算等を使用した。束修謝儀の定なく五節句、祝祭日、村の休日には米、大豆柏餅、焼米等隨意に弟子より持参した間島家の墓地に石碑あるも碑文なし。

## 14、廣岡寺子屋

幕山村金屋にあつた。創立不詳明治六年閉鎖、創立者廣岡喜之助は地方農家の子弟を集め餘暇に漢文素讀、往來物類



及四書五經を教へた。謝儀は節句に重箱、正月及中元に任意に行つた。  
15、孝橋猪佐久寺子屋

江川村仁方にあつた。孝橋猪佐久の創立で天保時代より、明治五年に至つた。生徒は江川郷仁方附近の子弟で十名内外であつた。師匠の宅に集めて讀書習字の稽古をした入學せんとするものは師匠に頼み寺入と稱し大重(赤飯、牡丹餅)酒一升を持參するを常とした。退學は隨意であつた。課業は五節句、氏神祭、其他祝祭日を除く外毎日行つた。教科書は別に用ゐず。いろは、村名、手紙文、百姓往來等を習つた。賞罰の規定なく不行狀の者は机を負ふて立たせた。束修謝儀は半年分二朱(十二匁五分)。十二月分一分(二十五匁)。餅一重、九月祭餅一重、三月雛餅、五月柏餅、七月素麵一〇把等であつた。

### 第六節 宍粟郡寺子屋

#### 一、概況

本郡の寺子屋はその數に於て隣村の半に満たぬ之は遠く交通の幹線を離れたこと、人口の稀薄なこと、以前より文化の低かつたこと等に因るのであらう。教化の中心は今も變らず山崎であつた。寺子屋表を見ると、山崎に三。神戸、萬澤、三河各村に二。西谷、千草、戸原、神野、安師、富栖、染河内各一等である。開業も他の郡に比べて後れてゐる模様で最も古いのが安政年間とあるから假に安政元年として皇紀二五一四年(今より凡八十五年前)で明治五年の廢業となつてゐるから其の間僅かに十九年である。

神戸村には左記の如き寺子屋があつたとの傳説もあるが委細は不明である。曲里：大成庵、須行名：生澤家に、杉田

：秋月氏(勤王の落人といふ)伊和：神福寺に

#### 寺子屋表

名稱	學科	所在地	開業	廢業	男女生徒	身分	習字師氏名
讀書、算術	讀書、算術	山崎村鹿澤	安政年間	明治五年	男三 女二	士	本庄 權平
同	同	西谷村安賀	同	同	男三 女六	醫	稻岡 貞輔
同	同	千草村千草	同	同	男三 女四	農	船曳 榮節
讀書、算術	讀書、算術	戸原村川戸	同	同	男三 女二	醫	福岡 戸平治
同	同	皆木	同	同	男三 女六	醫	伊藤 清兵衛
同	同	山崎町	安政年間	同	男三 女五	農	山田 耕平
同	同	萬澤村上牧谷	同	同	男三 女二	僧	宇野 靈定
讀書	讀書	神野村與位	同	同	男一 女五	僧	與位 與海
讀書、算術	讀書、算術	山崎町	元治以前	同	男二 女三	僧	池田 惠瑞
同	同	三河村上三河	同	同	男二 女五	僧	近藤 教乘
讀書	讀書	安師村安志	同	同	男一 女五	農	尾形 辰五郎
讀書、算術	讀書、算術	三河村下三河	同	同	男二 女六	醫	秋田 賢吉
讀書	讀書	神戸村伊和	同	同	男二 女三	農	土井 冬太郎
讀書、算	讀書、算	同 西安積	不詳	不詳	男三 女〇	僧	普門寺 顯惠
同	同	萬澤村上野	同	同	男三 女〇	神官	立石 善太郎



讀書、算	富柄皆河粉原	不詳	不詳	一四	廣岡新次郎
同	染河内能倉	同	同	二〇	神官 榮原陸典守
同	山崎町鹿澤	明治四年	明治九年	二〇	堀内 越彦

二、宍粟郡寺子屋教育の實際

1、光福寺寺子屋

三河村上三河光福寺にあり、天保元年の創立明治六年廢止、光福寺第八世住職深禮の創設で教師は第九世住職教乘と共に勤めた。生徒は三河村を中心として石井村(佐用郡)に及び約五十名、故人となれる元縣會議員阿曾準一はその出身である。教育の目標を徳育に置き宗教的訓練により完全なる人格養成を念とした。個人指導の方法を取った。入退學の定規なし希望者は年齢を不問修業年限なし。課業は農繁期及農家休日を除き日出時より日没迄、教科書として孝行和贊、實語經、商賣往來、農家往來、大學、中庸論語、賞としては筆墨の類、罰は訓誡、年中行事として報恩講(眞宗開祖親鸞上人の恩を讃仰する會)。

2、土居冬太郎寺子屋

神戸村伊和にあり、男子寮は一棟十四疊敷、女子は母屋中の料理の間を使用した。安政三年頃の創立で明治五年に至った。創立者は土居冬太郎で教師も同一、生徒は神戸村伊和、安黒、須行名、市場、神野、母栖、與位、勢野等より男子十五、六名女子七、八名、教科書として現存せるものは、寺子教訓書寺子式目全、女大學、飾西郡、宍粟郡、揖東郡村名書、民家分量記五卷、孝行和贊、實語教童子訓、女家訓上中下、教訓世諦鑑、諸式往來、百姓往來、消息往來、せめては草勸考篇(唐王中書書)花月文章、四書、五經、珠算、女子裁縫等門弟中各字に於て戸長を勤める者多し。

3、普門寺寺子屋

神戸村西安積にあり。

創立 不詳

廢止 不詳

教師 住職、天保の頃、顯惠法印、慶應—明治、藤岡惠秀師

生徒 神戸村杉田、西安積、閏賀

學科 讀、書、算

書方に水盤といふものを使用した由。

4、與位寺子屋

神野村與位にあつた。創立廢止共に不詳なるも設立者は與位與海師である。與位一圓の子弟を僧の餘暇を以て教へた生徒約二十名。與海師が當地を去るに及んで衰微した。

5、住屋寺子屋

安師村安志にあつた。創立年月不詳なるも明治五年まであつた。創立者は尾形辰五郎で安志村内の子弟二十人内外に書道を教へた。入退は隨意で修業年限は普通三、四年であつた。休日として盆正月等五節を除き毎日課業に従事した。いろは、名頭、苗字等の書道及淨瑠璃をよくし之が教授をなした。謝儀は正月盆節句等各自任意であつた。

参考資料 「尾形先生之碑」と題する石碑がある。

6、上ノ村寺子屋

萬澤村上ノ村にあつた。創立廢止共に不詳なるも設立者は神官立石善太郎である生徒は約二、三十名、日常必須なる讀書算を教へた。入退は隨意、入門には赤飯持參師匠に上る。教科は讀書—國づくし、名づくし、商賣往來、習字—かな珠算等であつた。謝儀は任意であつたが多くは五節句に御祝儀を持參した。



## 7、皆河粉原寺子屋

富栖村皆河粉原にあつた。創立廢止共に不詳なるも教師は廣岡新次郎、板倉正吾、廣本又左エ門等であつて、部落の子弟十三、四人の教授をした。名頭、村名、商賣往來、實語教、童子教、珠算等を課した。賞は口詞に止め罰は机背ひ晩止を行つた。謝禮は盆、正月に進物平常は珍らしい物があつた時持参した。

## 8、能倉寺子屋

染河村能倉にあつた創立廢止の年月は共に不詳、創立者は神官柴原陸奥守で能倉一圓の子弟二十人内外を教授した。年齢は九歳位より十四、五歳まで課業は毎日午前九時頃から午後四時頃まで一年春秋二季に行つた。讀書―山崎往來、大和往來、商賣往來、習字―いろは、名頭、國盡し、往來類、證書類、珠算―志望者に限つた。寺入りには一定の禮儀あり束修及び赤飯を持参し師匠、兄弟子、近家に配つた。謝儀は五節句、祭禮に師匠を訪問して物を贈つた。

## 9、思齊小學校

山崎町鹿澤にあつた明治四年創立九年廢止

教師 堀内張彦(戸長) 松平正路

生徒 舊藩士の子 二十餘人

明治九年一月篠陽小學校設立と共に廢校

## 第四編 但馬國

## 第一章 概 説

江戸時代以前の教育は逸としてこれを知るに難けれども、大寶令の學制には都に大學、諸國には國學があり、平安時代には更に貴族は一族一門の教養のために私子校を置いた。併し但馬に置かれた國學が如何なるものであつたか全く明かでない。加ふるに城崎郡國府村市場に於ける國府の遺蹟も不明で、今ではたゞ僅かにその地方や、國府に關係ある周辺の遺蹟に依つてその位置を知るに過ぎない。この國學も貴族の衰微、武士の勃興と共に、いつしか衰へて、僅かに僧侶が少數好學の子弟を集めて讀み書きの手ほどきを授ける程度に過ぎなかつた。中でも城崎郡日高町國保にあつた國分僧寺や其他の寺院は但馬教化の中心となつたことが想像される。

然るに江戸時代は封建制度が完成して地方行政が整備し、朝廷の御好學、家康及び歴代將軍の文教獎勵、庶民勢力の擡頭等があり、學問教育は俄に興隆して各地の諸侯もこれに倣ひ藩士の子弟教養のために藩學、庶民教育のため郷學を設け或は寺子屋の設置を獎勵し、學者は私塾、心學會を興し、從來餘り顧みられなかつた庶民教育も全國津々浦々に普及するに至つたのである。

併し幕府の學校教育の興つた五代將軍綱吉を中心とする徳川前半期に於ける我が但馬の教育機關に就きては、何等傳ふるものなく全く不振の域にあつたが、後半期に入ると共に八代將軍吉宗、十一代將軍家齊の時老中松平定信、天保年間水野忠邦等の獎學が、學問、教育に與へた影響は頗る大きく俄かに活況を呈するに至つた。



安永、天保年間、藩學には出石に弘道館、邨岡に明倫館、豊岡に稽古堂が興り夫々地方教化の中心となり、中でも但馬文化發祥の傳統を持つ出石には藩學を中心に、郷學、私塾も相續いて興り、殊に出石藩の儒官井上靜軒の門下よりは、幕末勤皇の士田中河内介を出した。私塾青谿書院は儒者池田草庵の徳化教育と人材の輩出とを以て名があり、共に但馬教學の誇りである。かくて各藩主の奨學と但馬人士の好學と、往古より但馬の湯として知られた城崎温泉の存在は文人學者墨客を招致して間接に但馬教學に刺戟を與へ、教育事業は日を逐うて盛觀を呈し、心學舍も興り寺子屋の設置も次第にその數を増し天保から弘化への黄金時代を現出することゝなつたのである。

各教育機關の組織内容については、各章で詳述する心算であるが、一般にその教育主義は、家康が佛教より寧ろ儒教の精神を以て世道人心を教化する主義をとつた爲に、儒教的色彩が濃厚で教科も儒學中心に傾いてゐるが、但馬各藩學の指導精神が時代の移推と共に、餘程皇國的色彩を帯びてゐることは留意すべきである。

## 第二章 藩 學

### 第一節 出石藩弘道館

#### 一、出石藩の沿革

出石藩主仙石政明は、寶永三年信濃國上田より移封されて、出石藩五萬八千石を領有した。これより子孫相續いでその藩主となり、第七代久利（藩治の期間、文政七年より明治二年まで、約四十四年餘）の時その祿高は三萬石に減ぜられ明治四年廢藩となつた。



（藏校學民國道弘）額 扁 館 道 弘



## 二、弘道館の創立

弘道館は安永四年藩主仙石政辰（第三代）の開いたもので、當時は特別の名もなくたゞ學問所と呼び、東門（二丸の東）外の家中屋敷及びこれに續いた伊木町屋敷が、その假校舎となつた。その後天明二年二月藩主久行（第四代）の時地坪六百一坪建坪二百四十一坪二合五勺の校舎をこゝに新築し弘道館と稱し、藩主親ら三字を書いて館中に掲げ、同年三月京都から伊東仁齋の末子蘭嶋の息東所を招いて講義を依頼し、學制も次第に整つて來た。弘道館と呼ぶ藩學は他藩にもあるが、中でも出石藩のものが最も古く、徳川齊昭の開いた水戸藩の弘道館に先だつこと實に六十三年である。

## 三、教育の目的及學風

その教育の目的は専ら藩士を教育して、文武兩道の圓滿な發達を期し、文武兩科を置き實際的に有能な人材を養成して、治國安民に資せしめるにあつた。

學科中特に儒學を重んじて、建學當時の儒官櫻井良翰（舟山と號す）が伊東蘭嶋につき、その嗣子儒官櫻井篤忠（東亭と號す）は伊東東所に古義之學を受け、殊に天明二年その學館新に竣るに及んで、その師東所を招いて開講式を行うてより、専ら仁齋派の古學に準據するをその學風とした。しかし時勢の進運と共に藩士教育の目的も更に止揚されて皇道の輔翼となり従來の儒學偏修も皇・漢・洋の兼修となり、その學風も廣く他の學風を採用して、その教育の完璧を期したやうである。

次の文獻は、その指導精神が那邊にあつたかを知るに貴重な資料である。

安永四年八月學校建設の事を布告す

御代々の思召に付今般學問所御建立可被遊追て御再建可有之に付先づ當分東御門外御家中屋敷並右に續く伊木屋敷



御取繕被仰付御家中一同文武可相勵旨被仰出候事

寛政四年三月弘道館へ諭達す

御先々代安永四年乙未秋學館御建立の儀古は風俗淳素に人心誠實にして賢哲の教訓を守り天命を畏れ神祇を敬ひ父母に孝順にして忠誠を尊び自ら聖賢の教に符合し修身齊家治國の事に於て聊凝滞せず行に悔ひ愧る所も寡く富貴を羨み貧賤を惡む心あらず各其分を安んじ終身道を樂みて衛生其中に備はり命數を全くたもつ人も多く中古以來漸々衰ふると雖も先年迄は其流風遺俗猶存する故に當時若年の書籍を讀み人に優れるも是あり候然る處世上の風俗年々に移り易り幼きより嗜慾の心専ら仁道を守るの志薄く然れども父母の側にある時は壽をたもつのを始め惣じての所行迄先は其教訓に違はざれども成長に従ひ夫々の勤に應じ二親の側を離るゝとも人道の大綱なれば貴賤となく父母を厚く思ひ慕ひ候より在世中は其教訓に従ひ没後には遺訓を守り志を繼行ふものなり然れども道を學びても自得にあらざれば人心の私に掉はれて終には其所にも違ひ天道に背き災害にかゝる人となり果候も恐敷事故厚き思召を以て一統學問可相勵旨被仰出候

御先代其御遺意被爲繼天明二年壬寅春學館御再興被仰付弘道館と被號此館名には深き思召を以て其額御筆に被遊御在世中度々學館へ被爲入一統子弟教育の義厚き御取計とも愷悌の君子は民の父母子を養ふて教へざるは父の過なる事を深く思召こまれ候義恐多有がたき事に候右候へば訓導嚴ならざるは師の怠り學問なることなきは子の罪なれば教授の面々受教受讀の輩共に一統其御額を拜するたびに御徳を感仰奉り人能道を弘む道人を弘むるにあらざる御主意の所勘辨の修行肝要に可有之候

御當代に至り其御志を被爲繼追々の御舍を以て猶又厚き思召の義とも然る處最初學館御建立の節より當時に至るまで其御主意の所を今以一統得道いたさず候哉拔群出精致し學術を以御用に相立度心掛候人別も多からず尤中古保平の亂れより風俗頹靡四海穢かならず學校の教荒廢し元和の御治世より漸々往古に復するといへども邊陲幽僻の地は

其餘風残り學問の尊き事をも得道致さず當所の義も近年迄は其命令も厚からざるに因て學問勉勵の人多からず適々學に志す人あるも氣質の偏なるか又は出世の名利に志し候修行ゆへ學力あるも大方は驕慢にして禮讓薄く實學の所に至らず聖賢の道に違ひ先年學館御建立以來其令屢下るといへども其始教化一定ならざる義に付旁以先一統に四書は古義五經は新註古註に等しく勝手に可用旨被仰出候處追々學問高尚になり新註は其旨義商古ならざる様に申唱へ古註を専らに取用ひ其實意詮議の所疎に相成候義不憤不悛不發なれば講官助教の輩も心中の所心外に難及教諭義とも經典の義は上王侯より下士庶人に至る迄一句として龜鑑とならざるはなく歴史諸子の義も悉く事々の規則とならざるはなし然れども唐土我朝其風土も違ひ封建郡縣其制度も變り古今其時勢も異にして國々の習ひ家々の法式又王侯大夫庶人の品等もあれば經典の訓言も委敷其所に適當して是を教諭肝要の事歴史諸子猶更の義古へ程子於宮中講筵の節雍也の篇一筆の食一瓢の飲の章に至り庶人に於てはかくのごとく陛下に於て其樂みかくのごとくと説たまふにて教諭の深切なるも顯はれ候然る故修身齊家治國の事に於て日々の有用たるに先は其事實に適當なさしめる教諭稀に文義を授るのみ故に惟書籍讀と申にて自獨の習ひとなり其知る所も半ば生質の助となり所行修行の益も多からず學問浮華に流れ古人の深意を失ひ博雜或は偏頗の見識を以て學び方の風教を破り孝悌忠信の道を説くといへども心に守る事厚からず又學問なき人々にては學者の博物なる故風規を亂る様に心得彌經學の信仰薄く殊に我朝は神國の事神道を守り候得ば事濟候様に覺へ候敷又武備を以て政事を執行ふ事なれば強て唐土の書籍を學ぶにも及ばざる様に心得違ひ候より畢竟止事を得ず講席に侍り子弟をも學問爲仕候趣ゆへ常々修行の面々惟學館に入る名のみにして實學の輩多からざるは全く厚き御主意の所相辨へざる故に候舊冬弘道館改革の節其命令にも孝悌忠信を本とし實學に修行讀書は四書五經專一に古註新註勝手に相用ひ歴史諸子百家の書は其人々の力に應じ講官助教相談の上取扱ひ申べき旨被仰出候勿論神道并武備の原本は學問に有事なれば此道を信仰の面々は學問勉勵肝要の義其學ぶ所の有用とならざるは先入違て實學ならざると又學ぶ所の足らざるなれば向後は一統風規温厚篤實に古義の意にも違



はずして勤學格別に勉勵致し父は教へざるの過なく師は訓導嚴ならざるの懈りなく子は學問なることなきの罪なく共に弘道學名の御主意に叶ふべき所の修行肝要に被思召候事但學問の大義に通ずる面々は此命令にも及ばず其次はこれに因て發明あるべきなれども心焉にあらざれば視て見へず聽て聞へず食て其味を知らざるなれば幼弱の輩等は此深意をも容易には得道これある間敷に付本文の趣意別紙に記す所熟得肝要に候

同年同月重て弘道館に諭す

神明は唐土にても尊び敬ふ事限りなし左傳に神は聰明正直にして壹なるものなり誠あれば感じ感ずれば應ず誠なければ感ぜず感ぜねば應ぜず應ずれば忽ちあり應ぜねばをのづからなし心に邪なく誠なれば祖明來格する事清く澄める水には其まゝ月のうつりたがひに光りをますが如し一毫も私慾のさわりなければ自から天地の神明と同氣相感ぜん其神道といふは易簡を尙び大古淳素の風を守る名づけて正直と云ふ其正直を身に行ひ得んと思はゞ先我が天よりうけ得たる親に孝君に忠の性の徳をいつはりなく生れ得たるまゝに行ふを神明正直の徳にかなふ人といはんか其神明正直の徳を尊き事と辨へ候あきらか成心こそ惺惺濃峯の神勅のごとし人々我心に神のやどり玉ふしるしならんされば天より受得たる性の徳正直にゆがみいつわりなき様に心懸候事に候もしそれを心得違ひ只神道こそ尊し此道の外は何程尊くありがたき事ありとも見まじきくまじなど存込候より眼前厚き君の徳親の恩をも見まよひ辨へざる様にも成行候ば畢竟誠のとゞかざる神道の學方ならん誠とゞかざる時は何を以て神祇に事へ奉らん眼前君父の恩徳を報奉る事をさへ迷ひあやまり候誠のとゞかざる心ならば何んぞ鬼神感格ありて福祥をあたへたまふ事やあるべき先眼前の君父に能事へ奉るを知らば鬼神感應福祥を得るためし諸書にも見へたり未能事人焉能事鬼の語能々勘考有て我朝大切成神道鬼神感應ある様に學びたき事に候

造次顛沛の間も忠孝誠敬の徳に達す方寸曇なくして神のやどり座ます時は諸の災害至る事なく然らざる時は千年萬年積年の修業も事に臨てたのむに足らず凶福恐るべき事は貴賤とも知らざる人もなく野民山賤に至るまで朝暮の神

拜汚穢不淨を秋ふにも耳に聞目に見身に觸る事は外より來る穢にて心に請ざるものなれば清淨なる事六根の秋のごとし唯穢の第一は邪思妄念惣て私意を達せんと欲して正道を顧ざる心なり又様々の邪説を信じ愚痴に迷ひ邪神を祈り邪法に入る事神道に於て甚忌所なれば速に此曇りを去りて方寸の明鏡神明の一體なる様になりしかし此の迷ひには至らずといふとも鬼神を尊ぶの道鬼神を畏敬するにある事を辨へず惟私の事をいひのるまでに神祠に馴眠くる多く神明正直の道に恐懼をなし夙夜の心行を謹人稀なり伊勢の兩宮は善盡し美盡すにも餘りある事なれども宮殿の造營享膳の供御易簡質素なる事鎮座以來今に替る事なし神代には未唐土の道傳らざれども四海を安んずる道は一なれば自然と唐虞の土階三等茅茨剪ざるの制にも異らず神明の徳は後世の御戒なるべければ爰に感興ありて明德を明にせんと志す上にも各其分に從ひ聊も奢侈の心なき様にありたし奢侈の心あらば神明の詞を蒙る所を恐れつゝし易簡質素を尊び治國安民の道を要として誠を盡し候事也大なる車肥たる馬金玉のかざりも心あらん人はうたてをろかなりとぞ見るべき世の人の人の心の怠りを神代のまゝになすよしの所を常に主となさば職務の用度を缺或は義を失ひ利を求め鄙吝の心生する事もなく國を亂し家を失ふ禍はいふに及ばず其國其家萬歳替る事もある間敷に世の常此神明の畏るべき所を疎かにして自から人面に違ふ事ども多し大小の國々又士庶人に至るまで其徳義を行ふにひては福祥の疑ひなき事顯然なり殊に政務に預る人は萬民の安危に懸る事なれば政に奢侈の貌なきは勿論の事日々國用を省く事を議せずして古への法に叶はざる時は凶年には民離散し年ある時も財用不足して君子人を養ふ所の者を以て人を害するに至らん甚敷は歳を罪し世を恨み終に天罰を請る人となりはてん事世々のかゞみあれども己が私嗜に拵はれて我もしらず自然に道に違ふ事壹歩誤り千里に至るなれば經典を熟讀する積年の修行を以て私嗜を忘れ道を自得せずんば神明の徳に叶難かるべし

和漢は本朝の傳記吾家の家法守るがごとし歌道は我朝のならばし總じて和歌に感應の益ありて三十一文字に人の情性をいひ出て勸善懲惡の戒め人情を知るの要道たらん然れども神明の徳に背ける誠なき學び方ならば鬼神の感應も



有間敷和學も事をしるのみに和歌も物知り顔の一具となるまでにて修身齊家治國人情を知るの益もこれある間敷候  
武は文の中文は武の中にあり文武兼備せざれば治國安民の用をなさず文事あるものは必武備あり武備あるものは必  
文事あり文武は兩翼兩輪のごとし寛猛缺て叶はざるの儀されば徳以て教服し猛以てしめさねば政令も届きがたし然  
れども寛仁は王者の徳にして是に優る事なしといへども世の風俗衰ふる時は上を恐れずして様々の私情を起し命令  
に戻り君子を侮る事あれば止事を得ずして猛にあらざれば時弊を救ひ正す事あたはず是に因て左傳にも政は猛にし  
くはなし是武の徳なり又武はもと身を衛り國をたもつての要道普天の下餘多の國々各武を尊ばざるはなし然し是を翫  
は悪し司馬法に國大なりといへども戰を忘るれば必危し天下既に平ぎ春蒐秋獮振旅治兵も治を未亂に制し邦を未危  
にたもつの一政事其上武は暴を禁じ兵を戢め大を保ち功を定め民を安んじ衆を和し財をゆたかにするものにて即武  
の七徳なり三略六韜を始七書の義是を祖とせり又世々の治亂盛衰成敗得失機何によるといふ事を明らめざれば民を  
救ふ事能はざるべし中古戰國干戈の世其事術數權謀に極りけれども武徳盡る時は湯池鐵城も即時に敗亡する事屢々  
なり然る時は其勇其術も何の詮かある武徳を心得違ざる稽古肝要也武の七徳だに篤く心得あらば上大將より下歩卒  
まで戰場にてむざと矢石にもあたらざるべし又武徳を以て逆徒を平治する大將は文其中に備はる故に功成て永く其  
國を保つ干戈を専らにして土地を貪る大將は功を遂るといへども永く其地を保つ事あたはず城廓兵甲は國を保つ  
要具にして缺いて叶はざるものなれども城廓完からず兵甲多からざるは國の災ならず上禮なく下學なき時は賊民興  
りて國危き事手近き今川狀にも文道を知らずして武道終に勝利なき事を教へたり治亂世々となりといへども古より  
和漢ともに干戈の内より此戒めあれば文と武と離れざる事顯然なり是を譬ふるに孝にして忠なきは孝にあらず忠に  
して孝なきは忠にあらず忠孝の道二つならず又孝子は忠臣の門に撰ひ忠臣は孝子の門に撰ふがごとく文武の道も此  
所なるべければ其本原學問の修行にあるべきこと發明肝要に候  
人各徳を全ふするの事其本原學問にあることをしらざる人もあらざれども大道を辨へざるより諸事諸技自から尊ぶ

所を一筋に信するの厚きに過て修身齊家治國の助となる事技藝の端にも全く備るやうに語り傳ふるを外に道とて學  
ぶには及ばざる義と心得學問命令の趣を今以得道いたさざる趣尤各其尊ぶ處の事を終身格別に勉勵致し積年の功を  
以て事の端より修身齊家治國の義を知り得るにも至るべけれ共容易の修行にては至る間敷たとひ至るといふとも元  
と規矩準繩を用ひざるゆへ屢々事を過ち功は却て其勞する所の半なるべし最初より其本原にもとづき修行をなすに  
於ては上工の規矩準繩を以て方圓平直をなすごとし勞は半にして功はかならず倍するなるべし易に古の聰明叡智神  
武にして殺さざるものは仁且勇なるにあらざるかと然れば神武に志ある面々は其本原を發明するの修行肝要たるべ  
く候

王代皇都には勸學學館淳和辨學弘文五院の學校ありて諸博士を置國々には國學を設て都鄙共に教化薄からず尤我朝  
のみに限らず餘多の國々各皆教學を離れて政化の行届候方はある間敷候

學問は天の人に命じ玉ふ性の徳を知り人道を辨へる事なれば其人道を明らめ天の命せらるゝ所に背かざるこそ彼神  
明の徳たる正直誠敬を基とし忠孝を勵み行ふにありて學ぶ所の經典皆其義なり然れば經典は我好忠孝の定規目當と  
いふものなり忠敬は君に事ふるの道にして政務に預るを要とす故に忠孝の事跡諸歴史並政要の書に顯然として審  
り人皆言語動作進退周旋の度に至る迄禮義正敷日用の行ひ朋友相互に研究し父母の心耻ち煩ふ事なき時は必其命數  
を全ふして終らん父母没後には其志を繼ぎ遺訓を守り在がごとくにして怠らざる時は神靈是を安んずべし普代祿を  
世々にし胎内より國恩を受ける人々父母先祖いづれか君を崇ひ民を利し國に忠あるの志なきものあらんされば子とし  
て國に忠勤なき時は日々に三牲の養をなすといふとも父母先祖何を以て其子を孝ありとせん扱君に事へ奉るも天下  
に忠ある政道にあらずんば其國に功ありといふも君何を以て其臣を忠ありとせん然れば忠なれば心孝孝ならば忠は  
いたし盡さるべく候然るに其道を學ばざれば孝を盡さんと欲して其力を竭す所も劫て行届かざる事のみになり忠を  
盡さんと欲して其身を致所も君の御爲ならざる行違ひの事に成行事多し心には誰々も行届ざる行ひせんと思ふ人は



なく謹厚者たりとも學ばざる人のならひには心に規定となるものなきゆへに私情いつとなく長じ或は名利に傾き甚しふしては君臣の義を失ひ父子の親を失ひ夫婦別を失ひ長幼序を失ひ朋友信を失ひ終には神明の正直誠敬の徳に背き我身はいふに及ばず國家の殃ひにも及ばん故に身の禍福家の盛衰も學ぶ中にありて文武の本来も此處に極るべければ貴賤智愚となく一統學べき事なり但俊智の人は學ばざれども自然に才徳備はり其所行規矩準繩に違はずして神明の徳に叶ひたる故學ぶに隨ひ實に聖賢の場にも及ぶべきや才智をとりたる人は學びても才徳備はらざる様に見ゆれども惟狂も思は則聖と作るにて勤學格別に勉強ありて多く前言往行を識て其徳を蓄へば俊智の人に劣れる事もある間敷學び得て後も其徳成熟するに至ては同じ事なり惟中智の人は學び方よしあしによりて賢とも不賢ともなり身の存亡家の盛衰國の興廢となりゆくなれば中智以下は尙更學問肝要に可有之候

和漢とも古より貧賤にて學ばざるものなく富貴にして學ぶにもあらず貧賤なる人は幼なきより驕泰の心なきより諸事の修行却て人に優れる事多し富貴の人は驕泰の心より己を高尙にして下問を耻るゆへ學問筋の義は尙更其他の義とも成就する事稀なり兎角學は誠意の淺深にありて貧富の際には優劣も有間敷なれば此所の心得修行の肝要たるべく候

經典を熟讀するの後其道を日用に立んと欲する時は日々に三省を不忘して誠敬を盡す積年の修行を以て其道も心の儘に行はるべし總じて修業筋は諸の技藝たりとも皆此所にあるべく候世の常其藝術には此理を知るといへども大切なる一身の修行に至りては過半其心得なくして學び方方略なるこそ指の信ざるは秦楚の道を遠しとせず其樂を求むるなれども心の正しからざるは悪む事知らざるごとくなるべし然れども學ぶ所の道を盡し其身に行ふ事は容易になり難きなれども誠を以て勤る時は届かざることあるまじ何事も功の見ゆる迄は色々人の誹謗を受る事多し去ながら我に誠あれば外の誹謗は防ぐに足らず傳曰川澤汚山藪藏疾瘴匿我國君舍垢天之道也と況人臣何ぞ事毎に意に叶ふことあらん天を怨み世を怨み人を咎る事なく己に反求の徳厚き時は學術の風格も美敷衆の望も厚かるべし其上に

ても徳義其忠功に當り賞報昇進あるは忠臣志士の譽ならん凡撰擧の道は經學に達せる人は國政に預る官に昇り武事に達せる人武備に預る官に撰擧るべきはづなり然し才徳備はりて忠誠有人又大功ある人の衆に先達て昇進恩賞速なるべきに衆に後れて遲滯あるは政事堂に於ては人を知るの届かざるにて天に對して恐るべき事なりされども受べき賞賜に漏後れたりとも徳義に思ひ深き時は其功に仗らず愈ます其徳を勤る事厚ければ却て衆の尊敬も薄からず即君子の願ふ陰徳といふものにて必陽報至り來り年曆をふるに從ひて其餘慶増しまし子孫の福ひ限なしれば忠孝の徳義を以て得たる福を子孫に遺すものは昌へ術知を以て得たる富貴を子孫に遺すもの其徳永からず扱財貨を積書籍を積て子孫に遺すとも是を守り讀まざれば父祖の志も立ず高位高祿を子孫に遺すとも是を繼保たらざれば先人の功を失ふなり人惟徳を冥々の中に積て子孫長久の福を致す事古へ賢哲のなせる所諸書に見へたり然るに其積徳なふして昇進恩賞の速なるを望は自から其功徳を顯すといふものにて志ある人にては深く耻べき事也都て衆に優れる官功積のよしあしに拘はらざる事なるを世の常己を顧る事厚からずして衆を凌ても一己の昇進恩賞の速なる事を悦び遲滯するをば衆への面目なき様に心得るも畢竟敬誠禮讓の道を尊ぶの心の厚からずして積年の辛苦にて漸く積し善事をも一時に失ふに至らんこそ心得べき事に候

學力徳行兼備るこそ君子の人にて學問修業の驗ならん格別に徳行ある人も學材なきものあり又才學勝れたる人の徳行薄き事あるは畢竟學び方宜しからざるゆへなり學び方宜しきならば學問の修行により人々必一徳を成就せざる事なく志量大なるものは身命を委て議を建て策を決し弊を改め闕たるを補ひ廢たるを興し絶たるを繼國を經し民を濟ひ志業成就の日は君を崇ひ父母を顯はし功徳の大なる處大義の存する處凡人の及ぶべからざる勳しを立つる人は小勤に行は常人程には行届兼候様に相見へ候ものに候才量學徳格別になき人は平生の言行謹慎篤實に細微の事迄も厚く勉勵致すべき事第一の義若し此所に闕る事あるに於ては學問の詮もなきに心づかず只我こそ博識多聞の學者と心得言行の闕る所をば不顧剩へ適々才徳ある人の事行其心に叶はざる事ある時は其學問までをも誹謗致の類聖經賢傳



の旨篤と熱せざる故なり學問筋の義に付ても國家の御爲にもなるべき義と心づき候程の義は其事の本末終始先後の義をも厚考合の上委敷存念申達もあるに於ては其筋評議もあるべき處其義もなくして徒に誹謗致し候類父母の邦をもよそ目に存候薄き存念上を大切存込候敬心を取失ひ候より左様に成行候禮に其邦に居て其不謗所有に又嫉賢害能は猶人の大罪なるが學者の深く慎むべき所にして修行の肝要たるべく候

國政に預るは天工人是に代り勤るの義なれば大切なる第一は陰陽の變理風俗の教化尤此所は三公六卿の職にありと雖ども一國にても政務を預る時は天下宰相たると其意は異なるべからず國正しければ天心順ひ官清ければ民自から安きなれば國人の安危死生に掛る本原にして其職掌に旦夕誠を盡すべき事なり然る上にて安からざる心あるべし近く人身の疾を醫するに譬ふるに治を未亂に制し邦を未危に保つての如く良醫能く古へを學び心力を盡し藥石を施し其疾を深からしめざるも思を盡し誠を積候より必其驗も見へ候されば人身を療するは一國を治するが如し故に疾ひを療する人も又療せらるる人も其誠敬を盡し思を致さずば秘術を盡し名方を用ゆると云ふとも其疾癒ることなかるべし譬へば醫たるもの幼少より其道を厚く學び成長の後其術に夙夜心力を盡す事誰々も心得候事なれども學び方の宜しからざるや誠の届かざるや醫療の誤間々あるを以て此事を聞に於ては仁術と唱ふる名實の違がへる處を耻恐るゝに餘りありて寢食をも安んぜざる義然れば往々國政に可預職掌に至る面々は萬民を療する事なれば學び方宜しからず誠届かざれば必誤治出くる事なり政の誤治有時は其毒に當る人一人ならず其上我が誤候政は君の誤と成行候事恐敷事に候故士たるもの修行の道肝要にこれあるべき義名弓名馬ありと雖ども其術を學ばざれば其用をなす事あたはず此事は普く知らざる人もなきに萬物の靈たる人身の用をなすべき第一の心の修行を疎にして他事に専ら日を送り其上官に昇るの後其志を達する大業の終らざる處には恐懼をもなさず惟身の富貴安逸を欲するは既に人爵を得て其天爵を棄るなるべく候

幼弱の面々は當今眼前の利害にも勘辨なく須叟の間も童の遊び事心の主となりて師父の教諭は恐るゝまでなれば學問等の義は其命令の嚴なる所を以て素讀復讀の勉勵肝要の義四書五經孝經等は誦る程にもあらざれば解し方を習ひ得る事も速かならず即讀書百篇義自ら通ずるとあり然るに讀書の足らざるより義に通ずる事も遅く自然と怠慢の心も生じ廢する事あり假令明發にして幼より義理に通ずる輩たりとも幼弱の節夙夜數篇の讀誦積累にあらざれば中年の後老後に至るまで大底に通達すること能ひ難し然る時は博物多識といふとも事に臨て獨り用ひをなす事自在ならず口惜しき事なり幼なき時は勿論の事志學の齡ひより弱冠の内外音聲の變る前後は尙更以て旦暮聲を高く朗讀する事先衛生の一事たり然れども他事に音聲を發するはたゞ其事の益のみなれども經書の讀誦これある時は必其業に熟し其德薄からざる所樂の鬼神を感ぜしめ人情を和し邪惡を拂ふにも優るべし心に誠に是を思へば中らずといふとも遠からずなれば兎角日々に聖訓賢教を誦し覺へさせ候得ば頓て志も立候に隨ひ心に覺へ候道義目當となり父母への孝行も立べく候然れば夙夜讀書の勉勵修行の肝要にこれあるべく候

弱冠にも及ぶ面々は幼弱の輩と違ひ書籍の面も程々道理義理も分ち未だ實の見識には至らずとも道を信じ候誠敬を以て學ぶ時は即道は須叟も離るべからず離るべきは道にあらざる所を勘考し世々の制度治亂盛衰の趣古人の言行善惡の機見ゆるまゝに皆古を鏡とし今を知る事なれば修身齊家治國の事吉凶昌亡眼前にありて暗夜に燈を得る如く道明らかに智開け名教の中自から樂地あるの事知らん斯の如くなれば君子は道を得る事を樂しみ小人は其業を樂しむなれば志ある人々は是に優る樂みも是れある間敷然る上は却て壯年の輩と違ひ世事に念慮なく文武の修行一筋の志を以て其勇にすはり勤學すべきなれば命令の淺深には拘はらず勉勵致すべきなり若し又其義の見へざるは志の厚からざるや學問の大義を自得せざるや心を付くべき也凡其見識發明なくして追々政務の官に昇る時は天職に違ひ神明の徳に叶はざる事ども多し此所の心得肝要たるべく候

何事も古へを信する事の厚からざれば成がたし別て學問は道德仁義の事經典講筵の席侍座の面々何れも感涙に及ぶ程にありたし去れば古人の所行我が不及處は憤りを起し其人に及ん事を願ふは古へを信するより也今世學問を誹謗



するの類並に幼弱の輩常々經書の取扱ひ危末にて僧徒の佛經を取扱には劣りたる不敬の有様成は全く古へを信ぜざる心より也扱又武の心掛も先年までは各其分に應じ祿の多少貧富となく武備の所を専らに心掛時俗に諂す若輩の面々迄士の節義を厚く守り耳目に迷はず又言語容儀進退周旋の度に至るまで忠孝の道に闕まじく聊も鄙言不義の辭言に至る間敷と此處を骨髓に謹み官にあるもあらざるも公室の事と聞に於ては私事をば聊も不顧身を捨て忠を盡すこと我先と心得る風俗武門の常と心得居候處今は其の風も變易する事武の志厚からざるより也然し人たるもの假令一度過ち候とも改るに憚る心なく其過を聞に於ては直に改むる人こそ過ちなき人ならめ一統右等の趣篤相心得修行有べく候

四、學 規

明治二年三月文校學規

爰内子弟先奉記歴世 皇號而後誦乃主乃家祖謚漸及詩書夙興夜寐宜無忘輔翼 皇道 文非讀書書非章句深脩聖賢之遺經達觀漢洋之諸史活眼活讀可以講親義別席之道求平治齊修之法 文事不可無武備武事不可無文備勿岐爲兩途 師弟之間宜和而嚴在三之義銘肝勿遺 藩士十歲入爰非過二十五歲不許退爰劇職多病不在此限 以卯上爰以午退爰勿遲緩々々者有譴 一、等生以下分一月爲三初十則會講仲十則輪讀獨讀後十則質問定爲常例各長察其勤惰進退以定寮中坐次 一、等長以下分一朝爲二自卯至巳則專學讀書自己至午則分入洋儀書計四齊事係藩治及冠婚喪祭宜先報由主事而後不臨否者有譴 寬政中所布條諭月次復讀勿有遺失 春秋大試爲之黜陟皆取公義

明治二年三月武校を開設して左の如く學規を定正した。

學 規

- 一、王臣を以て 王土に居り王室の藩屏たり志心勤 王執爰前驅の道を忘るゝことなかれ
  - 一、兵は國の大事なり必ず實用を旨とし華法を除き戒慎して所謂練兵者流の陋習に陥ることなかれ
  - 一、武備ある者は文備なかるべからず偏頗することなかれ
  - 一、長員は生徒を愛教すべし生徒は長員を敬重すべし相侮慢することなかれ
  - 一、藩士十五歳にして校に入るべし三十六歳に至らざれば校を退くことを許さず然れども劇職多病なる者は此限にあらず
  - 一、晝八つ時を以て校に上り夕七つ半時を以て校を退くべし若し遅臨せば一日不臨せば二日武校に禁足すべし
  - 一、一月を分て二となし初二十午後専ら練兵演砲を學び後十午後専ら槍劍を學ぶべし馬術は之を以て例となさず
  - 一、晴雨を以て演ずる所を分ち晴日は操練を演じ雨日は銃砲を演じ兵書を讀むべし
  - 一、藩治關係の事件及び冠婚喪祭は軍監察の許可を得て缺席すべし否らざる者あれば必嚴罰を以て之に處せん
- 明治三年閏十月、更に左の如く文校の學規を改正した。

學 規

道者 神聖所以法天地而建物極包羅宇宙穿文武細文莫弗該綜焉人安得須叟離焉哉本邦之祭政簡潔震旦之名教詳備西洋之物理究窮成道之所寓並行而不相害者也恭惟上古 神武天皇叡明英武靖兇賊奠都於橿原敬皇祀化群黎 綏靖崇神諸天皇續述前緒益務經綸達至 應神天皇資堯舜周孔之名教以潤色皇猷 天智天皇創建學校 文武天皇始營孔曆 文武天皇肇行釋奠於是文物大備矣古今悠久世汗隆道隨而升降 今上踐祚洗刷輓近之陋弊祭政復古加之闕歐羅巴學以贊襄文武欲使府藩縣倣之於是斯道愈大愈明四海靡然響英風我藩天明間創造學館以教化士民爾後突



世大之今後遵奉 天朝之教旨更張其法制皇學漢學一併講之分以六科日記傳曰明經曰明道曰算  
數曰文章曰洋理使子弟率其性所近而學之夫道非弘人者也須人弘之也遊校者其體此意攷々務科  
成德達材確守綱常不岐文武治亂爲藩用以敬揚 天朝酌古量今之要旨

### 五、職員生徒

職員には教官と事務官の別がある。併し學制の改變と共に、その名稱、管掌、役料等にも幾多の變遷があつた。

#### 開校當時の職制 (但し其年 代は不明)

- 奉行 年寄役領之役 料三百五十石 一人
- 用人 別掛の名義なし奉行を 輔佐す役料二百五十石 一人
- 總締役 小姓頭用 二人
- 締役 目付以上 兼藏書方
- 主事 兼藏書方
- 下役 兼藏書方

右の中で締役以下は事務官にして、定員はなく、總締以下には役料はなかつた。實際教授にたづさはる教官には、次のものがあつた。

- 講師 教授一切の事を管し 目付以上の格式
- 助教 講師に次ぐ
- 會長 各寮長寮生の會 講、會讀を試む
- 寮長 學寮生を率ひ専ら解義 を修め藏書方を兼ぬ

- 念書改 念書生の小點檢を なし藏書方を兼ぬ
- 小學長 小學寮生を率ひ専ら 讀書方を兼ぬ
- 蒙養長 蒙養生を率ひ専ら 讀方を習す
- 學生頭取 寮長を佐け寮 生を誘導す
- 念書長 念書生に寮 讀を授く
- 手習所世話役 習字を教ゆる 所の世話役

助教以下は定員も定格もなく、一般の士列を以て取扱ひ、その坐席も亦これに準じた。若し子弟にして寮長以上に昇るものある時は、召出して七人扶持から九人扶持までの役料を與へた。尙この他に賓師として、その教授に當る者のあつたことは云ふまでもない。

#### 職員 の 階 等

奉行、用人、總締役、締役、講師、助教、會長、寮長、主事、念書改、小學長、蒙養長、學生頭取、念書長、手習所世話役

#### 明治二年三月の文校の職制

文費司、副司、一等長、二等長、三等長、四等長、五等長

武校の名稱は文費司を武費司、副司を武校副司と呼び他は文校の名稱と同様である。

#### 明治三年十月の文校の職制

大屬、少屬、史生、教授、助教、大寮長、中寮長、小寮長、初學長、教導各寮生員  
武校の名稱は文校と同校である。

職員の總數は明治維新當時、約五十人であつて、藩學の興隆に努めた。賓師には先に述べた伊東東所、寛政六年仙石



久道の招きに應じて書を講じた伊勢阿濃津藩の儒官猪飼彦博、仙石久利の招きに應じた但馬の儒者池田草庵があり、教官には出石藩の儒官、櫻井舟山、櫻井東亭、櫻井東門、櫻井石門、井上靜軒、堀田省軒等が有名である。

生徒は藩士の子弟に限られてゐて、平民の子弟は勿論のこと、同じ藩士でも足輕の如き輕輩の子弟の入學は禁じられてゐた。就學の年齢は十歳で、二十五歳を過ぎて退學した。生徒には通學生と寄宿生の別があつて、明治維新前には通學生は約二百人、寄宿生は約三十人位であつたと謂ふ。

寄宿舎は幽蘭舎と名づけ、文化七年本校附屬の一舎として設けられ、全生徒を收容した。文政九年にこれを廢し、天保十四年校内の間所を寄宿舎とし、冬季に限つてこれを開いたが、明治二年三月再び幽蘭舎を復した。

彼の生野義舉に参劃した多田彌太郎、高橋甲太郎、明治の初我が文教の基を固めた加藤弘之も、その幼い頃をこの藩學に過ごした。

## 六、授業

授業は朝五つ時（八時）に始つて九つ時（十二時）に終つた。開校當時は一定した課程はなく、館内を學寮、小學寮、蒙養寮、念書寮に別けて、生徒は先づ念書寮に入り、四書五經の大點檢を卒へて、蒙養寮、小學寮、學寮と順次その業を終へたやうである。併し時々變換があり、極めて煩雜に涉るので、茲には詳記しないが、明治二年三月の學規の改正には、生徒を一等生、二等生、三等生、四等生、五等生に分ち、明治三年十月の改正には、初學生、小寮生、中寮生、大寮生に分ち一定の課業を課した。

その教科は漢學を主として、他に和學筆道を課した。習禮、兵學、槍劍、柔術は藩校又は教官の私宅に於いて、洋學醫學、算法、砲術游泳等の如きは全く教官の私宅に於て教へた。しかし明治二年三月武校が開かれて以來、藩士は十五歳にして校に入り三十六歳まで武道を修練した。その授業は晝八つ時（午後二時）に始つて、夕七つ半時（午後五時）に

終つた。

教科書は各科とも夥しい種類に上つてゐるが、漢學和學についてその主なものを述べやう。漢學は教科書には支那の書物は勿論のこと、我が國の書物をも採用して孔孟の教と歴史に關するものが多い。

四書、五經、孝經、左傳、公羊傳、穀梁傳、忠經、荀子、孫子、吳子、呂氏春秋、蒙求、孔子家語、史記、漢書、後漢書、三國志、晉書、宋書、北齊書、南齊書、梁書、東書、魏書、隋書、唐書、十八史略、元明史略、清三朝事略、戰國策、資治通鑑、文章軌範等、日本書紀以下の六國史、古事記傳、令義解、萬葉集、土佐日記、東鑑、神皇正統記、職原抄、太平記、源平盛衰記、水鏡、大鏡、增鏡、徒然草、藩翰譜、日本外史、大日本史、古史傳、新論、保建大記打聞傳心錄、駿臺雜話、平家物語、謫居童問集、武將感狀記、武家評林、和漢朗詠集、大統歌、皇朝史略、農業自得、農家備要等、洋學では、萬國公法、和蘭政典、英佛刑典、英國史、萬國史略等、その他但馬太田文、但馬考、但馬記、但馬風土記、續但馬風土記、のやうな郷土的文獻を課したことは甚だ興味深いことである。

教授の方法にはいろいろあつた。入學後十二三歳までは、四書五經の素讀を學び、長じて來ると講義、輪讀、獨讀、會讀、會講等があり會講は教官が會主となつて、生徒に豫習させた書物について討論研究するのであつて、生徒の實力養成上最も肝要なものであつた。尙この他に詩文の會を開いて教官に直して貰つた。

## 七、藩主臨校

授業は例年四月八日を讀書初めと稱し、一同禮服を着用し藩主臨校のもとに開校し、講師は經を説き生徒は毫を試みこれが終つてから供餅を與へられた。冬至には一同禮服を着用して、これ亦藩主臨校のもとに聖廟を拜し、終つてから奠酒を戴き、午後藩主より題を與へられ詩を賦し和歌を詠じた。その他不時に臨校して講義を聽き、生徒の試業をなして酒菓賞品を與へたり、東西の榭に臨んで演武を觀覽して士氣を鼓舞するなど、創校以來代々これを怠ることはなかつ



た。

八、經費

維新前は概ね藩札十四貫目、學制發布前はこれに倍する經費を要した。この他に年末賞與、文武獎勵の費用として藩札十五貫目を充てた。しかしこれ等の學費を藩士に賦課することはなく、總て藩費を以て償うてゐた。弘道館は明治五年學制發布のあつた翌年廢止になり、建物は明治九年燒失したけれども、その名稱は弘道國民學校として今も昔の名をとめてゐる。

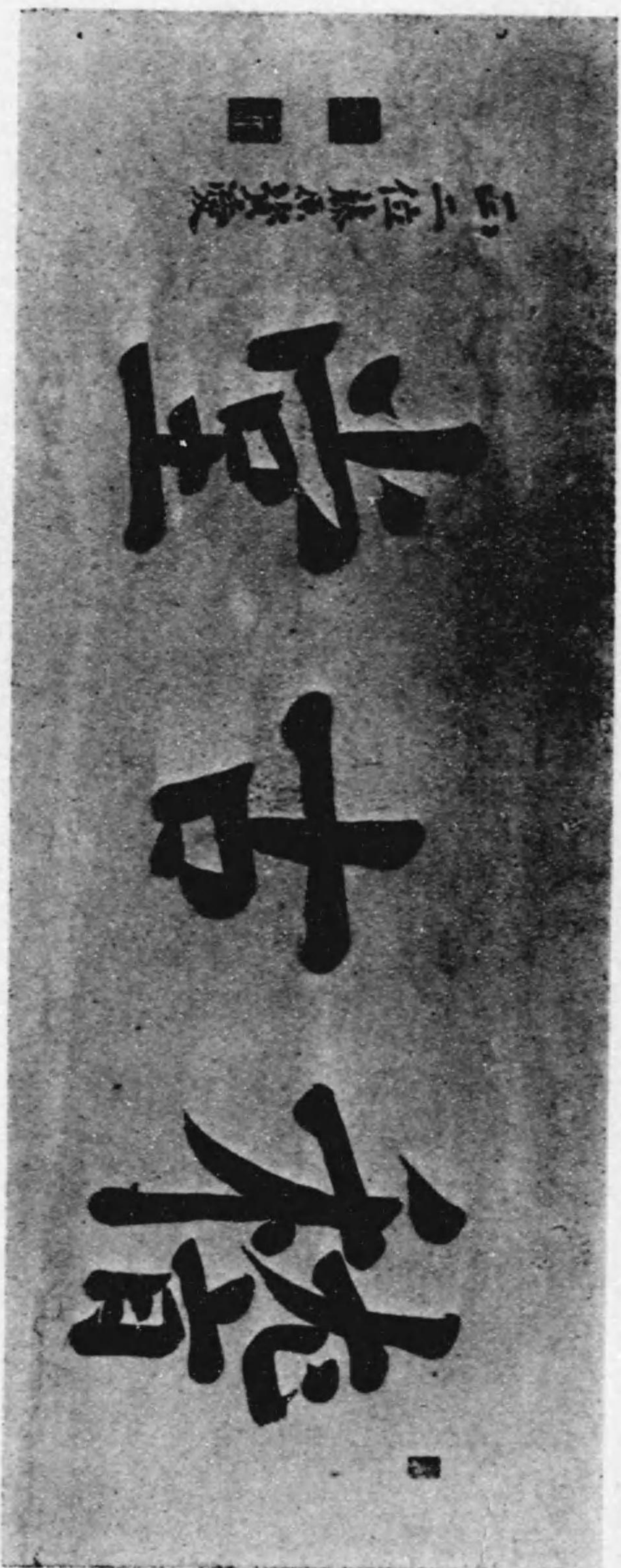
第二節 豊岡藩稽古堂

一、豊岡藩の沿革

豊岡藩主京極高盛は、寛文八年丹後國田邊(舞鶴)より移封されて、豊岡藩三萬五千石を領した。これより子孫相繼いで藩主となり、第五代京極高永の時その石高は一萬五千石に減ぜられ、明治四年廢藩となつた。

二、稽古堂の創立

稽古堂は天保四年二月第八代京極高行が創めたもので、藩邸内の一番小屋をこれにあて、天保五年には江戸の藩邸内にも開いた。豊岡の稽古堂は、同六年豊岡郭内宍田町門内字東御庭の新堂に移り、更に明治二年三月郭南字寶溪興國寺址に移つた。創立の當時、藩政は經濟的に窮乏の極にあつたにも拘らず、高行は文武獎勵の令を下したり、或は文武勵精



(藏氏光高極京爵子) 額扁堂古稽



(藏氏光高極京爵子) 額扁す示に生諸の通藤遠たれらげ掲に堂古稽



た。

### 八、經費

維新前は概ね藩札十四貫目、學制發布前はこれに倍する經費を要した。この他に年末賞與、文武獎勵の費用として藩札十五貫目を充てた。しかしこれ等の學費を藩士に賦課することはなく、總て藩費を以て償うてゐた。

弘道館は明治五年學制發布のあつた翌年廢止になり、建物は明治九年燒失したけれども、その名稱は弘道國民學校として今も昔の名をとゞめてゐる。

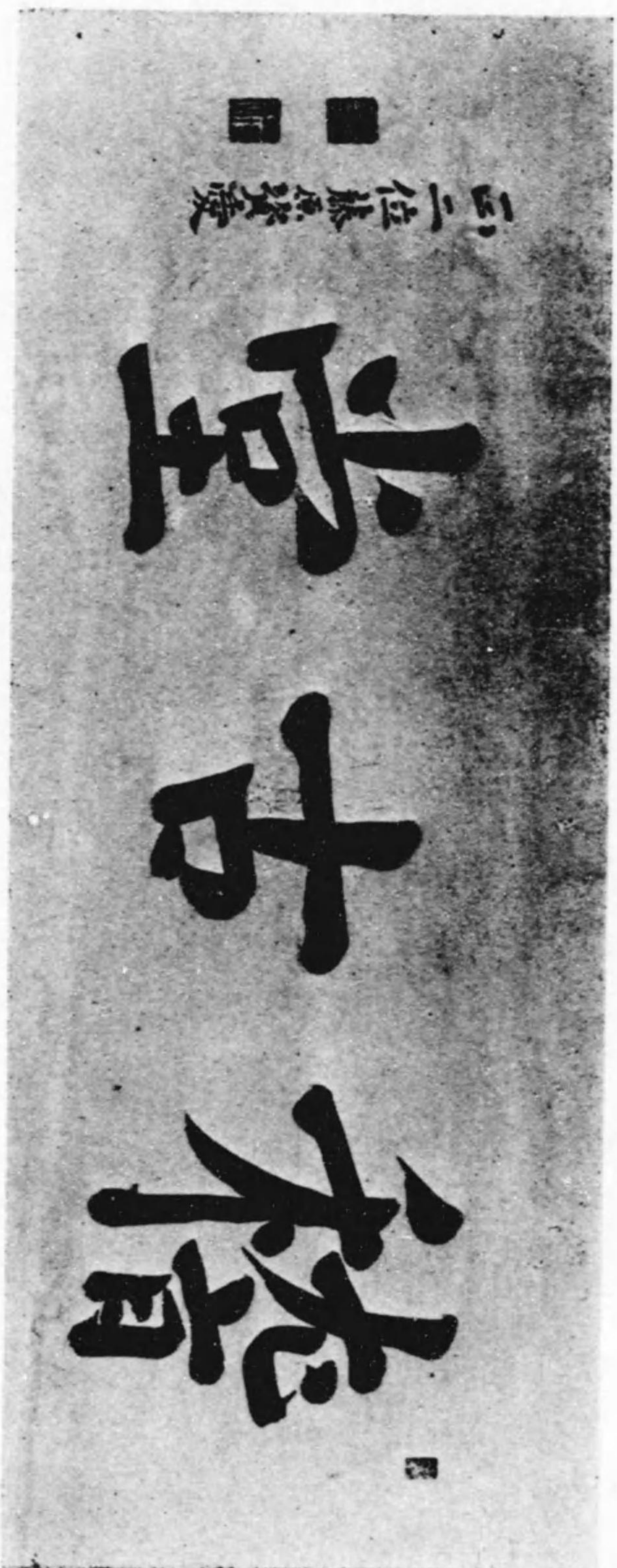
## 第二節 豊岡藩稽古堂

### 一、豊岡藩の沿革

豊岡藩主京極高盛は、寛文八年丹後國田邊(舞鶴)より移封されて、豊岡藩三萬五千石を領した。これより子孫相繼いで藩主となり、第五代京極高永の時その石高は一萬五千石に減ぜられ、明治四年廢藩となつた。

### 二、稽古堂の創立

稽古堂は天保四年二月第八代京極高行が創めたもので、藩邸内の一番小屋をこれにあて、天保五年には江戸の藩邸内にも開いた。豊岡の稽古堂は、同六年豊岡郭内宍田町門内字東御庭の新堂に移り、更に明治二年三月郭南字寶溪興國寺址に移つた。創立の當時、藩政は經濟的に窮乏の極にあつたにも拘らず、高行は文武獎勵の令を下したり、或は文武勵精



(藏氏光高極京爵子) 額扁堂古稽



(藏氏光高極京爵子) 額扁す示に生諸の通藤遠たれらげ掲に堂古稽



の故を以つて、藩士七人、庶民二人を表彰したりして、銳意文武を獎勵し、又執政の臣舟木外記がよくこれに協力して文教は愈々興隆するに至つた。第九代高厚は、弘化四年に封を襲いで、更に校舎を擴げ、女學校を開き、小學校を興し大いに文教を獎勵して、弘道館と共に盛んな藩學となつた。

### 三、文武獎勵の諭達

藩學の教育目的は、出石藩のものと大差を認めないが、その學風は、建學當時の賓師猪飼彦博、遠藤泰通等の學風を汲んで、概して朱子學に準據したやうである。

天保三年三月布令(京極高行襲封の明年)

大目付へ

御家中文武稽古之儀御世話も不被爲届候處中には心懸宜く被遂出精候向も有之奇特の儀一段の事に候文武の諸藝一際穿鑿をも被遂度兼ての御舍被爲在候處御勝手方御案外の次第にて無御餘儀御借米歩増等被仰付一同必至の難澁に至候に付ては不被爲能思召通にも候隨て心懸の面々も不任心底に怠勝に相成候て自然柔弱の風俗に移り文教武備薄く相成持前の道相廢するかと苦々敷御心痛被遊候何卒人々難澁の内にも格別に被心懸は御奉公の一に候間御用透には文學武術專一に可相嗜候無足列にては書算の儀も尙更肝要に候總て幼年よりの教示專一に候間親々深く心を被用度事に候并に廢したる藝術之儀も勘辨を以て取直し相續致候様可被心懸候

天保四年四月二十二日布令

大目付へ

今度御館内一番小屋假稽古堂と被名付御家中子供の面々讀書場に被仰付久保田伊平中田立郷掛り世話方被仰付候子供有之面々は可被差出候右の外望の面々は勝手に罷出不苦候事

天保四年五月八日

大目付へ

文武の道可被相勵候御時節柄心底に不任自然心懸薄き面々も可有之無餘儀事には候得共文武の兩道は忠孝の根原に



候間無心得違彌被盡誠心無油斷可被相心懸候

天保五年十二月十八日

大目付へ

諸子之子弟七歳以上入學可有之其以前父或兄より世話役へ申達夫より大目付へ申達し當番の重役承届候上にて諸生之内同伴登堂可有之事 諸生之面々論語一部の大義を辨候迄は退席不相成候其段當番重役并大御目付學長相改候上勝手に退引可有之事但御用は別段之事

諸生其外共怠之節は世話役へ書付を以て可相届候其段大目付へ可申達候事但無故意之者は其段重役へ可申達并幼年之者病氣怠中戸外遠慮可有之長者も右に可準候事

諸士門外たりとも説書之日聽聞出席勝手次第客座を設け可置候小頭以下たりとも聽聞差免候事(小頭とは足輕小頭を云ふ)

天保十三年七月九日布令

大目付へ

諸士并子弟文武研窮の儀毎々被仰出候處格別出精之面々有之一段の事に候近來追々從公邊被仰出候御趣意に付ては愈被遂出精御役人の面々も御用の透に專可被心懸候不動并に子弟の面々は勿論の事に候處不動の内にて兩道共不心懸の面々も有之趣相聞如何の事に候以後出精可有之候并稽古堂講釋の節諸士一統出席の儀毎度相達し候得共御役に托し懈怠或は斷りも無之向も相聞へ不都合の事に候不動の面々にては猶更無怠出席可有之候萬一無據節は其趣意を以て文武方へ斷可被申達候兩道は今日家業に候條片時も遺失有之間敷候此上等閑の輩は人指を以て可被仰出候間可被得其意候

天保十四年正月十五日布令

文武兩道は諸士今日の家業に候へば人々可被相勵儀勿論に候得共數年多分の御借米等仰付孰も困窮の折柄難被任心底儀も可有之候乍去當時にては御借米迎も聊の事ゆへ右等の心得も可有之儀且從公邊逐々被仰出候次第其都度相觸候を孰も可被其意文武格別の御示は不輕御主意の御事に付於御手前も近年來文武研窮の儀數度御示筋被仰出候處心

懸宜く奇特に出精の面々有之御公私の御趣意も相貫一段の事に候然る處中には情弱の風俗兎角難相止一圓に不心得の向も相聞へ如何の事に候最人々により生質の強弱或は病患若くは役用繁多等にて不任心底面々は文武兼修に不至候共其身に應じ候丈けの心懸無之ては仕官の身分難相立且は御制度も相立兼被對公邊候ても御示筋不被爲届に相當り御不本意至極の御事に候間自今格別に被心得若年の向は勿論の儀老輩繁多の面々たりとも夫れ相應の文武の道藝被心懸御家風等閑に無之様可被爲相勵候

弘化三年十月二十一日達

常々家業骨折候由に候得共今少し行届兼候哉に相聞候醫術之儀は衆人壽夭に相係り如何にも大切之事に候間此上心力を盡遂出精入念可致治療候

當主并子弟之者共出京修行之志有之候はば可願出已後一ヶ年一人前手當金五兩宛可指遣候其節於稽古堂相改候上可開届候且三年之餘致修行候者へは手當金増方舎筋有之候事附稽古堂にて勤學望之者は勝手次第可指免候間學長迄可願出候并家業に無之者にては醫術に志厚き且文學も有之候はゞ大莊屋五町名主とも奥書を以て可願出候

前條の次第は其方共へ助成致遣候譯には無之永々衆人御救國の重き御趣意にて候間大家を相撰み入門或は寄宿致實意に練磨可致候且又師家へ相頼證書申請け可差出候

嘉永六年三月二十日布令(以下 高厚代)

文武の義再度被仰出候通一同研究可被致は勿論の義候處近來稽古堂諸生の内無斷怠勝の面々有之哉に相聞如何の事に候吳々被仰出候次第有之候間以後子弟の面々は別て出精可有之不精の面々も有之候者人指を以可被仰出候間可被得其意候

文久二年五月六日達

文武方へ

文武研究御示筋之儀は毎度被仰出候處多年之御借米殊に近來は物價騰踊孰も困窮之中被相忍心掛宜奇特出精之面々



有之一段の事に候然る處中には一向不心掛の向も相聞如何之事に候尤人々に寄性質の強弱或は疾病且御役用繁多若は厄介多難澁等にて不任心底面々は文武兩道の講習に不至候共其分に應じ候丈の心懸無之ては士人の職業難相立殊に方今の形勢にては尙更の事に候此度御在邑被爲在候に付ては文武一際御引立被遊候御舎に付自今格別に被心得不勤并に子弟之向は不及申御役人の面々にては御用口心掛彌怠無之様發憤碎勵被致若心得違之向於有之は急度可被及御沙汰候

#### 四、建學大意

遠藤 通示諸生

近世以來、講學之士、專逐詞章記誦之末、而缺經世實用之功、不遵奉上古神聖文武忠之教、而各主張一家說、以睥睨一世、然誠之日用政事間、迂濶不達事情、多與其言反、要之空論浮說、大違國家採用之意、如此則有學、不如無學也、恭惟上古之世、神武天皇以英名神武之德、寬大洪博之量、戡靖凶賊、平定中國、建帝都橿原、祀皇祖申大孝、舉賢才備百官、綏靖天皇相繼而興、孝性純深武藝絕倫、崇神天皇識性聰敏、寬博謹慎、崇重神祇、經綸天業、詔曰、皇祖諸天皇等光臨辰極者、豈爲一身乎、又曰、遵皇祖之跡、承保無窮之祚、其群卿百僚竭爾忠貞、安定天下、余謂上古之教法、易簡而盡之、無可以加之者、方此時也、異邦之墳典未舶來、而皇國自有此道存焉、微之異邦之書、其道同出一揆矣、夫舜禹之興也、以孝而有入相出將之義、不以文武爲岐、孔子以孝弟爲首教、而有詩書六藝、文事武備一也之教、孟子曰、堯舜之道孝悌而已、和漢教法出一揆如此、可謂不誣矣、及東照神君興復以文武忠孝爲首教、易簡立法、可謂能遵皇祖之教也、斯如所以皇統連綿萬世不拔、傳鴻祚於無窮、以置庶民於磐石之安者、其本根據教法易簡、文武併用也、異邦則不然、秦漢以降以文武急岐、老莊申韓諸子百家之學競起、相辨駁各主張一家說、教法終流細瑣多端、後生無知所適從也、迨至趙宗堂々中國爲夷狄之有、衣冠之風變爲羶裘之俗、辨

髮左衽語言朱離、死者若有知孔子可慟哭地下也、可憐哉、是其教法、流細瑣多端、而不遵奉堯舜周孔文武忠孝之教也、請同社諸賢、敬遵奉皇祖之懿訓、講究堯舜周孔之遺教、而莫惑于秦漢以下細瑣多端之說、偏蒐索日用急務之書而莫淫雜猥無用之書、勿流浮靡、勿陷偏固、勿蕩雜博、勿欠實用、是所望于諸賢也、因書之以示諸賢

天保九年戊戌春三月

東都 白鶴義齋遠藤通識

稽古堂建學大意

武略者克亂開國之大本也文德者守治安民之要具也故曰文武併用長久之道也恭惟上古 天朝聖祖神武開國至德化民上下之分正忠孝之風厚建天下治平之基垂萬世無窮之統其後堯舜周孔之典自西土來歷朝 聖主修文德整法制作益明而中葉以來綱紀浸弛文武異門終而武抗文衰海內大亂干戈無息二百餘年矣府朝歷祖英武雄圖撥亂及正翼戴 皇室綏撫海內崇儒術修文德於此列國封建職該文武上下得所兆民安業二百餘年矣治平之久自古來有如此者也盛矣雖然昇平之久士大夫不無漸失文武之本也故今建學館首奉仰天朝歷世之盛次無忌羈府撥亂之鴻恩精究經義明通人倫不流訓話詞章之末好文者不卑武嗜武者不輕文且夕奉君上之德意講習文武之道不可懈怠士子固守此勿忘

天保九年戊戌夏六月

近江猪飼彦博謹述

稽古堂記

玉不琢不成器人不學不知道故古之聖王建國君民設庠序學校教之以人倫所以造士化民也方今海內昇平二百有餘年列國封君崇儒道建學校右文之治可以此隆於古矣然而士子或學而不知道徒事記誦詞章不修實行是以學校之設亦爲虛文無益於造士化民爲武人俗吏所嗤笑豈不慨難乎豐岡封君京極侯賢明好學恭儉勤政襲封之初深憂近世士風漸衰民俗不美首興學校立教官使藩中士子講習經史而士子靡然志學卿道天保乙未春擇地於其府中新建費舍至夏落成名曰稽古堂會彥博自淡播遊西丹以其耆老辱越國迎召開講彥博不揣庸陋即應命五端午恭上堂開講於是告士子曰貴藩當今崇儉節用之時捐資興工新建此堂者何也蓋欲使士子講習經史稽古之道正心修身入則孝弟出則忠順而士風以正民俗以化也凡上斯堂者不



可不祇承君上德意口々潛心專意循古々道以修實學立實功也若夫學而不知道知而不能行徒事記誦詞章則更爲君上之憂可不勉乎可不戒乎

近江猪飼彦博拜撰

### 五、職員生徒

維新前に於ける職員の職名は、學校奉行、學長、句讀司(三人)、句讀司助教(二人)、容儀司(一人)等で、容儀司は容儀を掌ると共に校内の細務を執り、他に一人の堂僕(小使)があつた。教官は何れも定祿以外には役扶持なく、歳首に約二百疋の賞與金を與へて、前年中の勞を犒つた。維新後は職名は、少參事(一名)、學長(二人)、句讀司(七人)、句讀司助教(三人)、容儀司兼事務(二人)、諸生取締兼事務(三人)、書學助教(三人)、計學教授(二人)、計學助教(二人)、御雇國學師(一人)、御雇書學師(二人)、他に堂僕兼門衛(二人)があつた。

藩學の興隆に努めた賓師には、建學の頃京極高行の招きに應じた阿波の朱子學者矢上行輔、伊勢阿濃津藩の朱子學者猪飼彦博(敬所と號す)、江戸藩邸内の稽古堂に於いて書を講じた紀藩の朱子學者遠藤泰通(白鶴義齋と號す)、京極高厚の招きに應じた但馬の儒者池田草庵、但馬の國學者宮本池臣があり、教官には藩士中田立卿、下村彦總、猪子清、久保田精一等が有名である。

生徒は出石藩の如く藩士の子弟のみに限ることなく、庶民の入學をも許した。しかし藩士でも足輕の如き輕輩は、薄給にてその生活に苦めるを以つて、藩學家塾の別なく學に就くことを獎勵しても、特に藩學に入ることを命じなかつた。その入學の年齢は七歳で、十八歳で退學した。そして入學の時には、禮服を着用し父兄同伴で、各教官の家に回禮する慣例があつた。又不時の退學については、天保五年十二月の布令にも明記してあるやうに、論語一部の大義に通ずるまでは退學を許さず、重役、大目付、學長がこれを考査してその退學を認めた。

生徒には出石藩と同様に通學生と寄宿生の別があつて、月謝の類は一切徴收しなかつた。しかし寄宿生は盡く自費であつたが、其の貧困を恤れみ費用の總てを給されたものもあつた。又その俊秀なる者を選んで藩費で遊學させたり、私費で遊學する者を許したり、或は藩費を以つて私費の幾分を補助することもあつた。次に掲げた明治三年の布令に依つてその概しを知ることが出来る。

文學修行として他行候者へ従前御手當被成下候へ共費用多端の折柄に付き乍御不本意句讀司助役相勤候以上のものならでは以來御手當不被下候尤是迄被下候向は今年中は従前の通被下明年よりは不被下候事

但句讀司助役不相勤候共左傳史記漢書の内粗一部の大義に通候時は於稽古堂考試の上御手當可被下候是亦た遊學相願候節は其以前一應稽古堂へ可伺出並洋學之義は逐而御規則可被仰出候へ共夫迄は前條に可準且遊學相願候以前一應稽古堂へ可伺出事

人選を以て修業被仰付候節は前條之例に不拘候事

その生徒概數は、明治維新には通學生四十八人、寄宿生十三人、維新後は通學生百二十五人、寄宿生三十五人で、久保田精一、久保田讓、和田垣謙三、濱尾新等の諸名士は、その幼時を稽古堂で過したのである。

### 六、授業

生徒に對する訓條には

一、學を建て師を置き以て後進を教育するは實に君上の至仁に出づ凡生徒たるもの深く是至意を體し心を盡し力を竭し辛苦勉勵以て鴻恩に答へんことを圖るべし

一、君父師に事ふるの禮篤ふせざるべからず尊卑の分明かにせざるべからず朋友の信厚ふせざるべからず長幼の席謹まざるべからず政府の命に違ふあるを得ず學校の法犯するを得ず定むる所の課程怠るあるを得ず實用を志し實



行を力め浮躁輕薄を戒め質實忠厚を務むべし

一、齒徳爵三者天下の達尊也講せざるべからず故に飲食起居湯浴の禮の如きは齒を以てせよ朔望式禮の儀の如きは爵を以てせよ聽講讀書の業の如きは徳を以てせよ是れ三達兼ね講ずる所以也

一、朝は食析を以てし夜は解業鼓を以てし盡く正堂に集り式禮を行ふべし是亦禮俗相交るの道也

一、書を読むは心を靜かにするを貴ぶ心靜かならざれば心と書と已に相離る何の得る所あらん故に身體を直くし衣帶

を整へ目を明かにし聲を正し字々句々心到り目到り口到るを要すべし

一、禮は是れ人事儀則動靜語默盡く道理に合ふを要すべし

一、樂は是れ性情を養ひ渣滓を去る所以也間暇には則詩を誦し樂を奏し以て道德に和順するに至るべし徒らに博碁の類を以て之を視る勿れ

一、兵學兵技は是武門の第一義精を勵まし心を潛め其業に練熟し以て緩急の用に供すべし

一、書は是萬務を綜理し以て千古に傳ふる所以也敢て勉めざる有る勿れ

一、數は是れ人間日用の要務天文地理錢穀出納皆此に由らざる無し心を潛め以て其精を究むるを要すべし

蓋人幼にして之を學び壯にして之を行ふ致君澤民の業之を幼稚の時に基す幼稚一たび誤る百年奄ち過ぐ窮蹙之悲歎臍を噬むも及ぶ無き也嗚呼幼生少年夙夜之を勉めよ

と定めてゐる。

生徒を童蒙寮生、志學寮生、後進寮生、先進寮生に分け左記の課程があつた。

童蒙課 始めて入學した生徒は、この課に入り素讀、習字、算術、修身談(聽講)を課せられた。素讀用書には、三字經、孝經、論語、大學、中庸、孟子、小學があり、習字は一定の筆法を立てず、一定の用書もなかつた。算術にも一定の用書はなかつた。修身談は、孝經、四書、小學等に據つた。この課にあること約三年にして志

學課に進む。

志學課 童蒙課の教課に更に詩、文の二課を加へた。素讀用書には五經、國史略、十八史略があり、約二年の後に後進課に進む。

後進課 素讀、輪讀、獨見、聽講、輪講、詩文、習字、算術、奏樂、質問、國學等があり、用書には皇國史、左傳、史記、漢書、文選、日本政記、元明史略、宋名臣言行錄等があつた。約三年の後に先進課に進んだ。

先進課 教課は後進課に同じく、用書は皇國史、後漢以後の諸史、文章軌範、八家文、歴代名臣奏議等にして、最高の教育が行はれて、藩の重要な人物となる學徳を養うた。時には句讀司の助手となつて、約三年で業を終へる。

又別に足輕の如き輕輩や庶民の子弟をば、四等星聚寮生、三等星聚寮生、二等星聚寮生、一等星聚寮生に分け、その教課は總て前述のものと同じであつた。

授業時間は、通學生、寄宿生或は上級生、下級生の別によつて異なつてゐた。童蒙寮生は毎日四時間、志學寮生は五時間、寄宿生は別に副課二時間を加へた。後進寮生、先進寮生は正課五時間、副課六時間となつてゐた。

その教科目は、漢學・國學・禮儀・蘭學・計學・書學・雅學・武術にして、漢學及び武術がその中心であつたことは云ふまでもない。禮儀は、弘化二年十月始めて藩士伊藤善藏に命じて、小笠原諸流を教へたが後に廢した。蘭學は、安政二年三月本國醫師岡田松亭を召して師としたが、これも後に廢して他國に遊學生を出すことになつた。雅學は、明治二年養父郡大藪の人森島春眠を召して設けられたが、本校にあつては單に釋奠の際用ゆるに過ぎなかつた。しかし音樂の教育的價値を認めてこれを課したことは頗る卓見であつた。書學は、明治元年學校に世話方を置き、明治三年四月新に教授助教を置き本井總次郎等を助教とし、又京都の人平井欽彌を召して、専ら之れに就いて學ばせた。計學は、明治三年教授、助教を置き、尾藤多竹、島剛甫が教授となつた。國學は、明治三年始めて之を置き、香川景樹の門人朝來郡竹田の



人宮本池臣を召して師となした。

武術として採用されたのは、兵學・槍劍弓・砲馬・捕手・柔居合・貝・太鼓・繩・棒・三道具等にして、藩士の子弟は總てこれを齊武寮に於いて修練した。

試験は七月、十二月に行ひ、その得た點數に依つて席次を進退し、これを大試験と呼び、三月、九月に行ふものを小試験と呼んだ。又生徒が一部分(童蒙生は凡四冊を一部分とし、志學生凡十冊とし後進生以上はすべて毎書一部づゝ)を學修したる時に試験を行ひ、その誤り多き者は更に復習させ、これを終續試験と呼んだ。試験は、奉行、學長などの臨席のもとに、嚴かに行はれた。試験が終ると、生徒の成績、操行、勤怠を審査して、七月、十二月の兩度に、十五歳以下は紙を、十六歳以上の者は金を賞として與へられた。

### 七、藩主臨校及祭儀

毎月十一日、二十六日を説書日と呼び、藩主臨校のもとに、學長自ら經を講じた。又毎年一回藩主臨校して、句讀司以下各寮生の試験を行ひ、これを御覽と呼んだ。試験後、學長以下皆褒詞及び酒饌料を戴き、特に成績の衆に勝れた者は、金或は書籍を與へられた。

堂内には聖廟を設け、毎年二月、八月の上丁の日に、藩主以下重臣、教職員、生徒に至るまで悉く禮服を着用して出席し、藩主親ら釋奠の禮を行つた。又毎年正月三日を讀書祭と呼び、冬至を冬至祭と呼び神饌を獻じた。その儀式は何れも支那風に依らず、神式に依つたことは、支那模倣を脱して皇道精神への自覺の過程を示すものとして特に注意すべきである。

藩士は勿論のこと、庶民及び他藩より來り學ぶものもすべて東修謝儀の類は要しなかつた。

### 八、經費

維新前は經費には定額なく、明治二年元興國寺の寺田五十石(實收入二十五石)を學田に充てたが、僅かに其費用の一部を補ふに過ぎなかつた。其他は總て藩庫よりこれを償ひ、維新後と雖も定額はなかつた。しかしこれを藩士に賦課することはなかつた。

慶應元年の學費 二六五圓(遊學生及賓師招聘の費を含む)

明治三年の學費 一六九三圓(同上)

稽古堂は明治四年廢藩と共に廢されて、その校舎であつた興國寺も同五年に燒失した。

## 第三節 村岡藩明倫館

### 一、村岡藩の沿革

村岡藩の山名豐國は、應仁の大亂に活躍した山名持豐(宗全)の七世の孫で、豐臣秀吉の因幡征伐の時には、布施城にあつてこれに降つた。慶長六年移封されて、村岡領を治めることゝなつた。江戸時代は、その知行一萬石に足らぬため旗本であつたが、何分名門の出であるので第三代矩豐の時に、交替寄合衆に列せられて外様大名格を以つて待遇された。明治元年第十一代義濟の時、その知行は加増されて一萬一千石となり、始めて村岡藩と呼ばれるやうになり、明治四年廢藩となつた。

### 二、明倫館の沿革



明倫館は天保三年藩主山名義問(第十代)の創めたもので、藩主親ら明倫館の三字を書いて館中に掲げ、江戸の儒者朝川鼎(善庵と號す)の門人伊藤恭太郎を聘して、始めて藩士の子弟を教育した。後に同門の三宅禮太郎が之に代り、これより藩學の諸制度も稍々整ふやうになつたが、藩の財政は窮乏し、藩學を盛んにする餘裕もなく、天保五年の頃には已に廢校されてゐた。その後藩醫池田謙叔の子勲一郎は江戸に遊學して佐藤一齋や昌平黌に學び、更に水戸の儒者會澤安(正志齋)に就いて學び、嘉永二年歸但して、大いに藩學の復興に努めたので、藩主義問は講習所を設立して、勲一郎を教頭とし、家塾に學ぶ者を悉く入所させた。爾後村岡藩の文教は再び盛んになる機運に恵れて、學制も次第に整ひ、明治二年藩主義濟(第十一代)の時校舍も殿町に新築されて、名を日新館と改めた。

### 三、文武獎勵の諭達學規

維新前に關する文書は散佚して知る由もないが、藩主義濟の布令、諭達、學校規則に依つて、その教育の目的が奈邊にあつたかを知る事が出來よう。

明治二年正月八日の諭達

學校建設人材繁殖し文武共に隆盛致度處方今國事多端取調不行屆先づ假に軍務局を文學局に兼用し文武勵精可致候事

#### 軍務局學舍規則

- 一 國體を辨し名分を正すべき事
- 一 虛文空論を禁じ着實を旨とし文武一致に修業すべき事
- 一 皇學漢學洋學共互に是非を争ひ固我の偏執有之間敷事
- 一 毎年兩度學業之成否を試むべき事

一七歳より必ず入學致すべき事

右之通可相心得事

明治二年正月八日

#### 學校規則

一 學校は禮義の場所柄藩内の子弟は別て管内庶民の軌範に候間禮讓厚く進退不遜の振舞無之都て不作法の事有之間敷事

一 學問の趣意は己を正して人を正し上君を補佐し下庶民を撫育するの大本を服膺し國體名分を辨知し方正にして禁令を固守し假にも輕薄浮靡の邪行を戒しめ日夜勵精可致事

一 文武は車の兩輪鳥の雙翼に比し士たるもの兩道一日も放慢怠惰有之間敷岐して二道に相分れ候ては藩屏の重任をも汚し候様成行候に付以後文生も餘暇の以て武局に出で武生も餘暇を以て文場へ可罷出候事

右之條々相定候也

明治二年七月九日

### 四、職員生徒

維新前の職制は明かでないが、維新後學制頒布前のものは大體次の如し。

督學	掌監督文武學政考撰	俸祿	現米二〇石	一人
教授	掌教育人材判學政考試學徒	俸祿	現米一四石	一人
助教	掌教授經業課試生徒	俸祿	現米一〇石	一人
舍長	掌監督學校生徒	俸祿	現米六石	一人



右の俸祿は在職中の官祿であつて、他に家祿をば與へなかつた。若し家祿が官祿より多きものは、家祿を與へて別に役米等の制はなかつた。藩學の興隆に努めた教官には、先に述べた池田勲一郎、鳥取藩の儒者正墻薫がある。

生徒は藩士の子弟のみに限ることなく、庶民の子弟も學長(督學)の許諾を得て入學することが出來た。入學の年齢は七歳で、藩士の子弟は必ず入學して文武を兼修させ、五年乃至七年を経て退學した。生徒には、但馬の他藩のやうに通學生、寄宿生の別があつて、月謝の類は一切徴收しなかつたが、寄宿生は勿論自費であつた。願ひによる遊學生は藩費を以つてすることもあつたが、藩費の都合で私費遊學を許し、その學費の幾分を補助する時が多く、一定した制はなかつた。

その生徒概數は、維新後は通學生四十人、寄宿生十五人であつた。

### 五、授業

授業は辰の刻(午前八時)に始つて、申の刻(午後四時)に終り、更に毎夜酉の刻(午後六時)より亥の刻(午後十時)まで夜學輪講があつて、一、六の日は課業を休んだ。教授は、生徒の學力の程度によつて數級に分け、句讀師一人にて五人乃至十人を受持ち、出席の順序に従つて讀方を授け、習熟する者より順次に教授、助教の授讀・聽講・點檢等を終へ、更に前日學習した所を温習した。午後は多く筆道の時間に充てられたやうである。

その教科は漢學を主として、他に和學・算術・筆道を課し、その教科書は、孝經・四書・五經・小學・古文眞寶・文選・文章軌範・國史略・十八史略・史記等であつた。

試験は毎月三回行ふものを復讀、春秋二回に行ふものを大復讀と呼び、大復讀には藩主及び監察諸員が臨校した。平素品行方正にして能く規律を守り、且つ學業優秀或は進歩顯著なものには、左の雛形の如き功證牌若干を與へ、過失ある度にその功證牌を沒收して罪を償はしめた。若し功證牌が盡きて、更に過失ある場合は、終業期限に歸宅させないで

(これを晚留と云ふ)更に學習を命じた。又出席率の良好なる者には、年末に上田半紙若干(凡三百席以上に二五東二百席)を賞與し、年長にして業の進みし者には彈藥、棒鉛若くは書籍を與へて賞とした。



用紙 西の内  
縦 五寸  
横 一寸五分

館内に於ける訓練は、次の禁制に依つてその概略を知ることが出來よう。

### 禁制

- 一 喧嘩口論は素より渾て無用の雜談及他人を誹謗し或は自己の意見を張り人の善を妬忌し或は長者を嘲弄し長者は幼者を欺蒙致す等の儀決して有之間敷事但高聲高笑堅く禁制の事
- 一 寮中寄宿の者一切夜行を禁す但不得止事故あるときは寮長或は役掛迄相届五鼓歸寮すべし尤自宅へ要用病人等の節は其旨相斷可申事
- 一 學中禁酒の事但格別飲酒を好むもの少量獨酌するは不苦と雖も寄合出し合杯と稱し飲食醉飽の風俗有之候ては學校の體裁に有之間敷儀に付堅く禁制すべし
- 一 草履木履傘笠等其他の器物能々彼我を正し亂着放縱致すべからず候事
- 一 洒掃應待毎朝課程を立書籍筆硯等清潔にして各受教の業を可相(以下不明)

### 六、經費

維新前は、學費、學田の區別なく藩費用より支辨し、維新藩治改正の際、米二百五十石を文武の費用に充て、且つ藩士より差出したる山林等の生産を以つて學費に充てた。かくして村岡藩の教育の中樞であつた。明倫館(後の日新館)は、明治四年廢藩と共に閉校された。



### 第三章 郷 學

#### 第一節 出石藩の郷學

出石藩の郷學は、維新後舊藩主仙石久利が、庶民の教育興隆のため創めたもので、何れも藩の直轄であつた。

##### 一、市 校

明治三年十二月二日、出石町舊尊重院及び眞覺寺の二箇所に開設せられ、足輕以下庶民の子弟を教育したのであるがその開設の目的は、次の布告に依つて窺ふことが出来る。

明治三年十一月市校開設の布告

今般 朝旨奉戴藩政令改革候に付ては市中職吏も追々才識に従ひ令進退候儀も可有之就ては不教責成候次第に相成候ても不便の至に候間爲市中教育市校取開候間望之者は從來月二日可罷出候事但八木町本町宵田町裏町以東は舊尊重院へ罷出田結庄町以西は眞覺寺へ可罷出候事右之趣市中不洩様可相觸者也  
市校經營の概況は、次の學規に依つて知ることが出来る。

##### 市 校 掟

一 御誓戒御制札之趣厚く奉戴し師弟之禮實踐之分長幼の序堅く相心得身を顧み専ら商業筋を講究し蓄財興産之心掛可爲專要事但萬一心得違之族有之 朝政之是非朝官之得失等漫に借議致候者於有之者嚴重罪科可申付事  
一 八歳にして入校し十五歳にして退校すべき事但十五歳以上たりとも人物才學に寄ては市校學職に相用候者勿論其

外市中職吏に相用候儀も可有之事

一朝七時より十時まで讀書書學兼修め十時より十二時まで算學致すべき事但志篤き面々は師弟申合次第晝夜修業勝手たるべき事

一 猥に缺席致す間敷候疾病吉凶等有之節は其段相斷るべき事

一 喧嘩口論は申迄も無之無益之雜談不公之飲食堅く令禁止候事

一 火之元厚く入念洒掃怠らず下駄草履亂着致間敷事

職員	授讀師	授書師	授算師
學級	大舍生	中舍生	小舍生

##### 市 學 課 程

大舍生(素讀)神皇正統記、國史略、但馬考、十八史略、元明史略、清三朝事略、西洋事情(書學)、消息往來、千字文(算學)、方程、天元

中舍生(素讀)、皇號、大和小學、日本歲時記、論語、孟子、小學、坤輿圖識、(書學)本邦國郡、本邦年號、萬國都府(算學)、求積、差分、開平方、開立方

小舍生(素讀)、大統歌、孝經、大學、中庸、三字經、商賣往來、世界國盡(書學)、五十字母假名、眞名九九、數字、十干、十二支、偏旁(算學)、寄せ算、引き算、八算見一異乘同除

一 市校教官職捧二名づゝ從藩廳差遣候事

一 郷校出張之者へは從其郷食料差出候尤都合に寄り僕婢之内一人召連罷越候儀も可有之事

一 市郷校教官半年毎に交替可致事

一 市郷校開閉左之通可心得候事



正月二十日開、七月朔日開、七月二十日開、十二月十日開、  
この市校は、明治四年十月藩學に合併せられたものであるが、その他に就いては明かでない。

二、郷校

明治三年十二月五日、市校と殆んど同時に、出石郡久畑村光蓮寺、出石郡神美村善教寺、城崎郡日高町立光寺、養父郡口大屋村福王寺、城崎郡竹野村興長寺の五箇所に開設し、専ら庶民の子弟を教育した。その開設の布告、掟は市校の場合と同様であるが、その生徒の大部分が農村の子弟であるが爲に、農事に關する色彩が濃厚である。例へば郷校掟の中に

- 一 冬春農業閑暇之硯寄宿修業致度面々は願之上差許すべき事
- 一 五月農務格別繁忙之節は宜敷を計て暫時休校すべき事
- 一 三々休業之事

とか、又その教科書に農人往來を加へるとか、更に寄宿の午後の課業に、農業全書、農人囊、農家貫行、田畝年中行事門田榮、農家自得、農家備要、農家花曆、泰西農學等の素讀を課するか配慮してゐる。これ等の郷校は明治五年學制發布と共に廢校となつた。

三、女學校

明治三年一月二十二日、女學上校は出石町心光院、女學下校は同町勝福寺を假校舍として開設せられ、上校は藩士の女子を、下校は足輕以下庶民の女子を教育した。その開設の目的は次の布告に依つて知ることが出来る。

明治三年正月女學上校開設の布告

今般藩政御一新に付淫亂嚴禁被申付候得共淫亂之本防遏之爲女學校御取立相成女子御教化被遊候思召に候得共内外御多費之折柄御財力被爲屆兼候に付當分之間以心光院假女學上校と被遊候間八歳以上十三歳以下之女子有之候向來る二十二日より可差出候事

女學下校の布告では上校を下校、心光院を福勝寺、八歳以上を十歳以上となし、他は總て同文である。その訓育、授業等の概要は、次の掟に依つて知ることが出来る。

女學上校掟

- 一 君と親との恵みを思ひ身分を謹み言葉かすを少なくすべき事
  - 一 師弟の間睦しかるべき事
  - 一 八歳よりまかり出十四歳に至り退ぞくべき事
  - 一 七字より十字までは心得がた讀書を學び十一字よりにたきぬひつむぎを學び三字に至り歸るべき事但畫いひは家々より相をくり添へものはにたきをまなぶもの稽古に致すべき事
  - 一 祝のごとかこてごと並にやまひなどあるときはそのむね斷り申すべき事
  - 一 第一よみかきをならふべき事、第二ぬひつむぎをならふべき事、第三にたき心得方をならふべき事、但しやすみの際には琴のひき方ピストホルの打方をならふべき事
  - 一 三々かうしやく 五五 よみしらく かき 七七ぬひしらく 九九 にたきしらく 二々 やすみ
- 下校の掟では、「ピストホルの打方」の數字を省いてあるのみで、他は總て同文である。



## 第二節 豊岡藩の郷學

## 一、女 學 校

明治三年六月八日舊藩主京極高厚が、豊岡町宍田町門内宇東御庭即ち元稽古堂の址に開いたものである。その創設の由來は、日本教育資料に

維新前後學事日に隆興男子の教育稍叙に就けば則女子の教自ら設けざるべからず之此校を創立する所以也而高厚の心を學事に用ゐるも亦是に於て乎見るべきなり

とあり、又開校當時の概況は、明治三年六月二日の藩廳布令に明かである。

一 此度女學校御設相成候に付七八歳以上の女子入學被仰付候事

一 成童にも相成候女子は家事の都合も可有之候間入學の義可爲隨意事 但草創の際制度未具教授行届兼可申間幼稚の

女子たり共入學不相願外方へ差遣候儀是又可爲勝手事

一 來月八日朝五つ時より開校相成候事 但入學の節は母或は姉同伴可致若母姉共無之之向は親類の婦人可致同伴事

一元稽古堂以來女學校と可稱事

教官は總理舊藩主夫人、取締兼諸禮世話方伊藤善之、漢學師稽古堂學長久保田精一、國學師宮本池臣、讀書習字兼裁

縫師舟木三保子、猪子禮子、木下保野子、舟木英子、堀喜志子、田村與字子で何れも舊家臣の夫人にして年長者であつた。

生徒は舊藩士の女にして、年齢は七、八歳以上十五、六歳以下で通學生の數は約四十人であつた。

この女學校は前述のやうに明治三年六月八日に開校して、明治四年十一月に廢校となつた爲め、生徒の學級も授業の方法も整はず、その授業時間の如きも毎日三、四時間であつた。その教科は、素讀・習字・裁縫・聽講・女禮・作文・詠歌

奏學等で奏學は未だ行はずして止んだ。教科書には、素讀に女大學、女今川、女庭訓、女用文章、百人一首、古今集、女誠、孝經、四書、小學等であつた。

## 二、小 學 校

舊藩主京極高厚の創設した藩直轄の學校で、その名稱は稽古堂を以つて大學に例へ、これに對して名づけたもので、専ら庶民の子弟を教育した。明治三年六月二十七日の市街への達し

近者文運日に盛に相成候に付ては庶人に於ては書籍に涉らざれば今日之事務に差支へ候間此度市中小學校取建立正寺庫裏相用盆後より開業に及候に付子弟有志之者共入學可致尤願望之者は前廉居町少市長を以て右掛へ可申込事右之趣十町小前末々まで無遺漏可申付者也とあつて、七月十八日に開校した。

職員には取締一人藩士津山麓、國學師一人竹田の人宮本池臣、書學師二人京都の人平井欽彌、藩士高橋九十郎、世話掛數人には、町内の富裕な人望ある人を充てた。生徒は百三十人であつた。

學科は、讀書・算術・習字・作文・修身談で、讀書の教科書には三字經・孝經・小學・四書・五經・日本外史・童子經・實語教消息往來の類、習字には、諸往來・名頭・字村名・町名・國名、狀の文の類で總て商家には必要なるものを用ひた。

校費は町内よりの支出で、僅かに藩費を以つて補助したに過ぎない。併し職員中の世話掛の他は大抵藩費を以つて支給した。

小學校は常に稽古堂と連絡して、稽古堂の學長も時々出校して、講義を行つた。又優秀なる者は稽古堂に入學させる豫定であつたが、開校僅かに一年餘、明治四年廢藩の際に閉校した。



### 第四章 但馬の私塾

#### 第一節 概説

但馬に數ある私塾の中で、塾主の人格、識見、素養、徳化及びその規模等に於いて、但馬教學の誇りとして特筆すべきは、池田禎藏の開いた青谿書院である。幕末から明治維新へのもの凄い奔波の中にあつて、單に但馬教化の淵藪であつたのみならず、新興日本の一大教化の淵藪であつた。笈を負ひ教へを乞ふものは西は肥前、長門から東は江戸、下野に及び、その數實に二十九ヶ國に上つた。東に近江聖人あり、西に但馬聖人あり、或は西に松下村塾あり、東に青谿書院ありとの言葉を聞くのも決して過言でない。

自成軒、味道館はその門人の開いたものであり、又寶林義塾、山陰義塾はその門人の學を督したところである。併し八鹿の山陰義塾は、但馬地方に於ける中等教育機關が完備せぬため、佐伯理之助、米田喜太夫、小島禎助等の發起で設立したもので例へ、その名稱が塾であり、又その教科が漢學を主としたものであつても、その組織内容が今の中學校に等しく、しかも設立が明治二十年であるため、茲では割愛することにした。

#### 但馬の私塾表

名稱	學科	所在地	設立年代	廢業年代	男女生徒	身分	塾主氏名
不 明	漢學	出石郡出石町馬場	天保六年	不 明	男 七十一	士	小山 徳助
幽蘭舍	同	同 出石町伊木	不 明	天保八九年頃	男 六十一	士	櫻井 一太郎
明德館	和・漢學	朝來郡生野町口銀谷	天保十二年	明治五年	男 七〇	平民	藤本市兵衛

名稱	學科	所在地	設立年代	廢業年代	男女生徒	身分	塾主氏名
青谿書院	漢學	美父郡宿南村	天保十四年	明治十一年	男 一五〇	平民	池田 禎藏
默謙齋	同	出石郡出石町谷山	弘化四年	文久二年	男 七〇	士	堀田 爲之
孚光堂	同	同 出石町東條	安政三年	明治五年	男 七〇	神官	林 鼎一
松琴樓	同	同 出石町伊木	安政五年	明治元年	男 五〇	士	島村 衛平
自成軒	同	朝來郡和田山町	文久三年頃	明治四年	男 八六	平民	安 積 榮
虎溪書院	同	同 竹田町	文久年間	明治七年	男 七〇	平民	習 田 篤
味道館	同	美方郡濱坂町	明治三年	明治六年	男 一五〇 女 一五	平民	森 周一郎
寶林義塾	同	豊岡町本	明治十年	明治十八年	男 一〇〇	士	久保 田 精一

#### 第二節 但馬私塾教育の實際

##### 一、幽蘭舍

塾主櫻井一太郎は、諱は苗、字は伯蘭、石門と號し、寛政十一年五月出石藩の儒者櫻井東門の長子に生れ、赤穂の儒者赤松襄南に學んで、仙石侯の侍講となつた。その年代は明かでないが、父祖の代から開かれてゐた私塾幽蘭舍にあつたのはこの頃であらう。文政十一年藩主仙石久利の命によつて、支族仙石彌三郎の家政を整理し、四年の後藩學弘道館の督學となつた。その後藩の財政を掌るに及んで、議にあつて職を去り京都に上つて、有栖川親王、二條藤公の侍講となつた。幽蘭舍を閉ぢたのも多分此頃であらう。當時如何にその講義が衆に勝れ、生氣潑刺たるものであつたかは、その門人林鼎一が「一太郎先生は講釋の巧妙なること天下無雙とも稱すべき程にて、嘗て故ありて士籍を辭して京に出でられ、當時老儒の縉紳侯伯より招かれて書を講ずる時、先生の同席と聽きては皆躊躇畏難せり。先生の詩經を講ぜらる



ゝときには、奥方、姫君など皆涙を流しけるとぞ」と語つてゐることで知られる。

天保十四年閣老松代公は、白川侯岡部氏、岡侯中川氏、綾部侯九鬼氏等をして、出石藩の政治を整へさせ、一太郎は再び召されて督學となり、更に會計をも掌り、出石領に義倉を設けるなど、藩政に貢献すること頗る大であつたが、嘉永三年十二月十八日京師に於いて歿した。その著には

毛詩學斷三卷(未完)、尙書學斷二卷(未完)、秦漢以上經籍考一卷、恢復秘策一卷、東北事宜一卷(敦賀より鹽津まで川船地車運送銀假仕出し一卷圖一枚添)、穀政管見一卷、學典筆存六卷、天真公制中雜記一卷、赤穂みやけ一卷、南海奇獲一卷、論天小録一卷、天學秘鈔一卷、割雞小録一卷、石門漫筆一卷、談苑一卷、續但馬考稿四卷、石語四卷、但州人文年表一卷、但州人物紀略一卷、但馬神社佛閣舊記二卷、但馬名家系譜五卷、石門集前編二卷、石門集後編一卷、石門一夜百首一卷等がある。

## 二、明徳館

明徳館は、天保十三年生野町の富豪藤本市兵衛の建議に依り、代官大草太郎左衛門が今の生野町口銀谷に開いたもので、始めは尊性堂と呼び、弘化三年に名を麗澤館と改め、更に慶應四年明徳館と稱するやうになつたが、一般に生野學問所と呼ばれてゐた。

開講に際しては、出石藩の儒者櫻井石門を招き、その他名ある賓師には、大阪の儒者篠崎小竹の門人小川民徳(豊後の人)がある。その他の教師は、代官所の役人がこれにあたり、その主事には創設に功のあつた藤本市兵衛、その養子藤本市兵衛義方があつた。

生徒の入退學の年齢については、審かにすることを得ないが、明治三年頃の生徒概数は男生徒七〇人であつた。課業は一月二十日に始つて、十二月二十日に終り、毎月一日、十五日、五節句を休日とした。教科は漢學を主とし、

これに和學、習字を加へ、主なる教科書には、四書・五經・左氏傳・莊子・公羊傳春秋・戰國策・史記・漢書・晉書・唐書・淮南子・説文・日本書紀・續日本紀・皇朝史略・續皇朝史略・海國兵談・日本外史・六諭衍義等があつた。

主なる年中行事には、一月五日又は八日に讀書初と稱して、代官以下諸役人、町内有志が禮装して列席し、講釋の後に神酒、雑煮を戴き、三月三日頃を釋奠の日と定めた。又隨時大講釋の日を定め、講釋の後に必ず代官より盃を戴くを例とした。

年五、六回代官臨席のもとに。試験を行ひ、優秀なる者には半紙を與へて賞とした。

館の經營は有志の獻金を積立てこれを民間に貸與して、その利子で經營したが、主として藤本市兵衛の盡力によつて維持された。東修謝儀は他の例に見るやうに、一定してゐなかつたが、入學に際しては金五十疋、盆に金一兩、正月に銀札一匁、五節句に銀札四匁を例とした。

小川民徳著 生野孝義傳、學問所行日記、其他の日記、覺書、詞歌等が残されてゐる。

## 三、青谿書院

### 1、開塾

但馬の儒者池田禎藏は、諱を緝、字を子敬、草庵と號し、文化十年七月養父郡宿南村農池田孫左衛門の三男に生れた十九歳の時京都に出て後の岸和田藩の儒者相馬九方の塾に學び、塾にあること五年、天保六年二十三歳の夏洛西の梅の宮及び松尾山にあつて、深く春日潛庵と交り専ら餘姚の學を研鑽した。天保十一年住居を京都一條坊に定めて、家塾を開いてゐたが、熱心なる郷黨の懇請に動かされ、天保十四年六月八鹿村(今の八鹿町)西村莊兵衛の立成舎に私塾を開き、更に弘化四年六月その生誕の地養父郡宿南村に書院を建てた。これ實に但馬教化の淵藪青谿書院である。塾名の來つた所は、その手になる青谿書院記に明らかである。

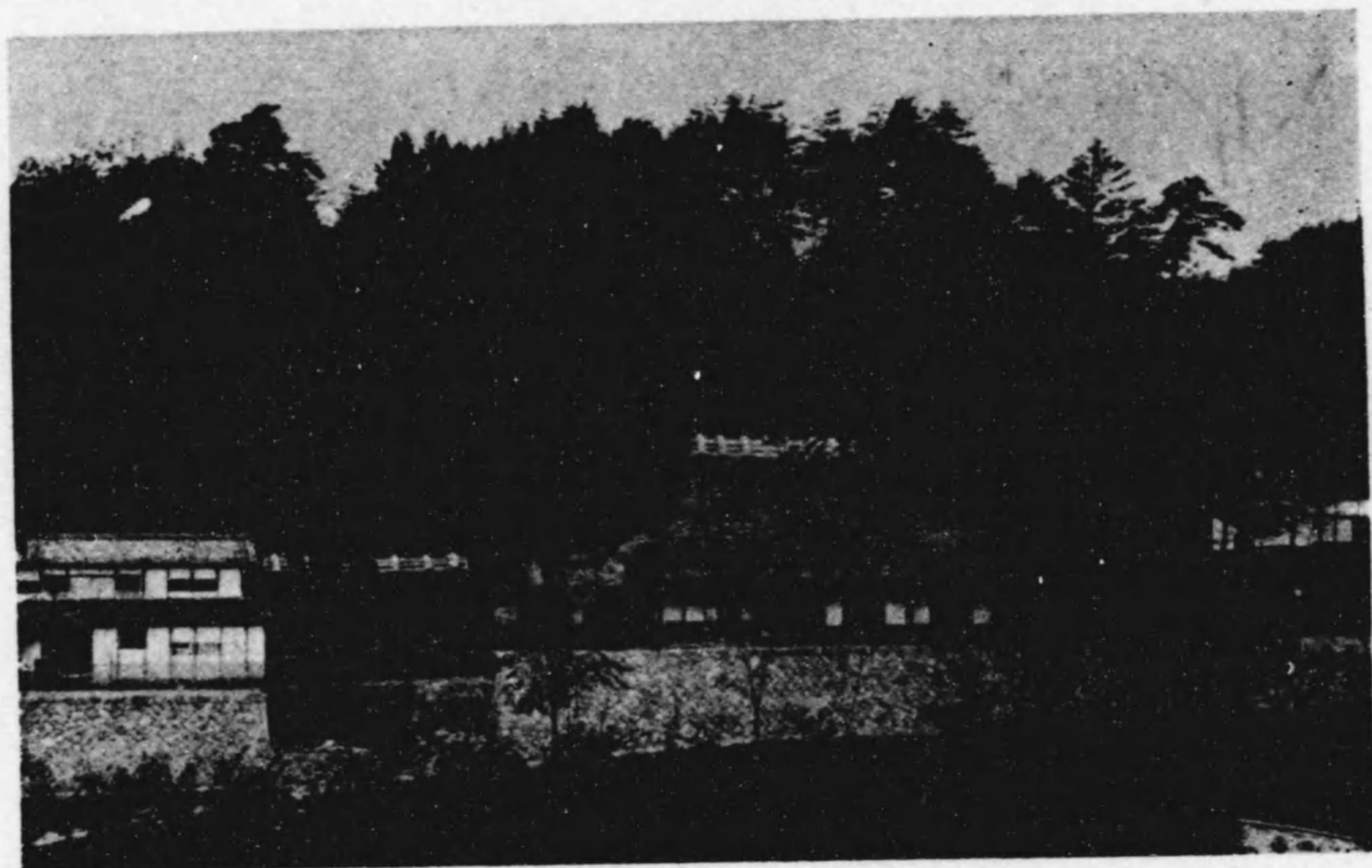


## 青谿書院書

青谿書院池田緝讀書之處也緝自弱冠去國而游尋師訪友以爲學焉其間或寓於京或棲遲於京西松尾之山中既而又移於京年已過壯乃復負笈歸其歸也無所居止因借八鹿西邨氏之山館者四五年而築此院弘化丁未六月實始徒焉然後吾終焉之圖定矣院倚山而設又與山對兩山相距僅百餘步皆不甚高所倚曰源氏所對日夜氣間有流泉曰青山川青谿之所由名也沿谿而上二里許有青山邨山農數十家擁蔽林樹微露屋角推窓而望之則宛乎如仰仙區乎縹渺之際矣還而憑欄則鷹巢巖竦干其北進美赤崎之諸山橫干其東而蓼川之水向巖而注又折而東矣青郊白沙遠林深叢映帶乎其左右於是乎春則愛其新綠夏則迎其涼風秋而黃葉爛漫冬而冰雪皎潔若乃朝焉含雲吐烟變態不窮暮焉夕陽回光瀟灑清迥而又寥廓幽遠矣而庭際雜植松竹櫻梅桃李海棠的皪開落之花歲寒後凋之葉亦足以娛目怡心焉而山禽溪響與吾讀書之聲日夕相應答不已嗟乎是乃吾之所以優游自適樂而待老焉者也抑古人有言曰自有宇宙以來已有此溪山還有此佳容否然則非溪山之難得而佳客之誠不易遇也昔者嚴子陵隱於富春而釣臺儼然不朽龐德公栖於鹿門而勝迹至今猶存乃今如此青谿之勝亦所謂自有宇宙以來已有之者而託迹於此以占其形勝者實自吾始苟吾之不愧古人則流風餘韻亦自歷久不絕而青谿之勝必當與夫先世高蹈之逸蹤千古相輝映以倍其真致矣不然則境不負其人而人負其境乃我之有今日亦是以爲山靈之汗辱矣夫奉身入山者固無意於當世矣然而不能無意於百世之後者亦有志者之或所不廢也敷安政丁巳季夏緝自記

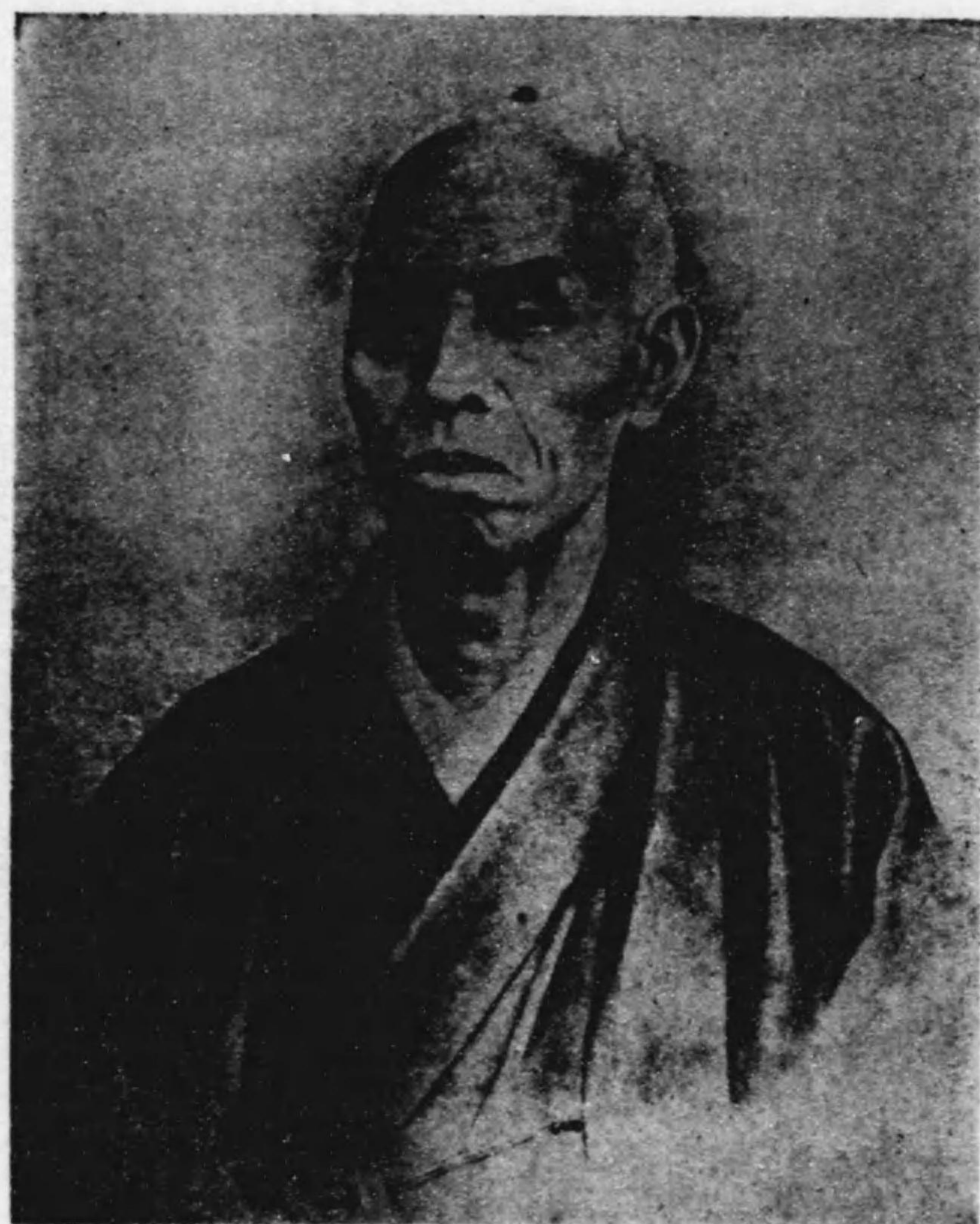
## 2、塾 舍

書院は藁葺の二階造で、階下は八疊の塾主の部屋、八疊の講堂、八疊の塾生學問部屋二室の他に、六疊一室、四疊半一部屋、四疊二部及び炊事部屋があり、二階は四十二疊の塾生の寮舎となつてゐた。然るに寄宿生が次第に増加するに

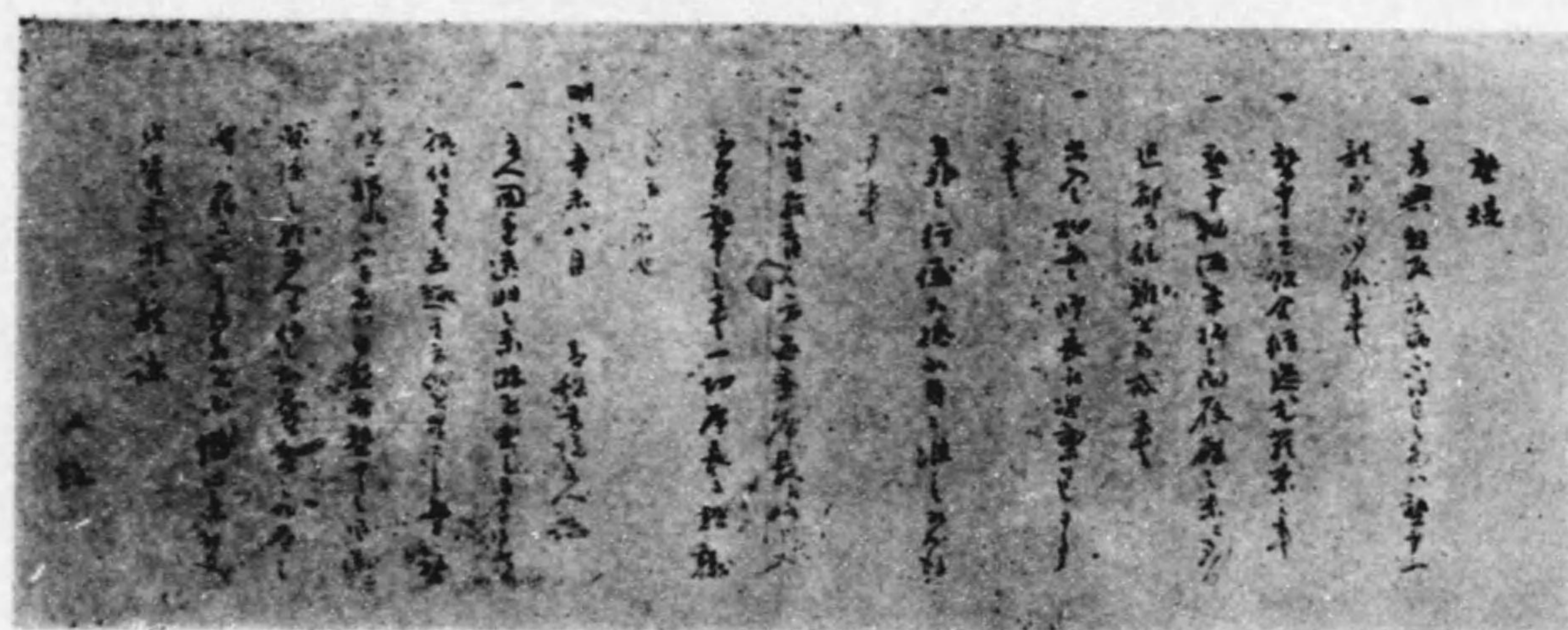


(村南宿郡父養)景全院書谿青





池田草庵畫像



青谿院塾規(草庵の筆)

及んで別に二階建の二寮を新築した。その一は、上下共に八疊で、階下を小心寮階上を松風洞と名づけ、他の一は、上下共に十疊で、階下を精義寮、階上を晚晴樓と名づけた。

### 3、學 風

明の節義の士劉蕺山の朱王合一の説に深く傾倒して、朱子學、陽明學の何れにも走らず、その兩者の間に道を求め、その教育は全く至誠の教育で、口を以てせず身を以つてこれに當つた。その一言一行は總て教育であつて、自然の薰陶を期せられた。

### 4、生 徒

生徒の入塾年齢は一定してゐなかつたが、大體今の中學校に入學する年齢に相當してをり、又在塾する年限も一定してゐなかつた。明治元年に於ける生徒總數は、男百五十人で、生徒には通學生と寄宿との別があつて、寄宿生の最も多き時は、六十人を越えた。

立成舎以來入門大帳に載せられた生徒數は、六百七十三人であるが、この外京都に於いて、豊岡、福知山の藩學にて教へを受けた者、その他の者を合算すれば、更に夥しい數に上るであらう。生野義舉に參劃した北垣晋太郎(男爵北垣國臣)、進藤俊三郎(正金銀行頭取原六郎)勤王の士西村敬藏、豊岡の寶林義塾に一新機軸を劃した久保田精一、和田山に自成軒を開塾した安積樂之助、濱坂に味道館を開塾した森周一郎、八鹿の山陰義塾に教へを垂れた齋藤哲太郎、文部大臣樞密顧問官を歴任した男爵久保田讓、錦鷄間祇侯久保田貫一、東京帝國大學總長文部大臣を歴任した子爵濱尾新公、爵一條實輝、岩國の陸軍大將井上光、第四高等學校長吉村寅太郎、學習院教授たりし和泉の土屋鳳洲、美作の芳村正秉等は何れもその教へをうけた人々であつた。

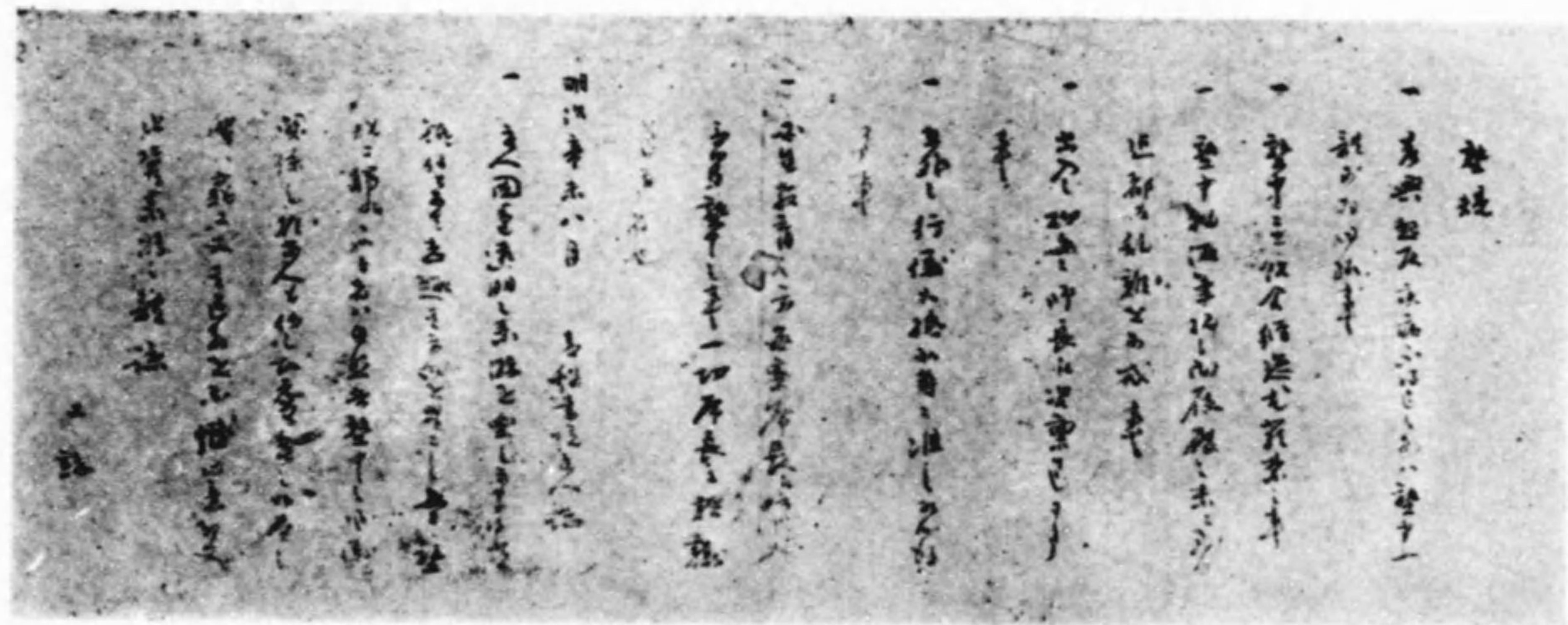
### 5、授 業

教科はいふまでもなく漢學が主で、時に塾主自ら習字を教へることもあつた。定つた教科書もなければ、一定した學





池田草庵畫像



青谿院塾規(草庵の自筆)

及んで別に二階建の二寮を新築した。その一は、上下共に八疊で、階下を小心寮階上を松風洞と名づけ、他の一は、上下共に十疊で、階下を精義寮、階上を晩晴樓と名づけた。

3、學 風

明の節義の士劉戡山の朱王合一の説に深く傾倒して、朱子學、陽明學の何れにも走らず、その兩者の間に道を求め、その教育は全く至誠の教育で、口を以てせず身を以つてこれに當つた。その一言一行は總て教育であつて、自然の薰陶を期せられた。

4、生 徒

生徒の入塾年齢は一定してゐなかつたが、大體今の中學校に入學する年齢に相當してをり、又在塾する年限も一定してゐなかつた。明治元年に於ける生徒總數は、男百五十人で、生徒には通學生と寄宿との別があつて、寄宿生の最も多き時は、六十人を越えた。

立成舎以來入門大帳に載せられた生徒數は、六百七十三人であるが、この外京都に於いて、豊岡、福知山の藩學にて教へを受けた者、その他の者を合算すれば、更に夥しい數に上るであらう。生野義舉に參劃した北垣晋太郎(男爵北垣國臣)、進藤俊三郎(正金銀行頭取原六郎)勤王の士西村敬藏、豊岡の寶林義塾に一新機軸を劃した久保田精一、和田山に自成軒を開塾した安積樂之助、濱坂に味道館を開塾した森周一郎、八鹿の山陰義塾に教へを垂れた齋藤哲太郎、文部大臣樞密顧問官を歴任した男爵久保田讓、錦鷄間祇侯久保田貴一、東京帝國大學總長文部大臣を歴任した子爵濱尾新公爵一條實輝、岩國の陸軍大將井上光、第四高等學校長吉村寅太郎、學習院教授たりし和泉の土屋鳳洲、美作の芳村正秉等は何れもその教へをうけた人々であつた。

5、授 業

教科はいふまでもなく漢學が主で、時に塾主自ら習字を教へることもあつた。定つた教科書もなければ、一定した學



級もなく、唯學力ほゞ等しき者を集め教授するに過ぎなかつた。塾則、學規の如き成文は初めからなく、維新後總て私塾は免許を要することになり、そのため當時止むなく作つた授業次第に依り、その課程及び教科書を知ることが出来る

授業次第大略

小學、大學、論語、孟子、中庸、近思錄。

此是自始學至成德、日用之間、切近著實之學問。

其他如孝經一書、錯誤不少。且其要領朱子采摘載小學、則不必別要講習。詩經、書經、易經。

此是士大夫國天下經濟之大學問。

其他如三禮儀禮殘缺不全。周禮疑義不少。載記亦純駁龐雜。且其日用切近之語。朱子往摘在小學中。如是等之書學通識明之後。各自斟酌商議可也

十八史略、左傳。

此是闕世故按興亡、投機應變之學問。

其他國語則非左傳之比。如公穀二傳、亦恐出附會。自是以往、本史編年之類、各自涉獵取益可也

文章軌範、唐宋八家文。

此是文字著作、立言練習之學問。

其他明清諸名家之文、亦各自任意習讀可也。

右授業次第大略如是、惟願士子輩讀學庸等之書、以建堅其根基、讀詩書等之書、以展拓其規模、讀左傳等之書、以磨鍊其伎倆、讀八家等之書、以暗其遺言之法、上則獻扶君父、下則應接他邦、不然則建一家之言、傳之後世、而待其時亦丈夫之壯志也。

傳習錄、劉氏人譜、儒門語要。

此是一般篤志之士、甲功路徑、得失商量之學問。

自是而後、宋明諸儒文集語錄之類、商量講究、博其旨趣以極古今之學變亦可也。

大學衍義、名臣言行錄、靖獻遺言、日本政記等。

此是燕間從容、啓沃密切之學問。

自是而外、和漢先輩所著、有益於世道人心之類、擇而讀之亦可也。

講義は經書と史書を隔日に課し、その他講義の他に質疑、會讀、課文があつたことは云ふまでもないが、詩は全く課せられなかつた。生徒は毎日午前午後一回づゝ業を受け、年少者は、年長者より句讀を授けられた。聽講の際は、生徒は机を用ひず、書物を扇子の上に置かせた故に、一座自ら肅然として、世間にありがちな机にかくれて、悪戯を爲すが如きことはなかつた。

又終日坐讀することを避けて、常に生徒に對して山河の跋涉を勧め、自らも生徒を連れて山に登り、詩を朗吟したり或は風俗の頹廢を嘆いては「天下の風俗を挽回せんと欲せば、先づ一郷の風俗を教ふせざるべからず」と教へて、養老會を催し生徒をしてその間を斡旋せしめられた。

寄宿寮の規則も始め成文はなかつたが、後に左記の塾規を掲げ、生徒と起臥を共にして畑を耕し、米菜の買出し、炊事、會計に至るまで總て生徒がこれに當り、その生活は鍛鍊的、自治的に暮らされてゐた。舍費は一日米六合、金銭二分としたが後に金銭一匁五分とした。

塾規

一晨興起居疾病不得已之外は塾中一體可爲同様事

一塾中にて飲食縱恣尤嚴禁之事



一 塾中掃洒筆硯之間屢履之末に至る迄都て亂雜を可戒事

一 出入之砌常に師長へ咨稟いたし可申事

一 在外之行儀大概右等に准じ相心得可申事

一 平生教育之方每寮席長へ略申入置候間塾中之事一切席長に諮議いたし可申者也

明治辛未八月

青谿書院主人誌

一 主人固より遠朋の來遊を楽しみ候へ共、併何となく志趣其方向を異にし、毎に塾記に觸るゝ者は、自然吾塾中之風儀に關係し、當人に於いても何之所益も無之如是之輩は竊に又其退去を不憾、此意却又深冀來遊者之體諒 又誌

休日 毎月朔、望、二十八日を休日とした。

訓戒 若し生徒に善からぬ所行があれば、諄々とこれを訓誡し、時にはその側に黙座せられること數時間に及んだと云ふ又懶惰放縱な者があれば、直ちに父兄に通じて、注意を促し、三回に及べば退塾させた。

6、束修謝儀

束修については明かでないが、毎年申元、歳暮の兩度に謝儀をした。その額は各人の隨意で、概して少額であつた。

7、著書

主なる著書には、古本大學略解一冊中庸略解一冊、讀易錄二冊、尙書蔡傳贅說二冊、草庵集三冊、肄業餘稿一卷、鳴鶴相和集一卷、山窓功課十冊等がある、何れもその他の關係書類、器物と共に、今尙青谿書院に藏されてゐる。明治十一年九月二十四日六十歳にて病死した、歿後三十八年を経た大正四年特旨を以て從四位を贈られた。

#### 四、默 識 齋

塾主堀田爲之は、名は遊、字は子敏、反爾と稱し、省軒はその號、後に名を爲之と改めた。文化五年出石藩士本間義

制の二男に生れ、堀田篤恭に養はれ、性質は豪邁氣を負ひ特に武技を學んで、弓・馬・槍・刀に長じてゐた。偶々武事ある者は必ず文備ありと云ふ家語の講義を聴き、驟然と悟るところがあつて、出石藩の儒官櫻井石門に師事し荻生徂徠の學を好んだ。後に筑前の龜井鳴州、藤澤東咳の門に入つたが、東咳は門人と云ふより寧ろ益友として待遇した程であつた。歸藩して藩學弘道館の講師となり、この頃默識齋と呼ぶ塾を開いた。併し塾の概況については、日本教育資料に載せてある以上に知ることは出来ない。その後郡奉行、町奉行、勘定奉行、弘道館締役、先手物頭、大參事等を歴任し、弘化、嘉永の國家多難に、或ひは明治維新の變革に當りよく藩の歸趨を指導して誤らなかつた。明治十二年六月、七十二歳で歿した。著書に省軒集がある。

#### 五、孚 光 堂

塾主林鼎一は、栖碧と號し出石神社の神官で、文政十二年出石に生れた。幼にして藩の儒官櫻井石門に學び、十六歳の時大阪の儒者篠崎小竹の門に入つた。學ぶこと二年更に頼山陽の門下京都の儒者牧百峯に就いて、頼復太郎、頼三樹三郎兄弟等と共に琢磨し、殊に三樹三郎とは深交があつた。更に江戸に出て佐藤一齋の門に學ぶこと四、五年にして京都に歸り、母の病の急を聞いて二十八歳の時出石に歸り、家塾孚光堂を開いた。明治五年學制の頒布と共に家塾を廢したが後に再び成藍舎を開いたり、宗鏡寺内に設けられた曹洞宗の中學林に教鞭をとつてゐた。明治三十六年七十五歳の齡を以つて病歿した。

孚光堂で教を受けた門人中傑出した者には、大阪市電病院長醫學博士池田武夫、日本勸業銀行取締役伊崎光衛等がある。

#### 六、松 琴 樓



塾主島村衡平は、名を鼈、字は千里、通稱を懐甫後に衡平と改め、弘堂と號した。文政四年正月豊岡藩士下村信來の息として生れ、出石藩士島村光恭に養はれた。幼き時から聰敏にして學を好み、出石藩の儒官櫻井石門、井上靜軒、堀田省軒に學び、更に大阪に出て儒者藤澤東亥、江戸に遊んで儒者遠藤義齋に從うて修學した。その學は學派に拘泥せず専ら經世有用に志した。歸藩して藩學弘道館の講師となり、傍ら私塾松琴樓（一名言泉閣）を開いて子弟の教養に努めた。

學科は漢學を主とし、別に書學を加へ教科書には四書・五經・蒙求・史略・往來物等があり授業は午前七時に始つて、午後五時に終つた。その塾則に次の如きものがある。

## 塾 則

- 一 朝廷の聖化を遵奉し孝悌忠信禮義廉耻を守り長幼の節廢すべからず
  - 一 無用の雜談不益の議論堅く禁ず喧嘩打擲勿論なり
  - 一 私飲私食近隣に惰遊するを許さず
  - 一 升降に履履織笠等を正くすべし
  - 一 都て讀書には實踐を主とし虛萃を勤る勿れ
  - 一 晝夜を問はず失火を戒むべし
- 束修は、大戸酒一瓶餅一籠、中戸は赤飯一籠、小戸は大豆又は小豆一袋或は蔬菜で、謝儀は一日米一合を定則とした。松琴樓に關する文書には、松琴樓課業傳簿、松琴樓<sup>入塾料</sup>覺帳がある。修習料
- 藩政に關しては、幕末から明治維新に亘つて或は入京して機務の周旋に當つたり、或は勘定奉行となり、少參事となつて盡すところ頗る大であつた。子爵仙石政固、櫻井勉は嘗つて弘道館に於いてその教へを受けたのであつた。明治九年一月五十五歳で病歿した。

## 七、自 成 軒

塾主安積樂は、恕堂と號し、池田草庵が天保十四年六月、立成舎に開塾した最初の門人で、當時十八歳であつた。次いで草庵の莫逆の友とも云ふべき京都の碩儒春日潛庵に學び、文久三年草庵の勧めに従ひ、その郷里今の朝來郡和田山町に、私塾自成軒を開いた。

來り學ぶ者は、但馬にあつては、養父、朝來、城崎、美方の各郡、丹波にあつては、氷上、多紀の二郡に亘り、明治初年の調査に依ればその數男八十六名に及んだと云ふ。例へその門人に傑出した人物を出さなかつたとは云へ、何れも地方公益に寄與することの大であつたことは云ふまでもない。明治五年五十七歳で病歿した。

## 八、虎 谿 書 院

塾主習田篤は雪峯と號し、文政十年十月今の朝來郡竹田町の商家に生れた。歳二十五の時始めて學に志し、丹波の儒者小島省齋、江戸の昌平黌、大阪の儒者藤澤東咳に學んだ。更に西に遊んで肥後の儒者月田猛齋を訪ね、文久元年歸國して再び北陸に遊ばんとしたが、偶々生野義舉に遭つて、家に留り家塾虎谿書院を開塾した。

來り學ぶ者には但馬にあつては朝來郡、丹波、丹後にあつては氷上、多紀、天田の各郡に亘つて、遙るか九州より來たるものもあつた。學科は漢學を主とし、午前中は四書、五經、十八史略等の講義があり、午後はその復習をなして、別に休日も設けず晝夜の別なくこれを教へた。明治四年塾を閉ぢ、明治十三年再び開塾して、明治二十二年病のため廢業した。翌年京都に寓居を構へて、僧鉄眼と識り、その推舉によつて智恩院の學寮に聘せられて、明治三十八年病歿した。主なる門人には、松原操藏、長島孚がある。



九、味 道 館

塾主森周一郎は、幼名、紋太郎、字は季忠、梅園と號し天保九年美方郡濱坂町濱の資産家の次男に生れ、安政四年池田草庵の青谿書院に學んだ。時に二十歳であつた。塾にあること十數年、温厚篤實、性直にして、儒學を究め、別に經國の一見識を持ち、郷土濱坂に修學の途の設けなきを嘆じて、明治三年十月五日私塾味道館を開いた。

生徒の入塾年齢は満十歳で、在塾の年限は本人の希望により、在塾するも退塾するも隨意で、一定した掟もなかつた生徒には通學生と寄宿生の別があり、特に寄宿して教へを受けるものは、明治二十年頃は三十名内外にも上つた。創立の時から廢塾の年まで薰陶した生徒總數は、約六百名で、但馬は云ふまでもなく、鳥取、岡山、廣島の各縣にも及んだ。傑出した人には、衆議院議員、貴族院議員を歴任した奥田柳藏、衆議院議員西村淳藏、ブラジル大使澤田節藏等がある。授業は午前八時に始つて、午後一回塾主の講義があつた。定つた學級とも云ふべきものはなかつたが、塾主の講義を聽講するものには一定の資格とも云ふべきものを設け、他の生徒には、年長者をして素讀を授けさせた。毎月一日、十五日を定例休業日となし、二十五日の天神祭には午後を休業とし、氏神祭には四日を休んだ。

教科は漢學が主で、教科書には大學・中庸・論語・孟子・詩經・書經・禮記・易經・春秋・古本大學・十八史略・國史略・日本外史・日本政記・史記列傳・唐宋八家文・文章軌範・儒門語要・劉氏人譜・傳習錄・近思錄・通鑑綱目等があつた。

賞罰と云ふべき程のものを行はず、偶々生徒中に不謹慎な者のある時は、靜座謹慎を命じたに過ぎなかつた。入學の際の束修は任意とし、謝儀は正月、盆の二回に任意に納めさせ、別に定額はなかつた。

かくして青谿書院の遺鉢を繼いだ味道館も、常に天皇は世界の上に君臨さるべきであると説いたその高邁なる識見も又その師池田草庵の病氣の時、代つて教鞭をとつた學徳も、各地に小學校、中等學校の設立を見るやうになつて、生徒も次第に減少し、遂に明治二十六年六月廢塾の止むなきに至つたが、同年更に鳥取市に開塾し、大正九年その病歿と共に廢塾した。

存命中研究の發表を主義としなかつた爲著述はないが遺文中「安樂世界正氣の詩」は大正天皇が皇太子にましまして時獻上したもので、その人格、識見を窺ふことが出来る。塾に關する文書其他は、今にその生地、その他に保存されてゐる。

安樂世界正氣の詩

天地正氣聚無息	唯吾大日本神國
日本神國位東極	海外諸國在西北
西北元是陰氣克	東南元是陽氣克
名山大水顯秀色	君子神人建天則
風景佳境勝萬國	源深流遠唯神國
不知層數幾萬億	皇統連綿冠萬國
萬古萬後不變易	基祖宗深仁厚澤
神州宗支唯一族	眞知天長地久國
自萬事萬物上策	義勇奉公守生得
研究學術繼絕學	究得深遠覺後覺
爲天地生民立極	眞開大平萬世樂
海外諸國盛衰速	因祖宗德淺澤薄
天時不如地利得	地利不如人和得
得人和者唯神國	得地利者亦神國



昔元兵拾萬來賊  
彼國戰栗若摧角  
曩及清國起戰役  
百戰百捷豈虛澤  
軍艦或遜或沈溺  
予死餘爲生還國  
彼萬億心惟萬億  
見死如歸趨戰役  
忠孝臣多勝萬國  
彼漸覺悟請和格  
後暴徒企雪耻辱  
以一黨力攘萬國  
各國聯合伐清國  
每戰先登兵神國  
可知吾兵勝大陸  
清國終屈請和睦  
乃露非道縱強欲  
無止膺懲彼凶惡  
戰勝攻取如破竹

免歸國者僅三僕  
爾後一人無來辱  
遣王師征如逐雀  
亦猶倒戈攻後北  
將請獻戰艦降伏  
我憐恤之任其託  
我民億萬一心力  
爲忠孝死父母憚  
雖欲舉數不可側  
天皇憐愍許和睦  
可憐彼等無謀略  
侮辱公使及各國  
彼等連敗皆退却  
樹旗城頭亦神國  
入北京城王遜北  
皆從正理遂許諾  
反約蠶食迫神國  
亦猶征清國輒弱  
鐵網壕塞無利益

無山無川無數敵  
堅城鐵艦皆醉溺  
我軍極力救陷溺  
被虜始思得安樂  
父母親戚亦悅樂  
陽氣剋與陰氣剋  
天皇大度垂仁德  
濫好戰者皆妄策  
不知不可敵神國  
清露兵衆容械足  
天皇歡聖恩深浴  
內援外役致嚴肅  
世界萬國皆震愕  
後車可觀前車覆  
世界萬國祈幸福  
乃得長保其公益  
允執厥中享天祿  
眞吾天皇神聖德  
吁皇孫皆光明德

僅虜數萬餘隱縮  
遜降沈沒顛履屣  
幸全命者不可數  
寄語妻子生歸國  
彼所悅樂吾所辱  
分男女明暗強弱  
遂爲人道許和睦  
敵神國者必敗趁  
非痴與狂則盲目  
如秋葉遇烈風落  
因億兆一心盡力  
文武兩全成不蹟  
爲懷威德將來伏  
不好戰爭世安樂  
莫如一日早來度  
豈真非萬國得策  
漸統御世界萬國  
惟皇太子高照德  
五福三德尤有僕